



第 二 期 葛 飾 区

子ども・子育て支援 事業計画

令和2年度～令和6年度



はじめに

平成 27 年に「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（以下「前期計画」という。）を策定してから、5 年が経過しました。この間、私は、子育て支援施策を区の最重要課題の一つに位置付け、待機児童対策をはじめ、一時保育や病児・病後児保育等の多様な保育需要への対応や、妊娠期から子育てに関する相談体制の充実等、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援するしくみとして区民や関係者の皆様と連携協働して「葛飾区版ネウボラ」の推進に積極的に取り組んでまいりました。これらの取り組みが評価されて、本区は、マスコミをはじめとする各方面から高い評価をいただくようになりました。

このような中、児童虐待や養育困難、貧困等をはじめとする子どもの権利擁護の問題や、保護者が安心して子どもを保育施設に預けるための保育の質の確保等、子育てを取り巻く課題も変化しております。

こうした課題の変化や地域のニーズ等を踏まえつつ、引き続き、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指して、今般「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」（以下「第二期計画」という。）を策定しました。

第二期計画では、基本目標等の計画の骨子そのものは、前期計画の体系を継続しつつも、新たなニーズに対応するため、子どもの最善の利益を確保する「児童相談所の設置」や、区民にとって身近な施設として設置した「子ども未来プラザ」で子育てと子どもの育ちを支援する「かつしか子ども応援事業」、

保育の質の確保を図るため区独自の検査も行う「指導検査体制の強化」等を新規事業として位置付けました。さらに、保育士等の処遇改善を図りその確保と定着を支援する「保育士等の確保に向けた総合的な取組」等、前期計画からの事業についても、現在の課題やニーズを踏まえて一部の事業で見直しを行いました。これらに加えて、年間を通して保育施設が利用しやすく卒園まで安心して子どもを預けることができるように、引き続き、保育施設が不足する地域を中心に施設整備を進め保育定員の拡大を図ります。これらの取組を皆様との連携協働のもと推進していくことにより、子どもの最善の利益を実現してまいります。

今後も区民の皆さまや事業者の方々の思いを肌で感じ、子育て支援施策を推進するために、第二期計画で位置付けた事業を、スピード感を持って積極的に実施してまいります。



令和2年3月

葛飾区長

青木克徳、

目 次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1. 計画の背景・趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間.....	3
4. 策定体制.....	3
第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況	4
1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況.....	4
(1) 総人口及び乳幼児人口の推移	4
(2) 出生の状況	5
(3) 女性労働力率	6
(4) 0歳～5歳の推計人口	7
(5) 教育・保育施設等の状況	8
2. 子ども・子育て支援二一ズ調査の概要.....	10
(1) 調査の目的	10
(2) 調査の実施状況	10
(3) 回答結果.....	10
3. グループヒアリングの概要	11
(1) 調査の目的	11
(2) 調査の実施状況	11
第3章 計画の基本的な考え方.....	12
1. 計画の基本的な方向	12
(1) 基本理念	12
(2) 基本目標.....	13
2. 計画の体系.....	15
第4章 施策の展開.....	19
基本目標1：のびのび子育て！	19
(1) 教育・保育の提供体制の充実	22
(2) 在宅子育て家庭への支援	28
(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実	32
(4) 子育て世帯への経済的支援	36
基本目標2：すこやか子育て！	38
(1) 母子の健康づくりの推進	40
(2) 相談支援体制の充実.....	47
基本目標3：いきいき子育て！	50
(1) 仕事と子育ての両立支援	52
基本目標4：あんしん子育て！	54
(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	56
(2) 子どもの安全の確保.....	58
基本目標5：みんなで子育て！	60
(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成.....	63
(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援	68
基本目標6：つながる子育て！	75
(1) 児童虐待防止対策の推進	77
(2) 障害児支援施策の推進	80
(3) ひとり親家庭に対する支援の充実.....	83

第5章 量の見込み及び確保方策	84
1. 市町村子ども・子育て支援事業計画	84
(1) 幼稚園や保育所等に関する需給計画	84
(2) 「子育てひろば事業」等の地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画	84
(3) 保育所等を利用できる条件	85
2. 教育・保育提供区域	86
3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策	88
(1) 表の見方	88
(2) 教育・保育の確保方策の概要	89
(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】	90
(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策	92
(5) 保育利用に係る量の見込みと確保方策	94
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	102
(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要	102
(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)	103
5. 認定こども園の普及等に係る取組	105
第6章 計画の推進体制	106
1. 計画の周知	107
2. 関係機関等との連携・協働	107
3. 計画の実施状況の点検・評価	107
4. 子ども・子育て会議	108
5. その他	108
参考資料	109
1. 計画の策定経過	110
2. 子ども・子育て会議	113
(1) 設置条例	113
(2) 委員名簿（平成31年4月1日現在）	114
3. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果概要	115
(1) 子育て支援施設の利用希望等に関する調査	115
(2) 幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	118
(3) 放課後の過ごし方に関する調査	119
4. グループヒアリング調査結果概要	121
(1) 出産を控える妊婦とその配偶者に対するヒアリング結果	121
(2) 助産師に対するヒアリング結果	122
(3) 発達に課題のある子どもの保護者に対するヒアリング結果	124
(4) 児童虐待の専門支援者等に対するヒアリング結果	127
5. 地域子ども・子育て支援事業に関わる事業実施状況	129
6. 用語解説	130

第1章 計画策定に当たって

1. 計画の背景・趣旨

わが国では、女性の就業率の向上等により、保育所の入所希望者が増加し、待機児童解消が喫緊の課題となっています。また、核家族化や地域での人間関係の希薄化等により、家庭や地域での子育てにおける保護者の孤立感、負担感が増している現状があります。加えて、親の就労状況に応じた質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられることが望まれており、教育・保育の質の向上も求められています。

これまで本区では、平成14年4月に「葛飾区子育て支援推進プラン」を策定し、児童福祉はもとより、子育て支援に係る母子保健、教育、まちづくり等の施策を総合的に実施してきました。また、平成17年4月には次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づき「葛飾区子育て支援行動計画（前期計画）」を、さらに、平成22年4月には前期計画を継承した「葛飾区子育て支援行動計画（後期計画）」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施してまいりました。

平成24年8月には、「子ども・子育て関連3法」が成立し、これらの法律に基づき、幼児期の教育・保育・子育て支援について、必要とする全ての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。「子ども・子育て支援新制度」では、全ての子どもを対象とした「子ども・子育て支援」を社会全体で取り組むことを目指し、質・量を総合的に確保した幼児教育・保育の提供、地域における子ども・子育て支援の充実を図ることとしており、本区でも、平成27年3月に、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「葛飾区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援施策の充実に取り組んできました。

しかしながら、この5年間で幼児教育・保育の無償化等、子育てを行う環境の変化が著しくなっています。また、貧困や虐待等を含めた子どもの権利擁護の取組等、より一層の対応が必要とされる新たな課題も出てきています。今後も、働き方改革等、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、子どもの権利条約の基本原則である子どもの最善の利益を実現するために、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいかといった、保護者の視点はもとより、子どもの権利擁護や子どもの育ちの支援といった子どもの視点に立った、様々な施策に積極的に取り組んでいくことがより一層重要となります。

以上のことを踏まえて、現状や将来想定される課題等を反映した「第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、妊娠期から子どもが成人するまでの期間を通して、妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援する「葛飾区版ネウボウ」を推進するため、本計画において、令和2年4月から5年間の取組について定めます。

2. 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。

また、次世代法が改正され、法律の有効期限が 10 年間延長されたこと（令和 7 年 3 月 31 日まで）から、同法第 8 条の規定に基づく「市町村行動計画」にも位置付け一体的に策定するとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 の規定に基づく「市町村整備計画」を内包する計画とします。

さらに、本区の上位計画である「葛飾区基本計画」や子どもの福祉や教育に関する他の計画等との連携を図り、調和を保った計画とします。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

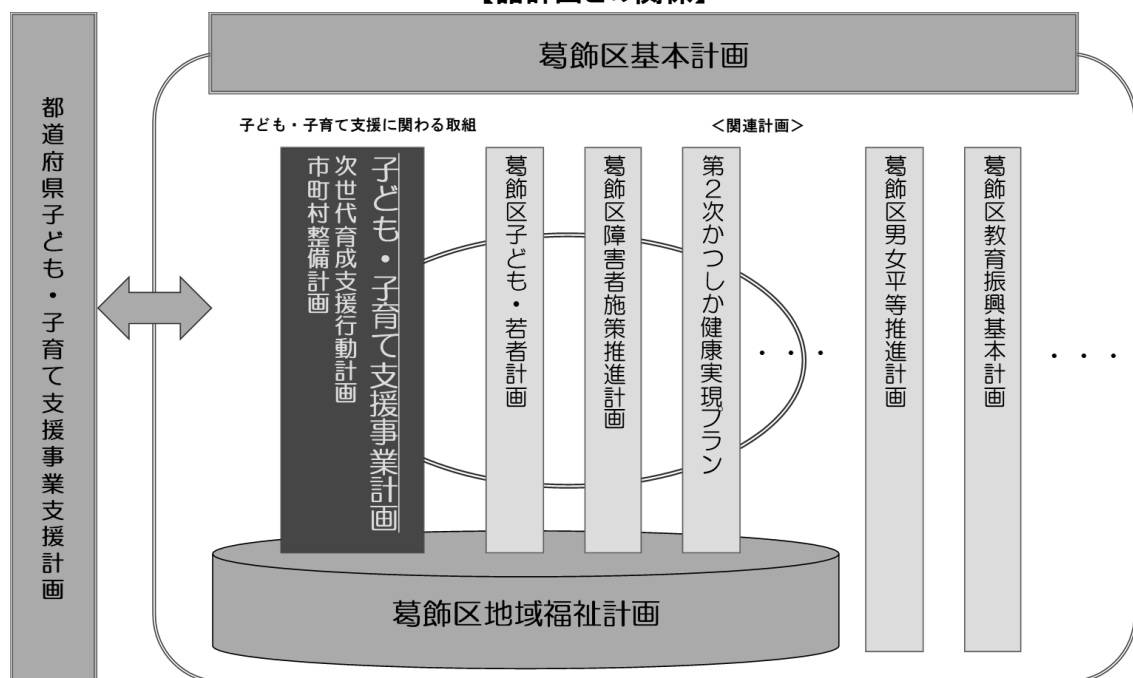
第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【次世代育成支援対策推進法（抜粋）】

（市町村行動計画）

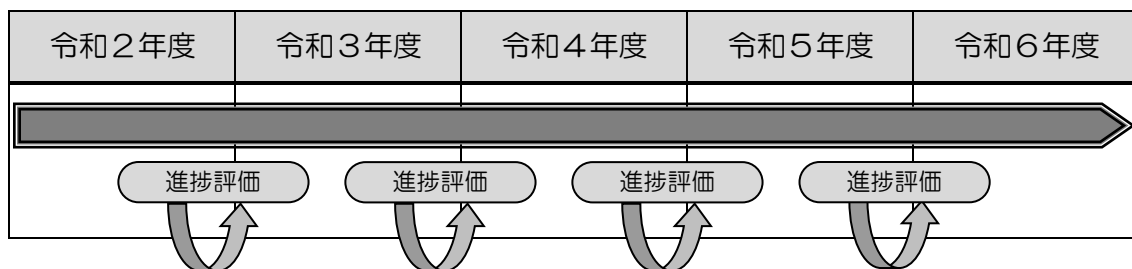
第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、（中略）その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

【諸計画との関係】



3. 計画の期間

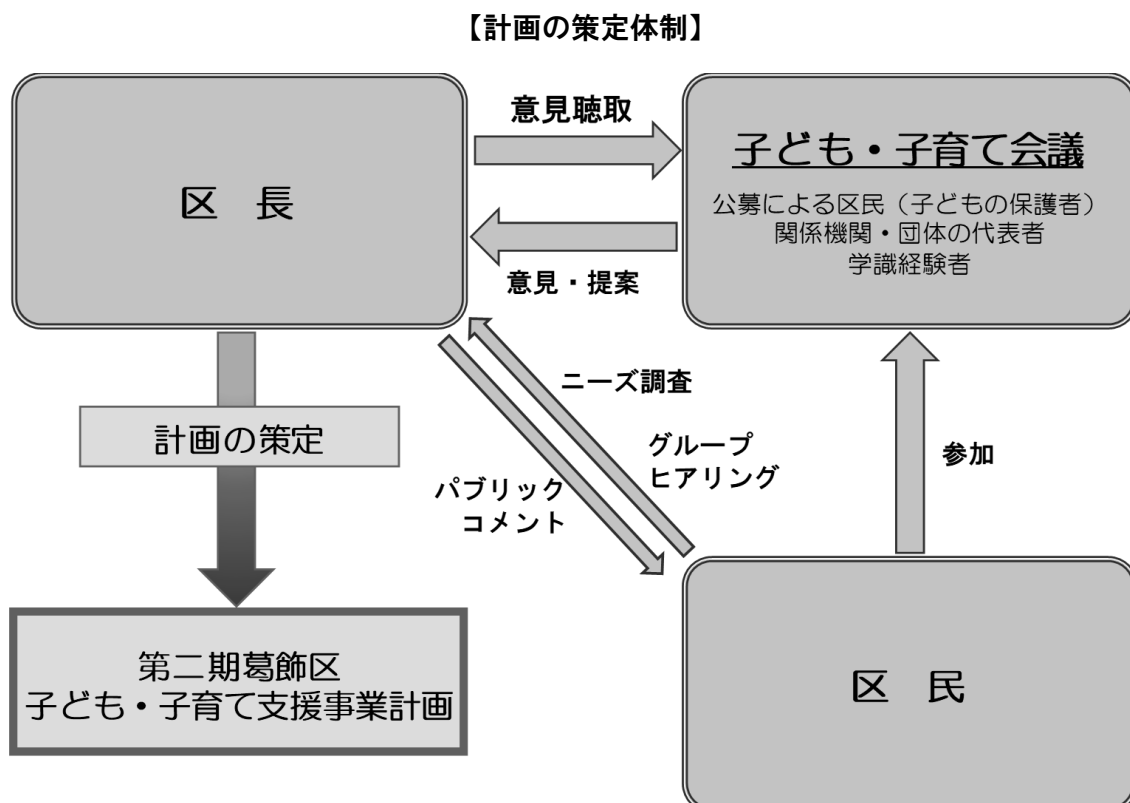
本計画は、5年を1期とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



※計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを検討します。

4. 策定体制

本計画の策定に当たっては、区長の附属機関として、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者からなる「葛飾区子ども・子育て会議」を設置し、検討を行ったほか、区内の子育て家庭の意向を調査し、今後見込まれるニーズを把握するとともに、妊婦や発達に課題のある子どもの保護者等に対するグループヒアリングを実施し、計画策定のための参考としました。また、広く区民の意見を聴くため、令和元年12月～令和2年1月にパブリックコメントを実施しました。



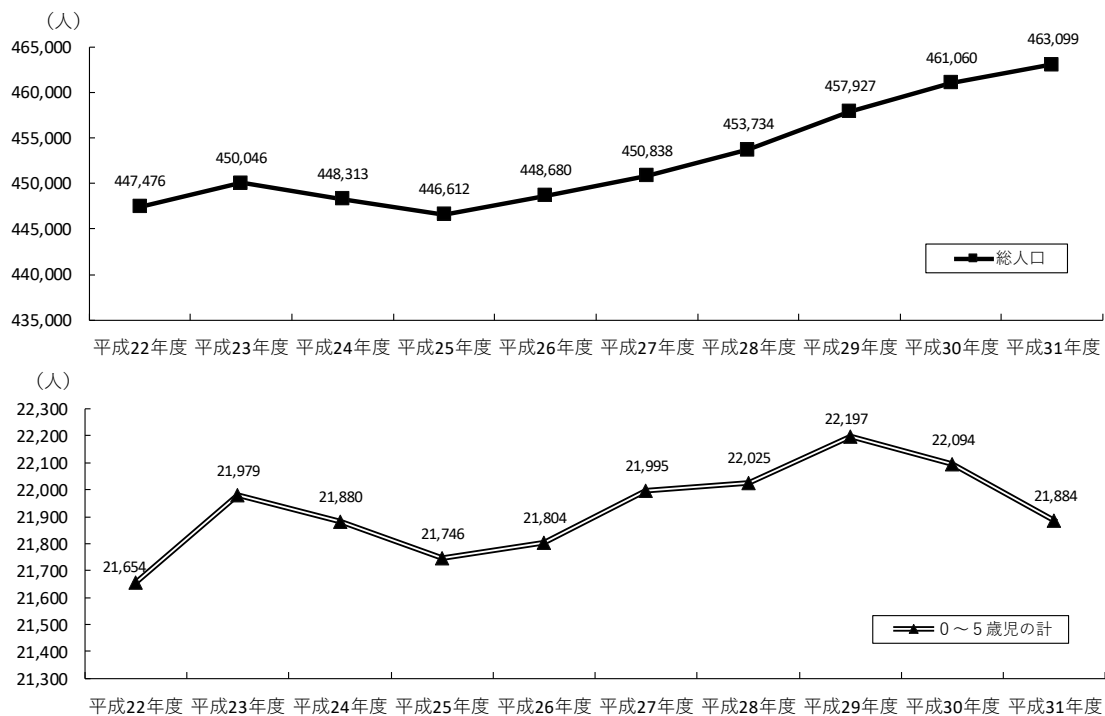
第2章 葛飾区の子ども・子育てを取り巻く状況

1. 葛飾区の子ども・子育てに関わる概況

(1) 総人口及び乳幼児人口の推移

本区の総人口は平成 23 年度にかけて増加した後、平成 25 年度までやや減少しましたが、再び増加に転じ、平成 31 年度は 463,099 人となっています。

また、0～5 歳児人口は平成 23 年度にかけて増加した後、平成 25 年度まで一度減少しましたが、平成 29 年度には直近 10 年度間でピークとなる 22,197 人となりました。その後、再び減少に転じ、平成 31 年度は 21,884 人となっています。



年度	総人口	乳幼児（0～5 歳児）人口							
		総人口に 占める割合	0～5歳児 の計	内訳					
				0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
平成 22 年度	447,476	4.84%	21,654	3,739	3,693	3,725	3,563	3,427	3,507
平成 23 年度	450,046	4.88%	21,979	3,619	3,858	3,748	3,756	3,538	3,460
平成 24 年度	448,313	4.88%	21,880	3,577	3,653	3,759	3,670	3,699	3,522
平成 25 年度	446,612	4.87%	21,746	3,576	3,599	3,639	3,669	3,632	3,631
平成 26 年度	448,680	4.86%	21,804	3,619	3,682	3,607	3,624	3,657	3,615
平成 27 年度	450,838	4.88%	21,995	3,702	3,744	3,670	3,594	3,633	3,652
平成 28 年度	453,734	4.85%	22,025	3,655	3,799	3,728	3,624	3,602	3,617
平成 29 年度	457,927	4.85%	22,197	3,691	3,766	3,779	3,728	3,629	3,604
平成 30 年度	461,060	4.79%	22,094	3,521	3,723	3,763	3,730	3,761	3,596
平成 31 年度	463,099	4.73%	21,884	3,449	3,590	3,684	3,713	3,715	3,733

(単位: 人)

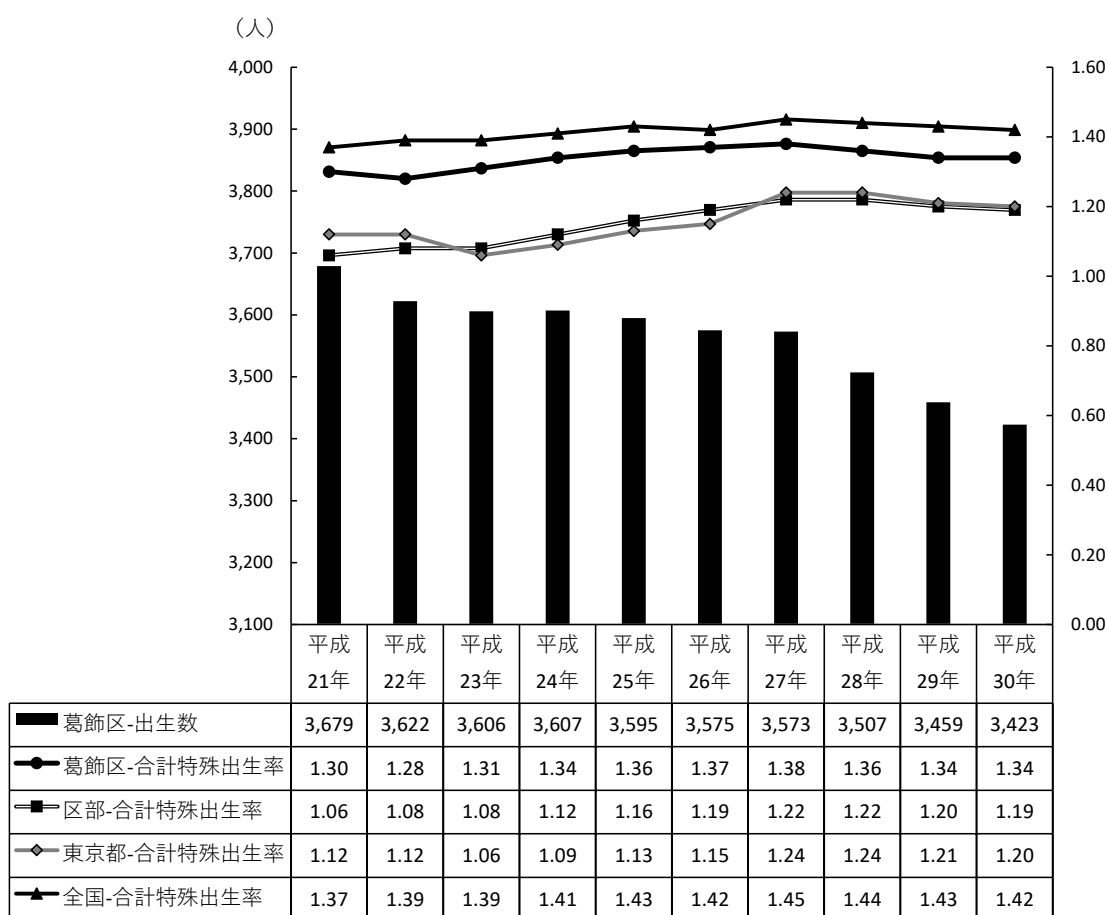
※各年度 4 月 1 日現在 ※人口には外国人住民含む

資料: 住民基本台帳、外国人登録(平成 24 年まで)

(2) 出生の状況

本区の出生数は減少傾向で推移しており、平成 30 年は 3,423 人となっています。

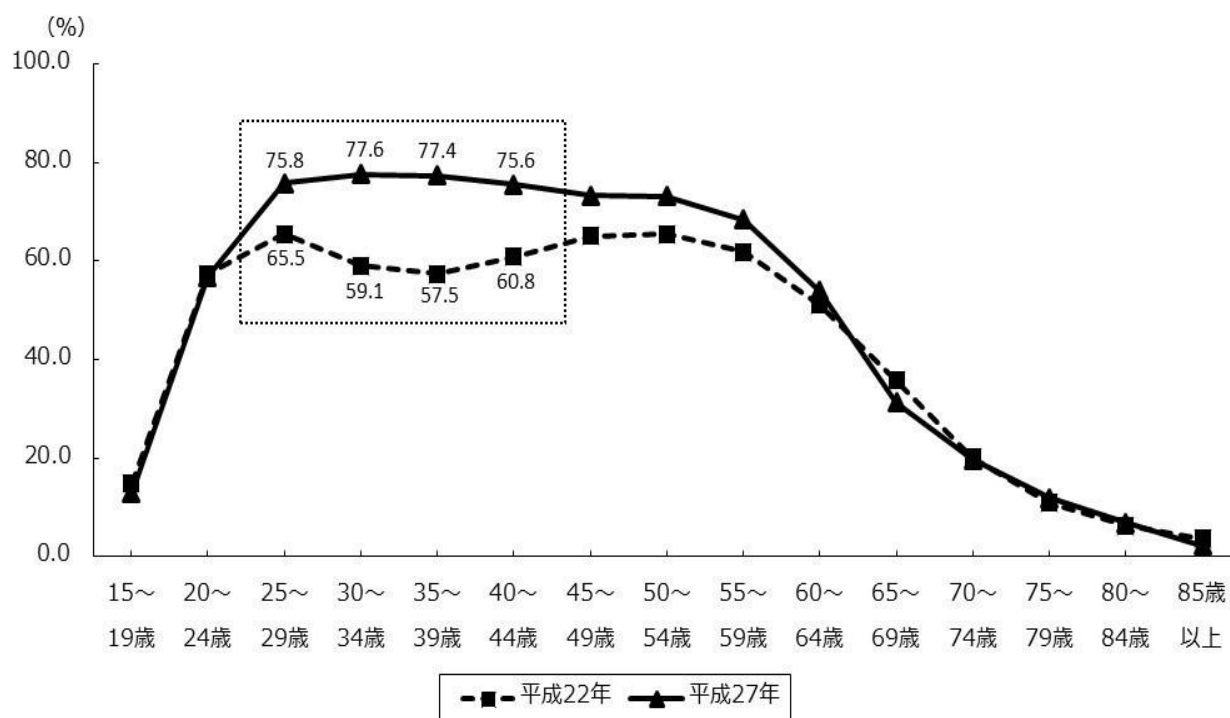
また、合計特殊出生率は区部や東京都の水準よりも高いものの、全国平均からはやや下回っています。平成 21 年から平成 30 年までの推移を見ると、年によりばらつきはあるものの、全般的には横ばいで推移しており、平成 30 年は 1.34 となっています。(平成 21 年と比べると、0.04 ポイントの上昇)



資料:東京都 人口動態統計
厚生労働省 人口動態統計

(3) 女性労働力率

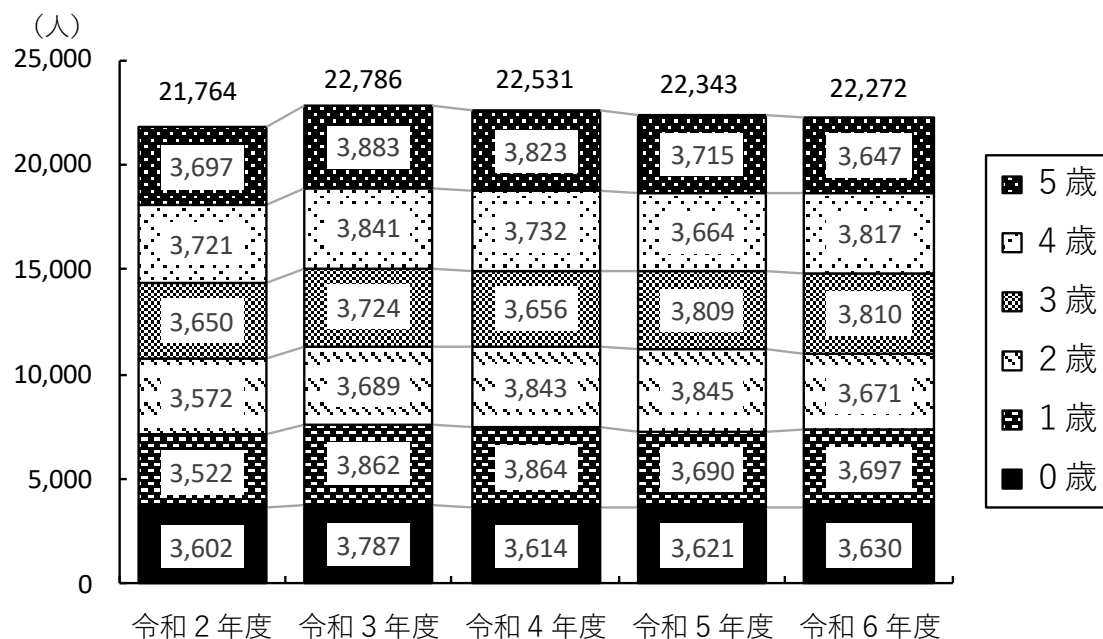
国勢調査によると、生産年齢人口に対する労働力率は平成 22 年から平成 27 年にかけて上昇しており、特に女性の上昇が著しくなっています。子育て期の女性の労働力率は、25～29 歳で 65.5%から 75.8%、30～34 歳で 59.1%から 77.6%、35～39 歳で 57.5%から 77.4%、40～44 歳で 60.8%から 75.6%に上昇しています。



資料:総務省「国勢調査」

(4) 0歳～5歳の推計人口

令和2年度から令和6年度までの0～5歳の推計人口を見ると、令和2年度は21,764人、令和3年度には22,786人と、新宿や金町等の大規模開発による人口の増加が想定されておりますが、その後、令和6年度にかけて微減する見込みです。



単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	3,602	3,787	3,614	3,621	3,630
1歳	3,522	3,862	3,864	3,690	3,697
2歳	3,572	3,689	3,843	3,845	3,671
3歳	3,650	3,724	3,656	3,809	3,810
4歳	3,721	3,841	3,732	3,664	3,817
5歳	3,697	3,883	3,823	3,715	3,647
計	21,764	22,786	22,531	22,343	22,272

※小数点以下第1位を四捨五入しているため、合計が全体を示す数値と一致しないことがある

※国の計画策定の手引きを踏まえて、平成27年から31年の各年4月1日時点の住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法により推計した人数に、大規模開発の影響を加味した推計値

(5) 教育・保育施設等の状況

①教育・保育施設数等（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区内の教育・保育施設の施設数及び定員数等は以下のとおりです。

満 3 歳未満では、全ての教育・保育施設において在籍数は定員数を下回っており、その約 6 割が 0 歳児となっています。一方で、認証保育所の満 3 歳以上では、定員数以上の在籍数となっています。

単位：人

			合計	満3歳未満	満3歳以上	施設数
幼稚園		定員数	5,705		5,705	25 か所
		在籍数	4,562		4,562	
保育所		定員数	10,754	4,358	6,396	109 か所
		在籍数	10,073	4,298	5,775	
認定こども園	1 号認定	定員数	819		819	4 か所
		在籍数	791		791	
	2・3 号認定	定員数	352	136	216	
		在籍数	344	133	211	
小規模保育事業所		定員数	288	288		16 か所
		在籍数	257	257		
家庭的保育事業所 （保育ママ）		定員数	82	82		20 か所
		在籍数	76	76		
認証保育所		定員数	351	265	86	11 か所
		在籍数	338	221	117	
合計		定員数	18,463	5,129	13,222	
		在籍数	16,441	4,985	11,456	

※数値は、公立・私立の合計

※幼稚園及び認定こども園（1号認定分）の定員数及び在籍数は、令和元年5月1日現在

※幼稚園及び認定こども園（1号認定分）の在籍数は、満3歳以上で、区外在住者を含む

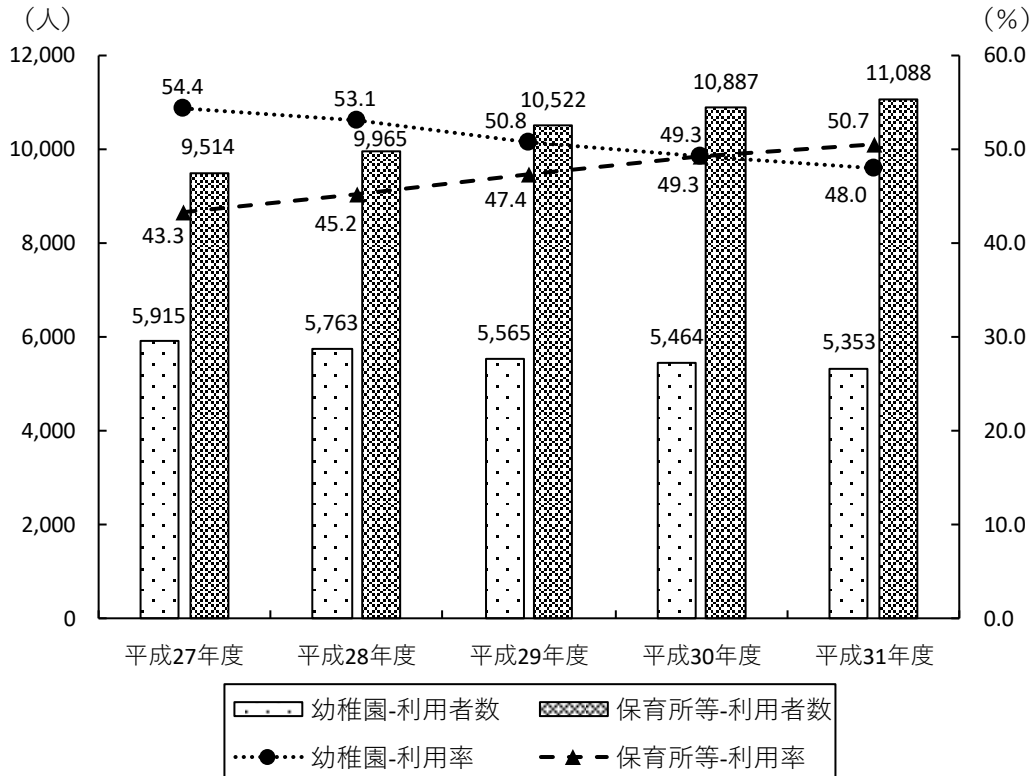
※保育所分園は、施設数には含まず、定員数及び在籍数にはそれぞれ含む

※保育所及び認証保育所の在籍数は、定員弾力化後の数

※保育所及び認証保育所の在籍数は、区外在住者を含む

②教育・保育施設の利用の推移

区内の教育・保育施設の利用の推移を見ると、幼稚園の利用者数は減少傾向を示しているのに対して、保育所等の利用者数は増加傾向を示しています。利用率も平成 30 年度に同じ率となり、平成 31 年度には保育所等の利用率が幼稚園を上回っています。



年度	幼稚園			保育所等			待機児童数 (人)
	満3～5歳児 人口 (人)	利用者数 (人)	利用率 (%)	満0～5歳児 人口 (人)	利用者数 (人)	利用率 (%)	
平成 27 年度	10,879	5,915	54.4	21,995	9,514	43.3	252
平成 28 年度	10,843	5,763	53.1	22,025	9,965	45.2	106
平成 29 年度	10,961	5,565	50.8	22,197	10,522	47.4	76
平成 30 年度	11,087	5,464	49.3	22,094	10,887	49.3	64
平成 31 年度	11,161	5,353	48.0	21,884	11,088	50.7	54

【幼稚園】

※利用者数は、各年 5 月 1 日現在

※利用者数は、満 3 歳児以上で、区外在住者を含む

※利用者数は、認定こども園（1号認定分）利用者を含む

【保育所等】

※保育所等には、区内の保育所、認定こども園（2号・3号認定分）、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）及び認証保育所が含まれる

※利用者数は、各年 4 月 1 日現在

※保育所及び認証保育所の利用者数は、定員弾力化後の数

※利用者数は、区外在住者を含む

2. 子ども・子育て支援ニーズ調査の概要

(1) 調査の目的

本区における子どもの保護者の教育・保育・子育て支援事業の利用に関する意向や子どもと保護者が置かれている環境等、様々な状況を把握したうえで適切な計画策定を行うため、調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	調査方法	調査期間
①子育て支援施設の利用希望等に関する調査	区内に居住する子ども（5歳以下）を持つ保護者	郵送配付・郵送回収	平成30年12月14日 ～平成31年1月10日
②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	区内に所在する幼稚園に通う園児の保護者	幼稚園を通じて配付、幼稚園を通じて回収	平成31年2月4日 ～2月18日
③放課後の過ごし方に関する調査	区内に所在する小学校に通う児童の保護者	各学校を通じて配付、各学校を通じて回収	平成31年2月18日 ～3月7日

(3) 回答結果

調査種別	配付数	有効回答数	有効回答率
①子育て支援施設の利用希望等に関する調査	6,000 件	3,307 件	55.1%
②幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査	5,580 件	3,567 件	63.9%
③放課後の過ごし方に関する調査	1,986 件	1,345 件	67.7%

3. グループヒアリングの概要

(1) 調査の目的

妊婦や発達に課題のある子どもの保護者、それらに携わる専門支援者等に対し、アンケート調査だけでは把握しきれない課題やニーズについて聞き取りを行い、計画策定に向けた参考とするための調査を実施しました。

(2) 調査の実施状況

調査種別	調査対象	調査方法	調査日
①出産を控える妊婦とその配偶者に対するヒアリング	出産を控える妊婦3名、配偶者2名	グループヒアリング	平成31年2月21日
②助産師に対するヒアリング	助産師3名	グループヒアリング	平成31年2月21日
③発達に課題のある子どもの保護者に対するヒアリング	発達に課題のある子どもの保護者10名	グループヒアリング	平成31年3月1日
④児童虐待の専門支援者等に対するヒアリング	児童虐待の専門支援者等4名	グループヒアリング	平成31年3月8日

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本的な方向

(1) 基本理念

子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく。

「子ども・子育て支援新制度」では、区市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

子ども・子育て支援法に基づく「基本指針」／次世代法に基づく「行動計画策定指針」において掲げられた計画の主なポイント

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡大と質的改善を図る
- ◆妊娠・出産から子育てまで切れ目ない支援を行う
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす
- ◆外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、円滑な教育・保育等の利用ができるよう必要な支援を行う
- ◆医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等を行う
- ◆次代の親の育成という視点
- ◆仕事と生活の調和の実現の視点
- ◆全ての子どもと家庭への支援の視点 等

本計画においても引き続き、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、前計画の理念を踏襲して、各事業の質・量の更なる向上によって、子育て支援施策の充実を図ります。

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援新制度」においては、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大及び確保」

「地域における子ども・子育て支援の充実」

を推進していくものとされています。

平成 27 年の「子ども・子育て支援事業計画」策定後、この 5 年間で幼児教育・保育の無償化等、子育てを行う環境の変化が著しくなっています。

特に女性の社会進出の更なる推進とともに、働き方改革等によるワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。また、家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが夢や希望を持って、健やかに成長し、様々な困難を有しても社会的に自立できるように、学習支援等の取組が求められています。さらに、児童虐待防止対策の強化として、児童福祉法の改正により特別区における児童相談所の設置が可能になりました。

本区においても、子ども総合センターが中心になり、子育ての現状等を踏まえて、様々な事情を有する家庭に寄り添い支援を行いながら、子どもの健やかな成長と社会的な自立を支援していきます。さらに、令和 5 年度を目標に児童相談所・一時保護所を設置し、子ども総合センターの機能強化を図りながら、子どもに関わる全ての機関と緊密な連携をして、児童虐待の撲滅に向けた取組等をより一層進めてまいります。

このように、幼児期の教育・保育の提供に留まらず、様々な支援が求められている中で、計画の基本理念を実現するためには、引き続き、「子ども・子育て支援事業計画」の基本目標に基づいて継続して事業を実施することで、更なる成果が期待できることから、「第二期子ども・子育て支援事業計画」においても、基本目標を継承し、計画に定めた事業を展開していきます。

■ 6つの基本目標

基本目標1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

基本目標2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

基本目標3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します。

基本目標4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

基本目標5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

基本目標6：つながる子育て！

一人一人の特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

2. 計画の体系

＜基本理念＞

子どもの幸せを第一に考え、全ての子どもと子育て家庭に地域社会全体で寄り添い、支えることを通じて、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指していく。

基本 目標	取組 方針	主な事業			掲載頁
1. のびのび子育て！	(1) 教育・保育 の提供体制 の充実	拡充	1)	認可保育所・認定こども園の設置・運営	22
			2)	予約入園の拡大	22
			3)	家庭的保育事業（保育ママ）	23
		拡充	4)	小規模保育事業	23
			5)	事業所内保育事業	24
			6)	居宅訪問型保育事業	24
			7)	時間外保育事業	24
		拡充	8)	病児・病後児保育事業	25
			9)	休日保育事業	25
			10)	私立幼稚園の2歳児受入れの実施	25
		拡充	11)	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業	26
		拡充	12)	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	26
		新規	13)	ベビーシッター利用支援事業	26
		新規	14)	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長	27
	(2) 在宅子育て 家庭への支 援	拡充	1)	一時預かり事業	28
			2)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	29
			3)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	29
			4)	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	30
		拡充	5)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	30
			6)	緊急一時保育事業	31
	(3) 教育・保 育・子育て 支援サービ スの質の向 上・充実	拡充	1)	保育士等の確保に向けた総合的な取組	32
			2)	民有地マッチング事業	32
			3)	認証保育所認可化移行支援事業	32
			4)	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	32
			5)	学童保育クラブの開所時間の延長	33
			6)	学校施設を活用した放課後子ども支援事業	33
			7)	子育て支援情報の適切な提供	33
			8)	子育て支援に関するアンケートの実施	33
			9)	利用者支援事業	34
			10)	多様な主体の参入促進事業	34
		拡充	11)	子育て支援員の育成・活用	35
		新規	12)	指導検査体制の強化	35
	(4) 子育て世帯 への経済的 支援	拡充	1)	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）	36
		拡充	2)	私立幼稚園等園児保護者に対する補助金	36
		拡充	3)	認証保育所の保育料保護者負担軽減	36
			4)	児童手当等事業	36
			5)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	37
		新規	6)	食材料費の保護者負担軽減	37

基本目標	取組方針	主な事業		掲載頁
2. すくすく子育て！	(1) 母子の健康づくりの推進	1)	妊婦健康診査事業	40
		2)	妊婦歯科健康診査	40
		3)	特定不妊治療費の助成	40
		4)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	41
		5)	乳幼児健康診査	41
		6)	親と子の心の健康づくり	41
		7)	ハローベビー教室（母親学級）・パパママ学級	42
		8)	育児グループの育成・支援	42
		9)	疾病の早期発見・早期対応	42
		10)	はしかの予防対策	43
		11)	結核の予防接種	43
		12)	アレルギー相談の実施	43
		13)	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発	43
		14)	栄養教育の実施	44
		15)	親と子の食育推進事業	44
		16)	すくすく歯育て支援事業	44
		17)	健康づくり健康診査	45
		18)	子ども医療費助成事業	45
		19)	入院助産	45
		20)	小児初期救急平日夜間診療事業	45
	(2) 相談支援体制の充実	新規 21)	産後ケア体制の整備	46
		新規 22)	新生児聴覚検査費助成	46
		1)	子どもと親に対する相談・支援の実施	47
		2)	就学前の子どもの発達相談	47
		3)	特定妊婦等電話相談事業	47
		拡充 4)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（再掲）	47
		5)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）	48
		6)	悩みごと相談の実施	48
		新規 7)	ゆりかご葛飾	48
		新規 8)	若者支援体制の整備	49
3. いきいき子育て！	(1) 仕事と子育ての両立支援	1)	企業向けセミナー	52
		2)	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発	52
		3)	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会	52
		4)	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業	52
		5)	事業所向け啓発情報誌の発行	53
		6)	男性の家庭生活への参画支援事業	53
		7)	再就職講座	53

基本目標	取組方針	主な事業			掲載頁
4. あんしん子育て！	(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備	拡充	1)	赤ちゃんの駅事業	56
			2)	子ども未来プラザの整備	56
			3)	遊びや生活を通した子どもの健全育成	56
			4)	歩道勾配改善事業	56
			5)	「だれでもトイレ」の設置	57
			6)	乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり	57
		新規	7)	かつしか子ども応援事業	57
	(2) 子どもの安全の確保		1)	地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）	58
			2)	交通安全運動の推進	58
			3)	安心・安全な公園づくり	58
			4)	公園の安全点検	58
			5)	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援	59
		新規	6)	公共施設の不適合ブロック塀等の撤去・改修	59
		新規	7)	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり	59
5. みんなで子育て！	(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成		1)	葛飾学力伸び伸びプランの推進	63
			2)	体力向上のための取組	63
			3)	特色ある学校づくり推進	63
			4)	教員の資質・能力の向上	64
			5)	葛飾スタンダードの推進	64
			6)	教育情報化の推進	64
			7)	いじめ・不登校への対応	65
		拡充	8)	連続する学びの場の充実（幼保小・小中・中高連携教育の推進）	65
		拡充	9)	学校施設の改築	65
			10)	理数教育の充実	66
			11)	特別支援教育の充実	66
		新規	12)	かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）	66
		新規	13)	日本語指導の充実	67
		新規	14)	学習センター（学校図書館）の整備	67
	(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援		1)	乳幼児とのふれあい体験事業	68
			2)	家庭教育関連事業	68
			3)	家庭教育講座	68
			4)	部活動の充実	69
			5)	食育リーダー研修会	69
			6)	地域の子ども会活動の充実	69
			7)	青少年の地域参画の推進	69
			8)	青少年対象事業	70
			9)	図書館のヤングアダルトコーナーの充実	70
			10)	中学生職場体験事業	70
			11)	学校地域応援団活動支援事業	71
			12)	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）	71
			13)	子ども食育クッキング	72
			14)	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備	72
			15)	かつしか区民大学	72
			16)	地域の子育てボランティアの活用	73
			17)	子育て支援ボランティア派遣事業	73
			18)	ブックスタート事業	73
			19)	セカンドブック事業	73
			20)	かつしかっ子ブック事業	74
			21)	産業教育の充実	74
		新規	22)	子ども・若者活動団体支援	74

基本 目 標	取組方針	主な事業		掲載頁
6. つながる子育て！	(1) 児童虐待防 止対策の推 進	1)	養育支援訪問事業	77
		2)	要保護児童対策地域協議会	77
		3)	要支援児童一時預かり事業	77
		4)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）	78
		5)	子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）	78
		6)	特定妊婦等電話相談事業（再掲）	78
		7)	子育て支援ボランティア派遣事業（再掲）	78
		8)	配偶者暴力防止事業	79
		新規 9)	児童相談所の設置	79
	(2) 障害児支援 施策の推進	1)	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ	80
		2)	5歳児健康診査事業	80
		3)	就学前の子どもの発達相談（再掲）	80
		4)	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減	80
		5)	障害児通所給付（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）	81
		6)	障害児に関するサービス利用計画作成	81
		拡充 7)	児童発達支援センターの整備支援	81
		8)	子ども発達センター事業	81
		9)	保育所等訪問支援事業	82
		10)	特別支援教育の充実（再掲）	82
	(3) ひとり親家 庭に対する 支援の充実	1)	ひとり親家庭の総合支援の実施	83
		2)	ひとり親家庭等医療費助成	83
		3)	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業	83

主な事業において、

新規

：第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度以降）から新たに掲載されている事業

拡充

：第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（令和2年度以降）から拡充されている事業

を指します。

第4章 施策の展開

基本目標 1：のびのび子育て！

教育・保育・子育て支援サービスを充実させ、安心して子育てできる環境を実現します。

■取組の必要性

- ・核家族化の進展や労働環境の変化等により、保育需要が多様化しています。
- ・在宅での子育て支援の充実、多様な子育て支援メニューを必要な家庭に適切に届けるための利用者支援の強化が求められています。

■基本目標を達成するための方向性

【多様な子育てニーズへの対応】

- ・働き方改革等により保護者の就労形態が多様化する中で、子どもを卒園まで安心して預けられるよう保育施設が不足する地域を中心に施設整備等を行うほか、時間外保育（延長保育）や病児・病後児保育等、多様な保育需要に対応します。
- ・様々なニーズを持つ保護者の希望に応じた子育て支援施策を提供することで、子育ての形態を選択できる社会を実現します。

■後期実施計画（令和元年度から令和4年度）で定めた重点事業

（1）教育・保育の提供体制の充実

- 1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営【保育所の設置】
- 4) 小規模保育事業【保育所の設置】
- 8) 病児・病後児保育事業【病児保育の設置】
- 11) 私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業【通年型預かり保育の実施】

（2）在宅子育て家庭への支援

- 1) 一時預かり事業【一時保育の設置】
- 5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）【子育てひろばの設置】

（3）教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

- 1) 保育士等の確保に向けた総合的な取組【保育人材の確保】
- 6) 学校施設を活用した放課後子ども支援事業
【学校施設を活用した放課後子ども支援事業】

※文中のカッコ書き【】は、後期実施計画の事業名

※後期実施計画とは、本計画の上位計画となる区の基本計画に基づいた事業計画（詳細は、P130 用語解説参照）

■事業の体系

(1) 教育・保育の提供体制の充実

拡充	1)	認可保育所・認定こども園の設置・運営
	2)	予約入園の拡大
	3)	家庭的保育事業（保育ママ）
拡充	4)	小規模保育事業
	5)	事業所内保育事業
	6)	居宅訪問型保育事業
	7)	時間外保育事業
拡充	8)	病児・病後児保育事業
	9)	休日保育事業
	10)	私立幼稚園の2歳児受入れの実施
拡充	11)	私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業
拡充	12)	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）
新規	13)	ベビーシッター利用支援事業
新規	14)	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長

(2) 在宅子育て家庭への支援

拡充	1)	一時預かり事業
	2)	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
	3)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）
	4)	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）
拡充	5)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）
	6)	緊急一時保育事業

(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

拡充	1)	保育士等の確保に向けた総合的な取組
	2)	民有地マッチング事業
	3)	認証保育所認可化移行支援事業
	4)	私立学童保育クラブの人材確保等支援事業
	5)	学童保育クラブの開所時間の延長
	6)	学校施設を活用した放課後子ども支援事業
	7)	子育て支援情報の適切な提供
	8)	子育て支援に関するアンケートの実施
	9)	利用者支援事業
	10)	多様な主体の参入促進事業
拡充	11)	子育て支援員の育成・活用
新規	12)	指導検査体制の強化

(4) 子育て世帯への経済的支援

拡充	1)	多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）
拡充	2)	私立幼稚園等園児保護者に対する補助金
拡充	3)	認証保育所の保育料保護者負担軽減
	4)	児童手当等事業
	5)	実費徴収に係る補足給付を行う事業
新規	6)	食材料費の保護者負担軽減

※（参考）基本目標 1 における新規事業一覧

「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、
「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。

取組方針	事業番号	事業名
(1)	13)	ベビーシッター利用支援事業
(1)	14)	育児休業取得に対する在園児の在園期限の延長
(3)	12)	検査指導体制の強化
(4)	6)	食材料費の保護者負担軽減



(1) 教育・保育の提供体制の充実

1) 認可保育所・認定こども園の設置・運営

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

認可保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、保護者が安心して就労と子育てを両立していくために、家庭において保育ができない保護者に代わり、保育を行います。

また、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、就学前の子どもに対し、幼児教育と保育を一体的に提供する施設です。子育て相談や親子の交流の場も用意されていて、園に通っていないなくても利用できます。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、迅速かつ着実に拡充を図ります。

また、必要な整備を行うとともに、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進め適切に運営を支援します。

【目標事業量】

単位：人

区域	計画開始時 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減
区全域	11,822	13,021	13,021	1,199
東部	2,759	3,018	3,018	259
西部	3,582	3,672	3,672	90
南部	3,327	3,655	3,655	328
北部	2,154	2,676	2,676	522

2) 予約入園の拡大

所管課：育成課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

安心した育児休業の取得とスムーズな職場復帰を目的に、育児休業明けの0歳児クラスの予約入園を拡大します。

【取組の方向】

予約入園のあり方を検討します。

3) 家庭的保育事業（保育ママ）

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【事業概要】

子どもの保育についての技術及び経験を持ち、区が認可した家庭的保育者（保育ママ）の自宅等で3歳未満の子どもを保育する事業です。少人数で家庭的な環境で保育を実施します。

【取組の方向】

子育てに関するニーズや需要等を勘案しながら、必要に応じて新規施設を検討します。

また、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育者等の処遇改善を着実に進め、適切に運営を支援します。

4) 小規模保育事業

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【事業概要】

0～2歳の低年齢児の保育の量的拡大を図るため、少人数（定員6～19人）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を行います。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、迅速かつ着実に拡充を図ります。

また、必要な整備を行うとともに、保育の質を向上させ安定的に運営できるよう、保育士等の処遇改善を着実に進め適切に運営を支援します。

【目標事業量】

単位：人

区域	計画開始時 (定員)	令和4年度 (定員)	令和6年度 (定員)	増減
区全域	288	343	343	55
東部	0	18	18	18
西部	126	144	144	18
南部	124	143	143	19
北部	38	38	38	0

5) 事業所内保育事業

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【事業概要】

会社等が設置する保育施設で、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

【取組の方向】

事業所内保育事業を希望する事業者に対して相談を受けるほか、地域における3歳児の受け皿の状況等を鑑みて助言を行います。

6) 居宅訪問型保育事業

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【事業概要】

障害・疾患等で個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅で1対1の保育を行います。

【取組の方向】

障害や疾患等を有する児童に対する居宅訪問型保育について検討します。

7) 時間外保育事業

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

保育所等で通常の保育時間を超えて子どもを保育します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、保育所の整備等にあわせて、実施することで、着実に拡充を図ります。

また、地域ごとに需要を見込み、適切な実施について検討します。

【目標事業量】

単位：か所

	計画開始時	令和6年度	増減
施設数	106	127	21

8) 病児・病後児保育事業

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

保育所等に在籍中の子どもが病氣中や病後であり、集団保育が困難な場合に、診療所や保育所等に設置した専用室で一時的にその子どもを保育します。

また、訪問型病後児保育事業は、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、地域バランスを考慮して着実に拡充を図ります。

【目標事業量】

単位：か所

	計画開始時	令和6年度	増減
施設数	11	12	1

9) 休日保育事業

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

日曜・祝日や年末年始に保護者が仕事等のため保育ができない場合に子どもの保育を行います。

【取組の方向】

多様な保育ニーズに対応するため、事業を着実に実施します。また、地域ごとに需要を見込み、適切な実施について検討します。

10) 私立幼稚園の2歳児受入れの実施

所管課：子育て支援課

【事業概要】

私立幼稚園において、2歳児からの受入れを行い、幼稚園教育カリキュラムによる必要な知識の早期取得や幼児の心身の健全な発達を促すとともに、幼児教育・保育施設の選択の幅を広げます。

【取組の方向】

無償化を契機として、満3歳以上の幼稚園児に対し補助を拡大することに伴い、一定の猶予期間を設けたうえで無償化実施前の3歳児と同様の補助を行う本事業に代えて幼稚園型一時預かりによる2歳児受入れを実施することを検討します。

11) 私立幼稚園・認定こども園の預かり保育事業**拡充**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

私立幼稚園・認定こども園で通常の教育時間外や夏休み等に子どもを預かります。

【取組の方向】

実施日数や実施時間の拡大を図るほか、当該園の在籍児以外の受入れも検討します。

12) 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）**拡充**

所管課：育成課・放課後支援課

【事業概要】

放課後帰宅しても保護者の就労又は疾病等の理由で監護が必要な小学生に遊び及び生活の場を与え、指導・健全育成を図ります。

また、小学校内に学童保育クラブの設置を推進します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、放課後等の児童の安全・安心の観点から学校敷地内への整備を原則とし、学童保育クラブ未設置の学校へ整備を順次進めるとともに、放課後等に使用していない学校の諸室の活用等を推進し、受入人数の拡大に取り組みます。

【目標事業量】

単位：人

	計画開始時	令和6年度	増減
入会児童数	4,775	5,278	503

※増減の起点は、実績の把握ができる平成31年4月1日としています。

※増減は、起点と終点との単純な差引であり、実際のニーズを踏まえて整備を行っていきます。

13) ベビーシッター利用支援事業**新規**

所管課：子育て支援課

【事業概要】

0～2歳児までの入所保留通知を所持している児童の保護者又は育児休業を満了した保護者が東京都の認定したベビーシッター事業者を利用し、自宅での保育を行う場合に、利用料の一部を助成します。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。

【事業概要】

出産後に育児休業を取得する際、上の子が在園できる期間を2歳に達する年度末までとすることにより、保護者が育児休業を取得しやすくします。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。



(2) 在宅子育て家庭への支援

1) 一時預かり事業

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

一時預かり事業は、保護者の仕事の都合や通院のほか、自身の活動やリフレッシュ等をする場合に、保育所等で一時的に子どもを保育します。

また、訪問型一時保育事業は、保護者の疾病・入院等により、緊急・一時的に保育が必要な場合に、保育士等が家庭を訪問して子どもを保育します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、着実に拡充を図ります。一時預かり事業については、保育所の整備等にあわせて、実施します。また、訪問型一時保育事業については、地域に密接した保育所等での実施を目指します。

さらに、安定的な運営、新規実施施設の確保のために運営費の加算等の見直しも検討していくとともに、地域ごとに需要を見込み、適切な配置についても検討します。

【目標事業量】

単位：か所

		計画開始時	令和6年度	増減
施設数	幼稚園等	29	29	0
	保育所等	36	39	3

2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

所管課：育成課

【事業概要】

区民相互の助け合いにより子育てを支援する事業で、支援を必要とする人（ファミリー会員）と支援することができる人（サポート会員）を結ぶ会員制の育児支援事業です。

【取組の方向】

積極的なPRを行い、事業内容を区民に周知します。また、サポート会員の募集を行い、登録数を増やすことによって、どの地域においても利用しやすい環境を整えます。

【目標事業量】

単位：人

	計画開始時	令和6年度	増減
年間延べ利用人数	2,159	2,325	166

※増減の起点は、実績の把握ができる平成29年度の実績としています。

3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の病気・出産・出張・育児不安等の理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。

【取組の方向】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。

【目標事業量】

単位：か所

	計画開始時	令和6年度	増減
施設数	1	1	0

4) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

残業等で保護者の帰宅が遅い場合、一時的に夜間（午後 10 時まで）の保育を実施します。

【取組の方向】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。

【目標事業量】

単位：か所

	計画開始時	令和6年度	増減
施設数	1	1	0

5) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【事業概要】

子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、保育所の整備等にあわせて、実施するとともに、連絡会を開催する等、子育てひろば間の情報交換を促進するほか、利用者数に応じた補助制度に変更することを検討し、子育てひろばの活性化を図ります。

【目標事業量】

単位：か所

	計画開始時	令和6年度	増減
施設数	51	53	2

6) 緊急一時保育事業

所管課：子育て支援課・保育課

【事業概要】

保護者が病気や出産等のため入院するときや家族の入院のため介護をする必要のあるとき等に一時的に保育を行います。

【取組の方向】

保育所の整備等にあわせて、実施していくとともに、ホームページや広報紙等で周知します。



(3) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上・充実

1) 保育士等の確保に向けた総合的な取組	拡充
所管課：子育て支援課 【事業概要】 私立保育施設における保育士の確保と定着を図るため、養成校やハローワーク等と連携し就職相談会を実施するとともに、保育士資格の取得支援や保育士の宿舍借上げ支援等により保育士の確保と定着につなげます。 また、区内の定期長時間預かり保育を実施する私立幼稚園で働く幼稚園教諭に対して、奨学金の返済支援事業を実施し、幼稚園教諭の人材の確保と定着についても支援します。 【取組の方向】 保育士資格の資格取得支援や宿舍借上げ支援事業、奨学金返済支援事業等により、保育士等の経済的負担を減らします。 また、保育士等の処遇改善も積極的に進めることで人材の確保に努めます。	
2) 民有地マッチング事業	
所管課：子育て施設整備担当課 【事業概要】 保育施設整備にあたり、土地等所有者と保育施設を運営する法人のマッチングを行います。 【取組の方向】 保育施設の整備が必要な地域において、事業者の提案が全くない場合に、マッチング事業を実施します。	
3) 認証保育所認可化移行支援事業	
所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課 【事業概要】 認可化を希望する認証保育所に対し、移行に向けた事業者の取組を支援します。 【取組の方向】 認可化を希望する認証保育所に対し、移行の支援を行います。	
4) 私立学童保育クラブの人材確保等支援事業	
所管課：放課後支援課 【事業概要】 私立学童保育クラブに対し、児童の集団規模に応じた職員の適正配置に向けた人材確保の支援や設備を充実するための支援を行います。 【取組の方向】 放課後児童支援員等の処遇の改善及び午後6時半を超える放課後児童健全育成事業を行う事業者に対して職員の賃金改善に必要な経費の補助を行います。	

5) 学童保育クラブの開所時間の延長

所管課：育成課・放課後支援課

【事業概要】

学童保育クラブで通常の指導時間（学校下校時から午後6時まで）を超えて子どもを保育します。

【取組の方向】

利用ニーズを把握したうえで、検討を進めます。

6) 学校施設を活用した放課後子ども支援事業

所管課：放課後支援課

【事業概要】

学校施設を活用し、学童保育クラブ事業やわくわくチャレンジ広場といった枠組みにとらわれることなく、放課後等に全ての児童と一緒に過ごすことができる環境を整備します。

【取組の方向】

全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる環境を各小学校内に整備します。

7) 子育て支援情報の適切な提供

所管課：情報政策課・保健センター・育成課・子育て支援課・子ども家庭支援課

【事業概要】

妊娠期や育児期等、その状況に応じ、必要なときに必要な子育て支援情報をICTを活用して提供します。

【取組の方向】

葛飾区総合アプリの利用者数と合わせて電子母子手帳の登録者数を増やすための周知等を継続して行います。

8) 子育て支援に関するアンケートの実施

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・子ども家庭支援課

【事業概要】

子育て中の方に毎年度子育て支援に関する満足度や要望等のアンケートを実施して、その結果を子ども・子育て会議に諮りながら、子育て支援の取組に生かします。

【取組の方向】

アンケート結果を踏まえて、子育て支援の取組に生かしていきます。

9) 利用者支援事業

所管課：育成課・保育課

【事業概要】

子どもや保護者の身近な場所で、保育所等や子育て支援事業に関する情報提供を行うとともに、必要に応じ相談等を行います。

【取組の方向】

身近な子ども未来プラザ等で妊産婦や子育て世帯に対する支援事業を検討・実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を展開します。

【目標事業量】

単位：か所

		計画開始時	令和6年度	増減
施設数	特定型	1	1	0
	母子保健型	12	12	0

10) 多様な主体の参入促進事業

所管課：育成課・子育て施設整備担当課

【事業概要】

保育所等への民間事業者の参入促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進します。

【取組の方向】

保育所等の設置に際して、保護者のニーズに応えた多様なカリキュラムを導入する民間事業者の参入を促進することで、保育サービスの充実を図ります。

【目標事業量】

単位：か所

	計画開始時	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減
民間事業者による 保育所等設置件数	—	7	10	4	0	0	21

11) 子育て支援員の育成・活用

拡充

所管課：育成課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

保育施設に保育補助者として従事する保育士資格を有していない方等に対し、子育て支援分野に関して必要となる知識や技能を修得するための子育て支援員研修を実施します。

また、研修を修了し認定を受けた「子育て支援員」を小規模保育事業所等で活用します。

【取組の方向】

保育施設において、朝夕等の児童が少数となる時間帯は保育士配置特例により、保育士1名に加え子育て支援員研修修了者を置くことができるため、研修修了者を増やすことにより、保育士の負担軽減につながります。

12) 指導検査体制の強化

新規

所管課：育成課

【事業概要】

保育施設の質（安全性）の確保を図るため、区独自に保育の安全性を中心とした保育内容検査を行います。

【取組の方向】

保護者が安心して子どもを預けられるように、着実に事業を実施します。



(4) 子育て世帯への経済的支援

1) 多子世帯に対する経済的負担軽減の充実（保育料の減免等）	拡充
所管課：子育て支援課・保育課 【事業概要】 無償化の対象とならない0～2歳児クラスの課税世帯で兄・姉を有する多子世帯の児童の認可保育所や認証保育所等の保育料等を減免し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向】 事業の対象となる兄・姉の年齢制限を撤廃し、多子世帯の経済的な負担軽減を図ります。	
2) 私立幼稚園等園児保護者に対する補助金	拡充
所管課：子育て支援課 【事業概要】 子どもが私立幼稚園等に通う世帯に補助金を交付し、保育料等の経済的負担の軽減を図ります。 【取組の方向】 国の幼児教育・保育の無償化制度に併せ、区の独自加算を行い、着実に事業を実施します。	
3) 認証保育所の保育料保護者負担軽減	拡充
所管課：子育て支援課 【事業概要】 認証保育所の保育料について補助金を交付し、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。 【取組の方向】 国の幼児教育・保育の無償化制度に併せ、区の独自加算を行い、着実に事業を実施します。	
4) 児童手当等事業	
所管課：子育て支援課 【事業概要】 中学校3年修了（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの児童を養育されている方に児童手当を支給するほか、父母が離婚した児童等を扶養している方に児童育成手当や児童扶養手当を支給します。 【取組の方向】 引き続き制度の周知を行い、着実に事業を実施します。	

5) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

所管課：子育て支援課

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、保育所や幼稚園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加費等を助成します。

【取組の方向】

国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、実費徴収とされた食材料費について、補助を実施しています。更なる実費徴収に係る補足給付については引き続き検討を進めます。

6) 食材料費の保護者負担軽減

新規

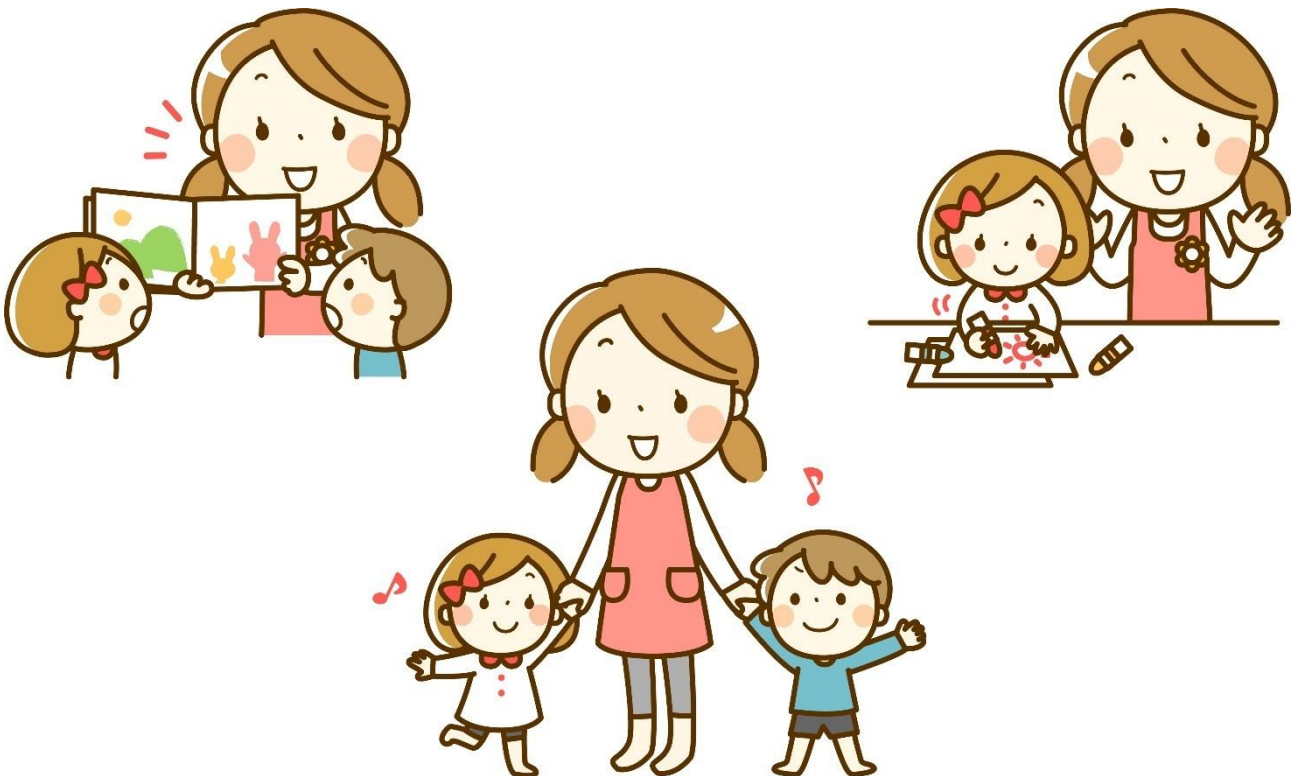
所管課：障害福祉課・障害者施設課・子育て支援課

【事業概要】

認可保育所、私立幼稚園等の教育・保育施設のほか、障害児通所施設に通う就学前児童への食材料費を補助し、保護者の経済的な負担を軽減します。

【取組の方向】

着実に事業を実施し、子育て家庭への支援を行います。



基本目標 2：すこやか子育て！

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康の増進を支援します。

■取組の必要性

- ・母子の健康を守り、子どもが健やかに成長するには、子育ての当事者である父親やパートナーが育児に参加・協力し、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりが求められています。
- ・核家族化の進展や労働環境の変化等により、母親は育児に対する負担や不安、孤立感を抱えやすい状況にあり、その解消が求められています。
- ・保護者による虐待、母親の育児ストレスによる産後うつ等に対し、早期発見・予防・支援することが求められています。
- ・子どもや家族だけでは解決できない問題に直面することもあるため、必要な相談を受け関係機関と連携して適切な支援を行うことが求められています。

■基本目標を達成するための方向性

【切れ目のないサポートの充実】

- ・特定不妊治療費の助成による妊娠前の支援から、妊娠初期の個別面接、妊婦及び乳幼児に対する健康診査、妊娠期から悩みや不安等を相談できる環境を整えるとともに、生後4か月までの赤ちゃんのいる家庭への全戸訪問等、妊娠・出産・子育てに関する相談体制の充実を図っていきます。
- ・乳幼児期は疾病に罹患しやすい時期でもあるため、感染症や、むし歯の予防、アレルギー性疾患への対応に取り組みます。
- ・妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のないサポートを充実することで、親と子の心身の健康の増進を支援します。

■後期実施計画（令和元年度から令和4年度）で定めた重点事業

（1）母子の健康づくりの推進

- 2） 妊婦歯科健康診査【妊婦歯科健康診査】
- 21） 産後ケア体制の整備【産後ケア体制の整備】

（2）相談支援体制の充実

- 4） 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（再掲）【子育てひろばの設置】
- 7） ゆりかご葛飾【ゆりかご葛飾】
- 8） 若者支援体制の整備【若者支援体制の整備】

※文中のカッコ書き【】は、後期実施計画の事業名

※後期実施計画とは、本計画の上位計画となる区の基本計画に基づいた事業計画（詳細は、P130 用語解説参照）

■事業の体系

(1) 母子の健康づくりの推進

	1)	妊婦健康診査事業
	2)	妊婦歯科健康診査
	3)	特定不妊治療費の助成
	4)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）
	5)	乳幼児健康診査
	6)	親と子の心の健康づくり
	7)	ハローベビー教室（母親学級）・パパママ学級
	8)	育児グループの育成・支援
	9)	疾病の早期発見・早期対応
	10)	はしかの予防対策
	11)	結核の予防接種
	12)	アレルギー相談の実施
	13)	アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発
	14)	栄養教育の実施
	15)	親と子の食育推進事業
	16)	すくすく歯育て支援事業
	17)	健康づくり健康診査
	18)	子ども医療費助成事業
	19)	入院助産
	20)	小児初期救急平日夜間診療事業
新規	21)	産後ケア体制の整備
新規	22)	新生児聴覚検査費助成

(2) 相談支援体制の充実

	1)	子どもと親に対する相談・支援の実施
	2)	就学前の子どもの発達相談
	3)	特定妊婦等電話相談事業
拡充	4)	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（再掲）
	5)	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）
	6)	悩みごと相談の実施
新規	7)	ゆりかご葛飾
新規	8)	若者支援体制の整備

※（参考）基本目標2における新規事業一覧

「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、
「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。

取組方針	事業番号	事業名
(1)	21)	産後ケア体制の整備
(1)	22)	新生児聴覚検査費助成
(2)	7)	ゆりかご葛飾
(2)	8)	若者支援体制の整備

(1) 母子の健康づくりの推進

1) 妊婦健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊婦健康診査 14 回と超音波検査・子宮頸がん検診費用の一部を助成することにより、妊娠中の健康管理を充実させます。

【取組の方向】

定期的に妊婦健康診査を受診することにより、安全な出産ができるようにします。

【目標事業量】

単位：回

	計画開始時	令和6年度	増減
妊婦健診回数	14	14	0
超音波検査回数	1	2	1

2) 妊婦歯科健康診査

所管課：健康づくり課

【事業概要】

妊娠中は身体や生活環境の変化により歯科疾患の増加が見られます。生まれてくる子どもの口腔環境も母親の口腔環境の影響を大きく受け、歯周病は早産や低体重児出産を引き起こすことがあります。そこで、妊婦を対象として協力歯科医療機関において、歯科健診と保健指導を実施するとともに、出産後のかかりつけ歯科医の定着を推進します。

【取組の方向】

妊娠期においては、身体だけではなく、口腔環境が変化する時期でもあります。受診率向上のため周知方法を工夫して、妊婦の歯と口腔の健康づくりを支援します。

3) 特定不妊治療費の助成

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

医療保険が適用されない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に係る費用の一部を助成し、経済的な負担を軽減します。

【取組の方向】

特定不妊治療費助成事業は、国・都の制度改正を踏まえ、区の助成制度を検討します。

4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

出生通知票を基に助産師・保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、体重を測定しながら育児上の心配ごとや産後の体調のこと等の相談に乗り、育児不安の解消を図ります。

【取組の方向】

保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、全対象家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問を目指します。

また、訪問できなかった対象者に対しては、多様な方法でアプローチします。

【目標事業量】

単位：人

	計画開始時	令和6年度	増減
訪問指導員数	23	23	0

5) 乳幼児健康診査

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

乳幼児の疾病の早期発見・早期予防に努め、健やかな子育てを支援します。

【取組の方向】

各健康診査を安全に実施し、健康診査や検査の受診率の向上に努めるとともに、育児不安の軽減に努めます。

6) 親と子の心の健康づくり

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

産後うつ病の発症予防と早期発見のため、エジンバラ産後うつ問診票を活用して支援が必要な方を「親と子のこころの相談室」につなげます。

【取組の方向】

産後うつ病の発生予防と早期発見に努めます。また、不安を抱えている親子に「親と子のこころの相談室」で医師等の専門職員が相談支援します。

7) ハローベビー教室（母親学級）・パパママ学級

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

父として母としての心構えや両親が助け合って育児ができるように妊娠中の生活・出産の話、お風呂の入れ方を実習したり、子育て経験者の話を聞く場を提供します。

また、平日に参加できない夫婦のために、休日を利用して休日パパママ学級を実施します。

【取組の方向】

父親と母親が助け合って育児を行えるよう、実施日時、会場、内容を検討します。

8) 育児グループの育成・支援

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

子育てに困難を抱えている多様な育児グループに対して、健康情報等を提供し、育児の問題に対する理解と問題解決方法を学ぶとともに、子育て中の親同士の仲間づくりを推奨し、親の孤立と育児不安を解消します。

【取組の方向】

子育てに困難を抱えている多様な育児グループの支援を行い、親同士の仲間づくりを推奨します。

9) 疾病の早期発見・早期対応

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

未熟で出生した乳児の入院中の医療費、精密検査を受ける必要のある乳幼児の検査料、機能回復に必要な医療費等を助成することにより、子どもの健康管理に係る経済的負担を軽減して早期の治療・療育を図ります。

【取組の方向】

未熟で出生した乳児等、子どもの健康に関する医療費の助成を行い、経済的負担を軽減します。

10) はしかの予防対策

所管課：保健予防課

【事業概要】

はしかが流行しないように接種率の向上を目指し、接種状況の把握や未接種者への勧奨を行います。平成 26 年度から麻しん・風しん混合ワクチン（MR）の定期予防接種の未接種者を対象に、任意のMRの予防接種費用の全額助成を実施しています。

【取組の方向】

MR 1 期と 2 期を比べると、2 期の接種率はやや低いため、引き続き、1 期と 2 期ともに 95%以上となるように、接種勧奨を進めます。

11) 結核の予防接種

所管課：保健予防課

【事業概要】

結核の予防接種 BCG の接種は、結核性髄膜炎を予防するために、1 歳までに接種するよう積極的に勧奨します。

【取組の方向】

引き続き、接種勧奨を進めます。

12) アレルギー相談の実施

所管課：保健センター

【事業概要】

乳幼児健康診査等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者と連携して相談体制の充実を図ります。

【取組の方向】

引き続き、各健康診査・健康教育において、アレルギーについての正しい知識を普及し、相談体制を継続します。

13) アレルギー性疾患に関する知識の普及啓発

所管課：地域保健課・保健センター

【事業概要】

乳幼児健康診査等での個別相談のほか、アレルギー相談窓口を設置し、随時相談に応じます。必要に応じて栄養士や環境衛生担当者、食品衛生担当者と連携して相談体制の充実を図ります。また、ぜん息の予防方法及び健康の回復を目的とした講演会等を実施しています。

【取組の方向】

引き続き、各健康診査・健康教育において、アレルギーについての正しい知識の普及・啓発を進めます。

14) 栄養教育の実施

所管課：健康づくり課・保健センター・学務課

【事業概要】

子どもの健やかな成長のために、母親学級、乳幼児健康診査、児童館、育児グループ等における栄養指導やリーフレットの配布により望ましい食生活についての栄養教育を実施します。

また、小学校4年生及び中学校1年生の児童・生徒と前年度の受診者で医学的管理や経過観察が必要と判断された者のうち希望者に小児生活習慣病予防健診を実施します。

さらに、有所見であった児童・生徒の保護者を対象とした小児生活習慣病予防指導講習会を実施し、健康的な生活習慣を身に付けられるように支援します。

【取組の方向】

引き続き、各健康診査・健康教育において、乳幼児の栄養や食生活についての知識を普及し、家族の健康的な食事の実践につなげ、子どもの健やかな成長のために、望ましい生活習慣や食生活についての栄養教育を実施します。

また、小児生活習慣病予防健診の受診により、より多くの児童・生徒が健康的な生活習慣を身に付けられるよう、健診事業の充実と受診率の向上に努めます。

15) 親と子の食育推進事業

所管課：健康づくり課・保健センター

【事業概要】

保育所等の保護者に対して、家庭での食育の取組に関する教室を実施します。また、幼児向け食事バランスガイドコマの貸出しや教材の提供を通して、保育所等における食育の推進を支援します。

【取組の方向】

引き続き、園児と保護者に対し、食育の知識を普及します。

16) すくすく歯育て支援事業

所管課：健康づくり課

【事業概要】

子どものむし歯予防のために「親子の歯育てすくすくクラブ」・「ハッピーバースデーすくすく歯科健診」・「すくすく歯育て歯科健診」や健康教育等において、歯科保健に関する正しい知識の普及を図ります。

また、子ども本人だけでなく家族に対しても、むし歯予防を働きかけ、乳幼児の心身ともに健やかな発育と、かかりつけ歯科医の定着を促します。

【取組の方向】

引き続き、各健診・健康教育において、むし歯や歯周病の予防についての正しい知識を普及し、家族や地域でデンタルIQを高めます。

17) 健康づくり健康診査

所管課：健康づくり課

【事業概要】

他に健康診査を受ける機会のない、区内在住の 20 歳以上 39 歳以下の者又は 3 歳未満の子を持つ父母に対し健康診査を行うことにより、疾病の早期発見・早期治療を図るとともに、生活習慣の改善、健康意識の向上につなげます。

【取組の方向】

引き続き、健康診査を実施し、健康の増進を支援します。

18) 子ども医療費助成事業

所管課：子育て支援課

【事業概要】

中学校 3 年生修了（15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日）までの児童に対し、食事療養費自己負担分、差額ベッド代等を除いた保険診療自己負担分の助成を行い、医療費負担を軽減します。

【取組の方向】

引き続き、制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

19) 入院助産

所管課：子育て支援課

【事業概要】

経済的に困窮する妊産婦が入院による出産ができない時に、指定助産施設での入院・分娩費用を補助します。

【取組の方向】

引き続き、出産費用にお困りの低所得者の方に対して、安心して出産できるよう事業を実施します。

20) 小児初期救急平日夜間診療事業

所管課：地域保健課

【事業概要】

平日の夜間に小児を対象とした初期救急医療サービスの提供や電話による医療相談に対応します。

【取組の方向】

葛飾区医師会に事業を委託し、平日夜間こどもクリニックを開き、診療を行います。

21) 産後ケア体制の整備

新規

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

産婦の心身の健康状態を確認し、適切な支援をするため、産婦健康診査に係る費用の一部を助成します。また、産後の健康管理や授乳等に不安を抱える母子に対して、心身のケアや授乳指導、育児支援を行う産後ケア事業を実施することで、安心して子育てができるよう支援します。

【取組の方向】

産婦健康診査の実施に向けて検討を進めます。また、産後ケア事業を着実に実施します。

22) 新生児聴覚検査費助成

新規

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

先天性聴覚障害のある子どもを早期に発見し、適切な療育につなげるため、新生児を対象とした聴覚検査の費用の一部を助成します。

【取組の方向】

新生児聴覚検査の実施率の向上を目指し、フォローが必要な方を早期に適切な支援につなぎます。



(2) 相談支援体制の充実

1) 子どもと親に対する相談・支援の実施

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」等の悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。

【取組の方向】

必要に応じて心理職が対応し、保護者とともに、養育方法を考えていきます。

2) 就学前の子どもの発達相談

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。

【取組の方向】

発達に障害があり指導・訓練を必要とする乳幼児又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。

3) 特定妊婦等電話相談事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊娠が確認できる段階から相談ができるようにします。

また、相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し、子どもの健全育成を推進します。

【取組の方向】

妊娠がわかり悩んでいる方、出産後の養育について支援が必要な方に適切な支援を行い、適宜、関係機関と連携します。

4) 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）（再掲）

拡充

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課

【事業概要】

子育て中の親が出会い、情報交換や相談のできる拠点として子育てひろばを設置して親の孤立化を防止します。

【取組の方向】

本計画第5章の「量の見込み及び確保方策」に基づき、保育所の整備等にあわせて、実施するとともに、連絡会を開催する等、子育てひろば間の情報交換を促進するほか、利用者数に応じた補助制度に変更することを検討し、子育てひろばの活性化を図ります。

5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）（再掲）

所管課：保健センター・子ども家庭支援課

【事業概要】

出生通知票を基に助産師・保健師が生後4か月になるまでの赤ちゃんがいる全ての家庭を訪問し、体重を測定しながら育児上の心配ごとや産後の体調のこと等の相談に乗り、育児不安の解消を図ります。

【取組の方向】

保護者の育児不安や孤独感の軽減を図っていくため、全対象家庭へのこんにちは赤ちゃん訪問を目指します。

また、訪問できなかった対象者に対しては、多様な方法でアプローチします。

6) 悩みごと相談の実施

所管課：人権推進課

【事業概要】

夫婦や子ども、家庭のこと等、母親をはじめとした女性が抱える悩み等の相談に対応します。

また、男性の悩みごとについても、電話相談を行います。

【取組の方向】

専門カウンセラーが女性の抱える様々な悩み等に対して相談に応じます。

7) ゆりかご葛飾

新規

所管課：地域保健課・保健センター・育成課・子ども家庭支援課

【事業概要】

妊娠初期に個別に面接（ゆりかご面接）を行い、一人一人の状況にあわせた出産直後までのサポートプラン「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、必要な支援を行います。

また、乳幼児健康診査や産前・産後の母子を支える様々な事業、医療機関と連携し、就学期前までの継続的な支援を行います。

【取組の方向】

妊娠届出時に、ゆりかご面接を実施し、面接内容に応じた支援計画「葛飾区ゆりかごプラン」を作成し、妊娠時からの不安軽減を図ります。

また、保健センターのゆりかご保健師が子育て支援拠点施設に出向き、気になる母子の個別の支援や相談、妊産婦や子育て世帯に対する支援を実施していきます。

【事業概要】

相談窓口において、長期にわたり就学・就労等の社会参加ができずにひきこもり状態等にある若者や、人間関係・仕事・孤独・将来への不安等、様々な悩みを持つ若者を支援します。

【取組の方向】

本人又はその家族等からの相談を受け、関係機関と連携して適切な支援を行います。



基本目標3：いきいき子育て！

充実した豊かな暮らしを支えるために、仕事と生活の調和を推進します。

■取組の必要性

- ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」では、国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指しています。こうした社会の実現には、教育・保育・子育て支援サービスの量的拡大を図る一方で、働き方を見直すための意識改革を社会全体で取り組んでいくことが求められています。
- ・母子の健康や子どもの健やかな成長には、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりが求められています。

■基本目標を達成するための方向性

【仕事と生活の調和の実現】

- ・充実した豊かな暮らしを支えるために、企業によるワーク・ライフ・バランスへの取組に対する情報提供等による支援や男性の家事・育児参画促進に向けた意識啓発等に引き続き取り組みます。
- ・区内最大規模の事業所である「葛飾区役所」では、特定事業主行動計画として「葛飾区職員仕事・子育て活いきき計画」を策定し、「仕事と生活の調和」を引き続き推進します。

■後期実施計画（令和元年度から令和4年度）で定めた重点事業

（1）仕事と子育ての両立支援

- 2) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業】
- 3) ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会
【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業】
- 5) 事業所向け啓発情報誌の発行
【仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）応援事業】
- 6) 男性の家庭生活への参画支援事業
【男性の家庭生活への参画支援事業】

※文中のカッコ書き【】は、後期実施計画の事業名

※後期実施計画とは、本計画の上位計画となる区の基本計画に基づいた事業計画（詳細は、P130 用語解説参照）

■ 事業の体系

(1) 仕事と子育ての両立支援

1)	企業向けセミナー
2)	ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発
3)	ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会
4)	ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
5)	事業所向け啓発情報誌の発行
6)	男性の家庭生活への参画支援事業
7)	再就職講座



(1) 仕事と子育ての両立支援

1) 企業向けセミナー

所管課：人権推進課・産業経済課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスの推進や育児休業制度の定着を図るため、区内の企業向けにセミナーを開催します。

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスの推進には企業における取組が重要なため、取り組むメリットについて周知し、意識改革に取り組みます。

2) ワーク・ライフ・バランスに関する普及・啓発

所管課：人権推進課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスへの理解と普及を図るため、イベントにおける啓発活動等を行います。

【取組の方向】

一人一人がライフスタイルや人生の各段階に応じた生活を充実できるよう、ワーク・ライフ・バランスの意義を子どもも含め、広く区民や企業に周知するため、参加者が参加しやすい工夫をする等、理解を深めるための活動を行います。

3) ワーク・ライフ・バランスに関する講座・講演会

所管課：人権推進課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスの実践に向けて、その意識やライフイベントに応じた多様な働き方に関する講座・講演会を開催します。

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスへの関心と理解を深めるため、介護や働き方の見直し等、対象・課題に応じた講座等を実施します。

4) ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業

所管課：人権推進課

【事業概要】

区内中小企業を対象にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー（社労士）を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの啓発及び育児・介護休業法に則った就業規則の整備を支援します。

【取組の方向】

より多くの企業にワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業の趣旨について周知を図り、利用を促進します。

5) 事業所向け啓発情報誌の発行

所管課：人権推進課

【事業概要】

ワーク・ライフ・バランスに関する取組や行政等による支援・相談体制の情報提供等の周知啓発のため、区内事業所向けに情報誌を発行します。

【取組の方向】

優秀な人材の確保・定着、企業のイメージ向上等、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットや取組方法等について周知し、啓発・意識改革に取り組みます。

6) 男性の家庭生活への参画支援事業

所管課：人権推進課

【事業概要】

男性の家事・育児・介護への参画が進むよう、意識啓発に関する事業や情報提供を行います。

【取組の方向】

子どもが生まれる前や育児等、子どもの成長に合わせ男性を応援する講座・講演会等を開催します。

7) 再就職講座

所管課：人権推進課・産業経済課

【事業概要】

出産・育児・介護等で離職した女性が再就職するために必要な情報を様々な角度から提供し、再就職に役立つ講座や講演会を開催します。

【取組の方向】

育児中で就職活動に踏み出せない女性向けに子どもと一緒に参加できる講座を開催する等、「就業への一歩」を踏み出すきっかけを作ります。

基本目標 4：あんしん子育て！

安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよいまちづくりを進めます。

■取組の必要性

- ・子育て家庭が安心して外出し、のびのびと活動できる環境を整備することが求められています。
- ・子どもを狙った犯罪が後を絶たない状況であることから、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組が求められています。
- ・様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外でも安心して過ごすことのできる場を提供し、健やかな成長と社会的な自立を支援することが求められています。

■基本目標を達成するための方向性

【安全・安心が保たれるまちづくり】

- ・公共施設でのおむつ替えや授乳ができるスペースの増設や安全で快適な歩道の整備、乳幼児に配慮した公園づくり等、子どもや子育てに配慮した生活環境の整備を行います。
- ・安全・安心情報メールを活用して区内の犯罪情報等をいち早く届けるとともに、学校や自治町会、警察等と連携し、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を強化します。
- ・子どもの安全・安心が保たれ、子育て家庭にやさしく住みよい環境をつくるために、区・保護者・地域が協働でまちづくりを進めていきます。

【様々な事情を有する子どもの居場所づくりと支援】

- ・子育て支援の拠点施設である子ども未来プラザ等で、子どもの置かれた状況を把握し寄り添いながら、子どもの自己肯定感を高められるような支援を推進していきます。

■後期実施計画（令和元年度から令和4年度）で定めた重点事業

（1）子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

- 4） 歩道勾配改善事業【歩道勾配改善事業】
- 7） かつしか子ども応援事業【かつしか子ども応援事業】

※文中のカッコ書き【】は、後期実施計画の事業名

※後期実施計画とは、本計画の上位計画となる区の基本計画に基づいた事業計画（詳細は、P130 用語解説参照）

■事業の体系

（1）子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

拡充	1)	赤ちゃんの駅事業
	2)	子ども未来プラザの整備
	3)	遊びや生活を通した子どもの健全育成
	4)	歩道勾配改善事業
	5)	「だれでもトイレ」の設置

	6)	乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり
新規	7)	かつしか子ども応援事業

(2) 子どもの安全の確保

	1)	地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）
	2)	交通安全運動の推進
	3)	安心・安全な公園づくり
	4)	公園の安全点検
	5)	子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援
新規	6)	公共施設の不適合ブロック塀等の撤去・改修
新規	7)	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり

※（参考）基本目標4における新規事業一覧

「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。

取組方針	事業番号	事業名
(1)	7)	かつしか子ども応援事業
(2)	6)	公共施設の不適合ブロック塀等の撤去・改修
(2)	7)	妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり

(1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備

1) 赤ちゃんの駅事業

拡充

所管課：育成課

【事業概要】

小さな子どもを連れた親が安心して外出を楽しめるよう、おむつ替えや授乳等ができるスペースを公共施設等に設置します。

【取組の方向】

子育て家庭が安心して外出できるよう、今後も「赤ちゃんの駅」の設置箇所を増やしていきます。

2) 子ども未来プラザの整備

所管課：育成課・子育て施設整備担当課・保育課

【事業概要】

子ども及び保護者に対し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的とした施設を整備します。

【取組の方向】

施設老朽化に伴う建て替えにあたり、子育て支援施設の拠点として、子ども未来プラザを整備します。

3) 遊びや生活を通した子どもの健全育成

所管課：育成課

【事業概要】

子どもたちの声を取り入れ、集団あそびや伝承あそび、外あそびや異年齢あそび、読み聞かせや工作等で子どもの自主性・社会性・創造性を育み、子どもたちの健やかな育成を図ります。

【取組の方向】

従事者のスキルアップを図るため、従事者間の情報交換や東京都の研修を活用する等して遊びの充実を図ります。

4) 歩道勾配改善事業

所管課：道路補修課

【事業概要】

妊婦や幼児、ベビーカー等、誰もが安全で快適に通行できるよう、歩道の勾配を緩やかにするよう改善します。

【取組の方向】

引き続き、妊婦や幼児等、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を確保するため、歩道の勾配を改善し、歩道部の平坦性を確保します。

5) 「だれでもトイレ」の設置

所管課：公園課

【事業概要】

公園を整備する際には、ベビーキープ（乳幼児専用いす）等を常設した「だれでもトイレ」を設置します。

【取組の方向】

引き続き、バリアフリー化工事にあわせて、だれでもトイレの設置を進めます。

6) 乳幼児の利用に配慮した遊び場づくり

所管課：公園課

【事業概要】

次の視点から乳幼児の利用に配慮した遊び場づくりを進めます。

- ①公園には、幼児にも利用できる遊具を設けるよう努めます。また、幼児が安心して遊べるよう、幼児コーナーを設けるよう努めます。
- ②幼児コーナーには、幼児の利用頻度の高い砂場を設けます。
- ③砂場には柵を設け、犬猫のフン害による衛生面に配慮します。

【取組の方向】

引き続き、公園の改修工事等にあわせて、砂場柵等の設置を進めます。

7) かつしか子ども応援事業

新規

所管課：子ども応援課

【事業概要】

家庭の経済状況や養育環境等、様々な事情を有する子どもが、家庭や学校以外で安心して過ごすことができる場を提供します。

また、保護者の子育ての悩み・不安に応じる養育支援や、学習等の意欲を喚起する支援を行うとともに、高校生世代の中途退学未然防止のための支援や中学卒業後進路未決定者や高校中退者の学び直し、就学支援等を行います。

【取組の方向】

様々な事情を有する子どもに寄り添い、自己肯定感を高めるような働きかけを行いながら、子どもの健やかな成長と社会的な自立を支援します。

(2) 子どもの安全の確保

1) 地域安全活動支援事業（安全・安心情報メール）

所管課：生活安全課

【事業概要】

区内で発生した犯罪情報、子どもの安全を脅かす不審者目撃情報、大規模な災害の情報、また、犯罪の被害に遭わないための防犯お役立ち情報を、あらかじめ登録していただいた区民の携帯電話やパソコンへ、メールにより配信します。

【取組の方向】

安全・安心情報メールから得られる情報によって、より多くの子どもを犯罪や事故から守り、安心して子育てができるようにするため、今後も、様々な機会をとらえて、登録者の拡大に努めます。

2) 交通安全運動の推進

所管課：交通政策課・交通安全対策担当課

【事業概要】

交通安全のための知識の向上、チャイルドシートの正しい使用の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用等、自転車の安全利用の推進のために、広報かつしか等による周知、交通安全運動、交通安全教室により、子どもと子育て家庭の交通事故防止を推進します。

【取組の方向】

事業概要の主旨を踏まえて、引き続き、着実に事業を推進します。

3) 安心・安全な公園づくり

所管課：公園課

【事業概要】

植栽や建築物及び照明施設の配置に配慮した、犯罪抑止効果の高い見通しが良好で安心・安全な公園づくりを行います。

【取組の方向】

区民ニーズや地域特性を踏まえたうえで、引き続き、安心・安全な公園づくりを行います。

4) 公園の安全点検

所管課：公園課

【事業概要】

日常の公園巡回点検のほか、自主管理団体・所轄警察・地域町会・学校等との連携を図り、事故や犯罪から未然に子どもたちを守る取組を行います。

【取組の方向】

引き続き、各団体と連携を図りながら取組を強化します。

5) 子どもを犯罪から守るまちづくり活動支援

所管課：生涯学習課

【事業概要】

子どもへのアンケートから犯罪危険の実態を明らかにし、犯罪危険地図づくり、まちぐるみの点検活動を通じた危険箇所の改善や子どもを守る活動が区内に広がるよう支援します。

【取組の方向】

これまで取り組んだことのある団体の継続性をより図ることや、新規の取組団体を増やしていくため、この活動を学ぶ講座の内容や回数、取組への支援方法について見直して実施します。

6) 公共施設の不適合ブロック塀等の撤去・改修

新規

所管課：施設管理課・営繕課

【事業概要】

小・中学校、幼稚園、旧学校、保育園・児童館、地区センター等の公共施設を調査し、傾きや亀裂のある塀の撤去工事を実施しています。今後も公共施設の安全確保を図るため、区内の不適合ブロック塀と老朽万年塀について、順次、撤去・改修を進めます。

【取組の方向】

緊急性の高いものから順次、撤去・改修を進めます。

7) 妊産婦・乳幼児が安心して避難生活を過ごすことができる仕組みづくり

新規

所管課：危機管理課・地域保健課・育成課・子育て施設整備担当課・子育て支援課・保育課

【事業概要】

妊産婦や乳幼児を抱えた保護者が、災害時においても安全・安心に避難生活を過ごせるよう、心身や生活の特性を踏まえ、妊産婦や乳幼児を対象とした避難所の設置や心身のケア、必要な備蓄等、適切な支援が届く仕組みづくりの検討を行っていきます。

【取組の方向】

妊産婦や乳幼児に配慮した防災対策を推進していくため、関係機関と協議を行う等、具体的な検討を進めます。

基本目標 5：みんなで子育て！

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

■取組の必要性

- ・子どもの成長は、乳幼児期から学齢期まで常に連続しており、家庭から幼稚園や保育所等、さらに、学校教育までを見据え、発達段階に応じた円滑な接続を図ることが求められています。
- ・国際化の進展に伴い、外国籍の子どもが増加しており、その支援が求められています。
- ・学齢期にある子どもは、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身に付ける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが求められています。
- ・社会生活を営む上で、様々な困難や事情を有する子どもの自立と健やかな育成を図ることが求められています。

■基本目標を達成するための方向性

【子どもの確かな学力・体力向上】

- ・学校では、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育む、質の高い学校教育を推進するため、主体的に学習に取り組み、「わかる喜び」や「学ぶ楽しさ」が実感できるよう、授業の充実を図るとともに、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を目指し、取組を進めていきます。
- ・外国籍の子どもに対して学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援していきます。

【地域による子どもの育ち支援】

- ・学校やPTAをはじめとした地域の人々の力を結集して、青少年の健全育成や放課後の居場所づくりに取り組むとともに、地域資源を活用した部活動の推進や職場体験、スポーツや読書に慣れ親しむ取組を進めていきます。
- ・様々な困難や事情を有する子どもの支援を行う地域活動団体の活動を支援します。
- ・学校・家庭・地域が連携・協働で地域社会の中で子どもの成長を支えていきます。

■後期実施計画（令和元年度から令和4年度）で定めた重点事業

（1）確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

- 2) 体力向上のための取組【体力向上のための取組み】
- 6) 教育情報化の推進【教育情報化推進事業】
- 7) いじめ・不登校への対応【学校支援総合対策事業】
- 9) 学校施設の改築【学校施設の改築】

- 11) 特別支援教育の充実【学校支援総合対策事業】
- 12) かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）
【かつしかグローバル人材育成事業】
- 13) 日本語指導の充実【学校支援総合対策事業】
- 14) 学習センター（学校図書館）の整備【学習センターの整備】

（２）家庭・地域による子どもの育ち支援

- 15) かつしか区民大学【かつしか区民大学事業の推進】
- 22) 子ども・若者活動団体支援【子ども・若者活動団体支援】

※文中のカッコ書き【】は、後期実施計画の事業名

※後期実施計画とは、本計画の上位計画となる区の基本計画に基づいた事業計画（詳細は、P130
用語解説参照）

■事業の体系

（１）確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

	1)	葛飾学力伸び伸びプランの推進
	2)	体力向上のための取組
	3)	特色ある学校づくり推進
	4)	教員の資質・能力の向上
	5)	葛飾スタンダードの推進
	6)	教育情報化の推進
	7)	いじめ・不登校への対応
拡充	8)	連続する学びの場の充実（幼保小・小中・中高連携教育の推進）
拡充	9)	学校施設の改築
	10)	理数教育の充実
	11)	特別支援教育の充実
新規	12)	かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）
新規	13)	日本語指導の充実
新規	14)	学習センター（学校図書館）の整備

（２）家庭・地域による子どもの育ち支援

	1)	乳幼児とのふれあい体験事業
	2)	家庭教育関連事業
	3)	家庭教育講座
	4)	部活動の充実
	5)	食育リーダー研修会
	6)	地域の子ども会活動の充実
	7)	青少年の地域参画の推進
	8)	青少年対象事業
	9)	図書館のヤングアダルトコーナーの充実
	10)	中学生職場体験事業
	11)	学校地域応援団活動支援事業
	12)	放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）
	13)	子ども食育クッキング
	14)	かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備

	15)	かつしか区民大学
	16)	地域の子育てボランティアの活用
	17)	子育て支援ボランティア派遣事業
	18)	ブックスタート事業
	19)	セカンドブック事業
	20)	かつしかっ子ブック事業
	21)	産業教育の充実
新規	22)	子ども・若者活動団体支援

※（参考）基本目標5における新規事業一覧

「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、
「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。

取組方針	事業番号	事業名
(1)	12)	かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）
(1)	13)	日本語指導の充実
(1)	14)	学習センター（学校図書館）の整備
(2)	22)	子ども・若者活動団体支援

(1) 確かな学力・体力向上に向けた子どもの育成

1) 葛飾学力伸び伸びプランの推進

所管課：指導室

【事業概要】

学校長が自校の学力の実態に即して策定した学力向上プランを支援し、児童・生徒の学力の向上を図ります。

【取組の方向】

各校において、基礎的、基本的な学力の向上や学習規律の定着を図るための指導員及び指導補助員の配置、東京ベーシック・ドリルを活用した取組、学習ノート等を活用した自主学習の取組を推進します。

また、各校の取組の中から成果が上がっている効果的な取組については、共通の取組として、実施します。

2) 体力向上のための取組

所管課：指導室

【事業概要】

児童・生徒の体力測定値が都平均値を上回ることを目指して、子どもの体力調査を継続的に実施するとともに、目標を掲げ、各学校で子どもの体力向上に向けた特色ある取組を推進します。

【取組の方向】

体力調査結果を基に、「かつしかっ子チャレンジ（体力）」を策定し、小・中学校で取り組みます。

また、各校の取組の中から成果が上がっている効果的な取組については、共通の取組として、実施します。

3) 特色ある学校づくり推進

所管課：指導室

【事業概要】

学校や地域の実態を生かした教育活動を重点化して、予算を重点的に配分する等、「特色ある学校づくり」に取り組みます。

【取組の方向】

特色ある学校づくりで計画している事項を中心に、各学校の児童・生徒、地域の実態に応じて、ふるさと葛飾に誇りをもてる取組を推進します。

4) 教員の資質・能力の向上

所管課：指導室

【事業概要】

全ての教員がその職としての特性や個々のライフステージに合わせて資質・能力が向上できるように、様々な研修や研究活動を充実させます。

【取組の方向】

全ての学校・園で、研究主任を中心として、研究や研修を推進するとともに、区全体での授業力の向上及び「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図ります。各校の教育課題に対応した研究については、積極的に「教育研究指定校」として指定し、研究発表等で成果を区内全校で共有します。

5) 葛飾スタンダードの推進

所管課：指導室

【事業概要】

本区の児童・生徒が、学校での生活や学習において義務教育終了までに、これだけは身に付けてほしい、また、それをよりどころにして努力してほしいといった生活・学習の基準に基づき、取り組みます。

【取組の方向】

児童・生徒の学力向上のために、「かつしかっ子学習スタイル」、「葛飾教師の授業スタンダード」を実施します。

さらに、国語、算数・数学、英語、体育・保健体育の「かつしかっ子チャレンジ」を基に、その定着度について検定を行います。

6) 教育情報化の推進

所管課：指導室

【事業概要】

未来の創り手となる子どもたちが、これからの時代に求められる資質・能力を確実に備えることができる学校教育を実現するため、学校におけるＩＣＴ環境の整備や授業及び校務におけるＩＣＴの活用等、教育の情報化の推進を図ります。

【取組の方向】

新学習指導要領を踏まえた学校教育を実現していくためには、学習用タブレットＰＣや大型提示装置等の環境面の充実、教員のＩＣＴ活用指導力の向上が必要となります。そのため、「かつしか教育情報化推進プラン」に基づき、着実に教育の情報化に取り組みます。

7) いじめ・不登校への対応	
所管課：指導室・学校教育支援担当課 【事業概要】 いじめや不登校の予防対策や発生後の対策として全校に配置したスクールカウンセラー等を活用し、きめ細かく、粘り強く組織的に対応します。 【取組の方向】 スクールカウンセラーを活用した学校教育相談体制の強化、スクールソーシャルワーカーの配置、教育相談、適応指導教室、就学相談をはじめとする特別支援教育関係業務の総合教育センターにおける一本化により、相互連携体制及び学校支援体制を強化します。	
8) 連続する学びの場の充実（幼保小・小中・中高連携教育の推進）	拡充
所管課：育成課・子育て支援課・保育課・指導室 【事業概要】 「小1問題」の解消に向けて、幼稚園、保育所、小学校が連携し、円滑に接続する仕組みを構築します。 また、義務教育9年間で学ぶ内容等を身に付けることができるよう学習方法や指導方法等を共有し、中学校への円滑な接続を行います。 さらに、区内都立高等学校と中学校が連携して進路指導等の充実を図ります。 【取組の方向】 幼児期に身に付けたい基礎的・基本的な力や生活習慣を共有し、区内の公立・私立幼稚園・保育園、小学校の連携ブロックによる実践を推進することで、小学校への円滑な接続を行います。 また、「かつしかっ子学習スタイル」や「葛飾教師の授業スタンダード」の取組を推進することで、学習方法や指導方法を共有します。 さらに、区内都立高等学校における進学重点教室や中高連携進路説明会を開催し、進路指導の充実を図ります。	
9) 学校施設の改築	拡充
所管課：学校施設計画担当課・学校施設担当課 【事業概要】 子どもが安全・安心に、楽しく学校生活を送ることができるよう教育環境を充実し、学校での教育活動をより活発で効果的なものにするため、学校施設の改築を進めます。 【取組の方向】 学校規模の適正化や老朽化の状況等を踏まえ、地域のバランスを考慮しながら学校改築を進めます。 また、「葛飾区学校施設長寿命化計画」等によりコストの縮減・平準化を図りつつ、適正に施設整備を行います。	

10) 理数教育の充実

所管課：指導室

【事業概要】

児童・生徒の理科・数学への興味・関心と知的好奇心等を育成します。

【取組の方向】

東京理科大学との連携や科学教育センターでの実験教室により、理科好きな子どもを育てるとともに、葛飾みらい科学研究コンクール等、探究的な活動の支援を行います。

また、理科授業充実のために、理科支援員を配置し、実験や観察のサポートをするともに、大学連携により、算数・数学の授業改善につながる研究を推進します。

11) 特別支援教育の充実

所管課：指導室・学校教育支援担当課

【事業概要】

教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した教育支援を行います。

また、学校における子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や支援を進めるために、教育委員会内の体制を充実します。

【取組の方向】

知的障害のない、自閉症の可能性のある児童・生徒を対象に、自閉症・情緒障害特別支援学級を高砂中学校に加え、高砂小学校にも設置します。

また、医療的ケアを実施するうえでのガイドラインを策定し、組織的・継続的に合理的配慮を行う環境を整備します。

12) かつしかグローバル人材育成事業（英語によるコミュニケーション能力育成）

新規

所管課：指導室

【事業概要】

これからの社会をたくましく生き抜くことができる人材を育成することを目指し、「英語によるコミュニケーション能力」を育成できる環境を整備するとともに、そこで得られた資質や能力が十分に発揮できる取組を実施します。

【取組の方向】

中学校では、イングリッシュキャンプや中学生海外派遣、英語に関する検定の助成等、外国語に関する学習意欲を高める取組を行います。

また、小学校では、English Dayを設定し、外国語及び外国語活動を積極的に公開します。

13) 日本語指導の充実

新規

所管課：学校教育支援担当課

【事業概要】

来日直後等で、日常の学校生活で使う日本語や生活習慣についての指導が必要な児童・生徒に対して日本語の初期指導を行う「にほんごステップアップ教室」を運営します。

また、小学校2校、中学校2校に設置した日本語学級において、授業に必要な日本語の指導を行います。さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒及びその保護者と教職員との間の意思疎通を支援するため、通訳派遣等を行います。

【取組の方向】

日本語の習得が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実を図り、児童・生徒が早期に通常の教科についての学習理解や日本の生活習慣の習得ができるよう支援します。

14) 学習センター（学校図書館）の整備

新規

所管課：学務課・指導室

【事業概要】

児童・生徒が主体的に考え、学べる環境をつくり、授業において、学習センター（学校図書館）を活用し、調べ学習の充実を図ります。加えて、放課後や長期休業中等に学習センター（学校図書館）を活用し、自学自習の習慣化に取り組みます。

【取組の方向】

学校司書の配置日数を増やすとともに、自学自習をする生徒の学習状況を見守る人材を配置します。また、学校図書館コーディネーターを指導室に配置し、学校司書の資質向上を図り、授業における学習センター（学校図書館）の活用を推進します。

(2) 家庭・地域による子どもの育ち支援

1) 乳幼児とのふれあい体験事業

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・指導室

【事業概要】

保育所、認定こども園、幼稚園等において、小学生・中学生・高校生等が小さな子どもとふれあう場を設けます。

【取組の方向】

次の親世代を育成するという視点から、子どもたちに命の大切さや親になることの意味を考える場を提供することを推進します。

2) 家庭教育関連事業

所管課：地域教育課

【事業概要】

子育てや家庭教育に関する自主的な学習を推進するために「家庭教育応援制度」を設け、専門の講師を派遣します。

また、朝食の摂取状況や就寝時刻のチェックを通して子どもの基本的な生活習慣の定着を図ることを目的とした「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」や基礎的な社会ルールや家庭教育の大切さを保護者に伝えるパンフレット「かつしか家庭教育のすすめ」を作成・配付します。

【取組の方向】

「家庭教育応援制度」は、PTA等の保護者組織による利用を増やすため、制度の周知を図ります。

「早寝・早起き、朝ごはん食べようカレンダー」を区立小学校の全児童及び区内の幼稚園・保育園等に在籍する4・5歳児の保護者に配付するとともに、「かつしか家庭教育のすすめ」を入学前保護者会やPTA研修会等の場で配付し説明することで、引き続き、家庭教育の大切さを啓発します。

3) 家庭教育講座

所管課：地域教育課

【事業概要】

元小学校校長やスクールカウンセラーを講師とした「小学校ってこんなところ教室」を開催することにより、保護者及び就学前の幼児の不安を軽減します。

【取組の方向】

より多くの保護者及び就学前の幼児の不安軽減に資するよう、募集人員の拡大を検討します。

4) 部活動の充実

所管課：指導室・地域教育課

【事業概要】

中学校の部活動指導にあたる教員の減少や異動による部活動の休部又は廃部を防ぐとともに、部活動の適切な指導を行うため、地域顧問指導者又は地域技術指導者を配置し、部活動の円滑な運営を支援します。

【取組の方向】

「葛飾区運動部活動の在り方に関する方針」及び「葛飾区文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、地域顧問指導者又は地域技術指導者を積極的に配置します。

また、部活動の適切な運営に係る実効性を確保するための研修を実施して、地域顧問指導者及び地域技術指導者の資質の向上を図ります。

5) 食育リーダー研修会

所管課：指導室

【事業概要】

各学校で食育推進チームを編成し、食育リーダーを選任して、「食育全体計画」を作成するとともに、家庭や地域との連携を図りながら、食育の推進を図ります。

【取組の方向】

「食育全体計画」を確実に全校で実施します。また、栄養教諭、栄養士の活用をさらに、推進します。

6) 地域の子ども会活動の充実

所管課：地域教育課

【事業概要】

地域の子ども会やジュニア・リーダーの活動の充実を図り、子どもたちが地域行事へ主体的に参加する取組を推進します。

【取組の方向】

子ども会育成会連合会との共催事業であるジュニア・リーダー講習会で、子ども会のリーダーを育成し、子ども会活動の充実を図ります。

7) 青少年の地域参画の推進

所管課：地域教育課

【事業概要】

青少年育成地区委員会や青少年委員会の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進します。

【取組の方向】

青少年育成地区委員会や青少年委員との協働により、青少年の健全育成を推進します。

8) 青少年対象事業

所管課：生涯学習課

【事業概要】

青少年が学び交流館等、区の施設を利用しながら仲間と交流を深め、活動できるよう各種事業を実施します。

【取組の方向】

事業の告知方法、募集方法の見直しや、魅力のあるチラシを作り、それぞれの事業に興味・関心のない子どもに参加する意欲を持たせる工夫を行います。また、世代の違う子どもたちが同じ事業で楽しめるように、上の世代の子どもたちが下の世代の子どもたちに指導する機会を設ける等、内容の充実を図ります。

9) 図書館のヤングアダルトコーナーの充実

所管課：中央図書館

【事業概要】

中高生向けの資料の充実を図りながら、ヤングアダルトコーナーの利用を促進します。

また、グループ学習のできるスペースの提供を行い、中高生の利用促進を図ります。

【取組の方向】

資料の充実に努め、進路、生きるための資料や中高生の興味のある資料等を揃えます。

また、季節ごとの特集を組み、資料の利用促進を図ります。さらに、スペースの提供により、中高生が気軽に図書館を利用できるように努めます。

10) 中学生職場体験事業

所管課：指導室

【事業概要】

総合的な学習の時間を中心に中学校 2 年生が社会の一員として社会性、職業観や勤労観を養うため実施します。

【取組の方向】

特色ある教育活動とも連動して、地域の事業所にも協力要請をして連携し、調べる、考える、発表する等の学習活動を確実に実施します。

11) 学校地域応援団活動支援事業

所管課：地域教育課

【事業概要】

学校の求めに応じて、これまで学校と地域が築いてきた様々な学校支援の活動を継承しながら、学校・家庭・地域が一体となって学校の教育活動を支える仕組みです。活動内容は、学習活動の支援、体験学習活動の支援、家庭教育力の向上等、多岐にわたっています。地域や保護者による様々な活動を継承・発展させ、組織的なものにするすることで、より効果的な学校支援を行い教育の充実を図ります。

【取組の方向】

ボランティアの確保等、地域コーディネーターが抱える様々な課題を解決をするため、情報交換会を開催する等、支援の充実を図ります。

また、活動実態が多様化していることから、各校における活動が活性化するような新たな取組事例の共有化を図ります。

さらに、学校地域応援団の仕組みやボランティア募集案内を広報紙等の様々なメディアを活用することにより、地域の方が気軽に学校支援に参加できる環境づくりに取り組みます。

12) 放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）

所管課：地域教育課

【事業概要】

放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）とは、小学校の放課後や三季休業日等の学校休業日に、空き教室や体育館・校庭等を使用し、児童が地域の方々の見守りの中、安全かつ安心して自由に遊び、学ぶことができる場所です。自由遊びとともに、学習や文化・スポーツ活動等、内容の充実を図り、子どもたちの自主性、社会性及び創造性を育みます。登録制による自由参加です。

【取組の方向】

○対象学年の拡大

児童指導サポーターや運営委員会、学校の意見を調整し、協力を得ながら受入体制が整い次第順次対象学年を拡大します。

○学習、文化・スポーツプログラムの充実

児童に多様な体験・活動を提供するため、学習、文化・スポーツプログラムの充実を図ります。

○児童指導サポーターの活性化

様々な世代の人材を確保し児童指導サポーターの活性化を図るため、地域の方々や小学校PTA等に児童指導サポーターの募集を行います。

○児童館及び学童保育クラブとの連携

合同でのイベントの開催や一緒に活動ができるよう働きかけ、調整を行います。

13) 子ども食育クッキング

所管課：生涯学習課

【事業概要】

児童期から料理づくりの楽しさを体験し、食への関心を育む「子ども（親子）食育クッキング」の事業を区内各所で開催します。

【取組の方向】

葛飾区の特徴をいかすため、食材に「葛飾元気野菜」を取り入れたり、地域で活動する団体に講師を依頼し、手打ちそば教室等を開催し、内容の充実を図ります。

14) かつしか地域スポーツクラブを中心としたスポーツ環境整備

所管課：生涯スポーツ課

【事業概要】

葛飾区とのスポーツ協働事業や学校との連携事業を推進する等、かつしか地域スポーツクラブが、地域スポーツの担い手として重要な役割を果たすよう、更なる育成と活動の充実を図り、地域におけるスポーツ環境を整備します。

【取組の方向】

かつしか地域スポーツクラブが実施している各プログラムや教室をはじめ、引き続き学校連携事業（各地域スポーツクラブ管内の小・中学校を対象に、学校体育授業や葛飾教育の日にトップアスリート等を派遣するスポーツ教室）を進めます。

また、親子でスポーツに親しむ地域のスポーツ環境の醸成を図ることを目的に、親子を対象としたスポーツ教室等を増やします。

15) かつしか区民大学

所管課：生涯学習課

【事業概要】

地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。

【取組の方向】

「地域の人材育成」は、かつしか区民大学重点方針の1つであり、今後も継続して地域の教育力の向上や子どもたちの健全育成を図るため、講座内容や周知方法等を見直し、区民大学で子どもに関わるボランティアを育成・支援する講座を実施します。

16) 地域の子育てボランティアの活用

所管課：育成課

【事業概要】

地域の子育て経験の豊富な方々にボランティアとして乳幼児の保育を手伝ってもらったり、地域の方々が持っている様々な子育て支援のノウハウを活用します。

【取組の方向】

地域の子育て経験者がその経験を生かし、子育て中の保護者を支援していけるような場を提供するほか、ボランティアの育成・支援を図り、協働して地域の子育て支援のニーズに対応します。

17) 子育て支援ボランティア派遣事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。

18) ブックスタート事業

所管課：中央図書館

【事業概要】

乳幼児健康診査時に絵本の入ったブックスタートパックを渡して絵本読みを行います。一緒に絵本を読むことの楽しさや絵本を介して子どもとふれあうことの喜びを伝えます。

【取組の方向】

乳幼児健康診査時に行政とボランティアの協働により、本を通して親子のふれあいと本の大切さを伝えます。

また、図書館の利用の促進や、セカンドブック事業の周知をします。

19) セカンドブック事業

所管課：中央図書館

【事業概要】

3歳の「乳幼児健康診査のお知らせ」と一緒に引換券を送付します。引換券と母子健康手帳を持って、図書館に来館してもらい、絵本1冊と本の紹介のリーフレットと読書手帳・図書館の行事案内を手渡し、絵本の楽しさや大切さを伝えます。

【取組の方向】

図書館に引換のため来館した親子に、「おはなし会」や「絵本読みの会」への参加と図書館利用を促し、読書習慣を身に付かせることにより、読書を推進します。

また、絵本や読書手帳を手渡すことで、家庭での読書を支援します。今後も継続して実施するにあたり、周知を行い配布数の向上に努めます。

20) かつしかっ子ブック事業

所管課：中央図書館

【事業概要】

児童・生徒が読書に親しむ機会を積極的に支援するため、教育長からのメッセージを添えた「かつしかっ子ブック」を成長の節目を迎える小学校1年生及び中学校1年生にお渡しします。

小学校・中学校入学時に、教育委員会が勧める図書リストから、児童・生徒に希望の本を選んでもらい、学校等を通じてお渡しします。

また、小学校1年生には読書手帳も渡しています。

【取組の方向】

ブックスタート、セカンドブックの2つの事業とともに、年齢にふさわしい本を1冊渡し、この事業を機会に読書に親しんでもらえるように努めます。

21) 産業教育の充実

所管課：商工振興課

【事業概要】

区内小・中学生の区内産業に対する理解を深めるため、産業啓発冊子の発行、産業フェアの見学等による学習の機会を提供します。

【取組の方向】

産業啓発冊子の発行や小・中学生を対象とした産業フェアの見学を行い、区内産業教育の場を提供します。

22) 子ども・若者活動団体支援

新規

所管課：子ども応援課

【事業概要】

社会生活を営むうえで、様々な困難や事情を有する区内の子ども・若者を対象に支援を行う地域活動団体に対し、活動の立上げに係る経費や運営経費の一部を補助し、活動を支援します。

【取組の方向】

地域活動団体との連携を深め、子どもの自立や健やかな育成を図ります。

基本目標 6：つながる子育て！

一人一人の特性を尊重した子育てが進められるような体制を整備します。

■取組の必要性

- ・全ての子どもは、いかなる状況にあっても、等しく尊重され、健やかな育ちを保证する必要があります。
- ・虐待につながりやすいハイリスクな要因がある家庭の早期発見や早期支援等の保護者支援の充実等、ライフステージに合わせた切れ目のない支援体制を構築することが求められています。
- ・障害のある子どもも、ない子どもも、ともに個性が認められ、地域の中でいきいきと暮らせることが求められています。
- ・ひとり親家庭が抱える経済的・精神的な困難に対する支援が求められています。また、ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安、病気時に看護する人がいない等、日常生活において様々な悩みを抱えており、その解消が求められています。

■基本目標を達成するための方向性

【必要な支援が適切に届くような体制整備】

- ・児童虐待は、子どもの成長及び人格形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、最悪の場合、命を奪われる例もあります。虐待の発生予防、早期発見・早期対応のため、妊娠期から相談できる体制を整えるほか、健康診査や乳児への全戸訪問の機会を適切にとらえて早期発見に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の取組を強化し、関係機関の連携・情報共有を図っていきます。
- ・発達に課題のある子どもを早期発見・早期支援につなげるとともに、児童発達支援センターへの通所や幼稚園・保育所への訪問を通じて支援に取り組んでいきます。
- ・自立を目指す全てのひとり親に対して日常生活へのサポートや経済的支援、就労相談や資格取得支援等、ひとり親家庭への総合的な自立支援を図っていきます。
- ・一人一人の特性が尊重され、支援を必要としている子どもや子育て家庭に必要な支援が適切に届くよう、行政や地域とつながる体制を整備していきます。

■後期実施計画（令和元年度から令和4年度）で定めた重点事業

（1）児童虐待防止対策の推進

- 8） 配偶者暴力防止事業【配偶者暴力防止事業】
- 9） 児童相談所の設置【児童相談体制の強化】

（２）障害児支援施策の推進

- ７） 児童発達支援センターの整備支援【児童発達支援センターの整備支援】
- ９） 保育所等訪問支援事業【保育所等訪問支援事業】
- 10） 特別支援教育の充実（再掲）【学校支援総合対策事業】

※文中のカッコ書き【】は、後期実施計画の事業名

※後期実施計画とは、本計画の上位計画となる区の基本計画に基づいた事業計画（詳細は、P130 用語解説参照）

■事業の体系

（１）児童虐待防止対策の推進

	1)	養育支援訪問事業
	2)	要保護児童対策地域協議会
	3)	要支援児童一時預かり事業
	4)	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）
	5)	子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）
	6)	特定妊婦等電話相談事業（再掲）
	7)	子育て支援ボランティア派遣事業（再掲）
	8)	配偶者暴力防止事業
新規	9)	児童相談所の設置

（２）障害児支援施策の推進

	1)	保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ
	2)	５歳児健康診査事業
	3)	就学前の子どもの発達相談（再掲）
	4)	障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減
	5)	障害児通所給付（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）
	6)	障害児に関するサービス利用計画作成
拡充	7)	児童発達支援センターの整備支援
	8)	子ども発達センター事業
	9)	保育所等訪問支援事業
	10)	特別支援教育の充実（再掲）

（３）ひとり親家庭に対する支援の充実

	1)	ひとり親家庭の総合支援の実施
	2)	ひとり親家庭等医療費助成
	3)	ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

※（参考）基本目標６における新規事業一覧

「子ども・子育て支援事業計画」策定後の新たな課題への対応や地域のニーズに応えるため、「第二期子ども・子育て支援事業計画」より、以下のとおり、新規事業として位置付けました。

取組方針	事業番号	事業名
（１）	９）	児童相談所の設置

(1) 児童虐待防止対策の推進

1) 養育支援訪問事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

特定妊婦及び産後うつや育児不安の強い母親に対して、ヘルパーや保育士等が家庭を訪問し、家事や育児に関する相談・支援を行います。

【取組の方向】

支援が必要な方に、適切に支援ができる体制を検討します。

【目標事業量】

単位：事業者

	計画開始時	令和6年度	増減
事業者数	6	6	0

2) 要保護児童対策地域協議会

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦に関する事例検討や連携方法の確認を関係機関で定期的に行い、適切な援助を実施して虐待を予防します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、関係機関と情報共有を図る中で、適切な援助を早期に行います。

3) 要支援児童一時預かり事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者による適切な養育が一時的に困難となった児童に対して、区が短期的に養育を行います。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。

4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の病気・出産・出張・育児不安等の理由で育児が困難なとき、一時的に宿泊を伴う保育を実施します。

【取組の方向】

利用者が利用しやすいサービスの提供方法や対象年齢について検討します。

5) 子どもと親に対する相談・支援の実施（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

「子どもとの接し方がわからない」「子どもの愛し方がわからない」等の悩みを持つ親に対する相談支援を通して、虐待を予防します。

【取組の方向】

必要に応じて心理職が対応し、保護者とともに、養育方法を考えていきます。

6) 特定妊婦等電話相談事業（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

妊娠が確認できる段階から相談ができるようにします。

また、相談しやすい環境を整えることで、虐待の発生を予防し、子どもの健全育成を推進します。

【取組の方向】

妊娠がわかり悩んでいる方、出産後の養育について支援が必要な方に適切な支援を行い、適宜、関係機関と連携します。

7) 子育て支援ボランティア派遣事業（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

未就学児がいる家庭に研修を受けたボランティア（養成講座修了者）が定期的に訪問し、親の話を傾聴しながら子育てを支援します。

【取組の方向】

児童虐待の予防のため、適切な援助を行います。

8) 配偶者暴力防止事業

所管課：人権推進課

【事業概要】

配偶者暴力（DV）は、暴力を受ける配偶者だけでなく、同居する子どもの心身にも深刻な影響を及ぼします。配偶者とその子どもたちが健康で安全に生活することができるようにDV相談を実施します。

また、DVの早期発見と支援に向けた啓発パンフレットの作成・配布を行います。

【取組の方向】

DV被害者が早期に相談することで速やかに支援を受けられるよう、引き続き相談窓口の周知を図ります。

また、DV防止について様々な角度から普及・啓発に取り組みます。

9) 児童相談所の設置

新規

所管課：児童相談所設置準備担当課

【事業概要】

令和5年度を目標に児童相談所を設置し、子どもの安全を守るための一時保護、法的対応等の介入的対応、保護者に代わって子どもの養育をする社会的養護まで、区が一貫して対応するための体制を強化します。

【取組の方向】

子どもに関わる全ての機関が連携して、児童虐待の撲滅に向けた取組をより一層進めます。



(2) 障害児支援施策の推進

1) 保育所・学童保育クラブにおける障害児の受入れ

所管課：育成課・子育て支援課・保育課・放課後支援課

【事業概要】

保育所・学童保育クラブでの生活が可能な障害児を受け入れることで、保護者が安心して就労と子育てを両立できるようにするとともに、障害のある児童と他の児童とが生活を通してともに成長できるようにします。

【取組の方向】

引き続き、障害児を受け入れることにより、障害のある児童の保護者の子育て及び児童の成長を支援します。

2) 5歳児健康診査事業

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

保護者の心配や課題のある5歳児に対して、保護者・保育所・幼稚園・関係機関と連携し、適切な支援につなげます。

【取組の方向】

5歳児健康診査事業を実施し、発達に課題のある子どもの早期発見・支援を行います。

3) 就学前の子どもの発達相談（再掲）

所管課：子ども家庭支援課

【事業概要】

発達に課題のある子どもの保護者又は関係者からの相談を受け、適切な支援を開始します。

【取組の方向】

発達に障害があり指導・訓練を必要とする乳幼児又はその疑いがある乳幼児を早期に発見し、適切な支援を行うことにより、乳幼児の心身発達を促進します。

4) 障害乳幼児療育施設利用者の保護者負担軽減

所管課：障害福祉課・障害者施設課

【事業概要】

地域社会における障害のある乳幼児の発達や自立を促進し、早期療育を充実させるために、区独自の支援策として保護者の経済的な負担を軽減します。

【取組の方向】

区独自の支援策として、障害乳幼児が適切な療育を受けることができるよう、障害児の早期療育への保護者負担軽減として引き続き実施します。

5) 障害児通所給付（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援）

所管課：障害福祉課

【事業概要】

発達が心配される児童一人一人に、障害児通所支援サービスを通して発達を支援します。

【取組の方向】

相談支援体制の充実とともに、障害児の状況に応じた適切な療育が受けられるように支援します。

6) 障害児に関するサービス利用計画作成

所管課：障害福祉課・障害者施設課・子ども家庭支援課

【事業概要】

障害児の自立した生活を支えるため、障害児に関するサービス利用計画を作成し、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

【取組の方向】

障害児支援利用計画を作成する過程において、保護者からの不安や悩みを受けとめ、通所支援事業者間や保育園・幼稚園等と連携を図ります。

7) 児童発達支援センターの整備支援

拡充

所管課：障害者施設課

【事業概要】

児童発達支援センターの整備を計画する社会福祉法人等に対して、施設整備費の一部を助成します。

【取組の方向】

発達が心配される児童の療育に加え、保育所等への訪問支援や相談支援を行う児童発達支援センターを計画的に整備し、増加する療育ニーズに的確に対応します。

8) 子ども発達センター事業

所管課：障害者施設課

【事業概要】

知的障害や発達に課題のある1歳6か月から就学前の児童に対して発達段階に応じた小集団指導や個別指導を実施します。

また、一時的に保育が必要な障害のある児童の一時保育を実施します。

【取組の方向】

子ども発達センター（児童発達支援センター）が実施している事業を、さらに充実します。

9) 保育所等訪問支援事業

所管課：障害者施設課

【事業概要】

子ども発達センター（児童発達支援センター）の職員が、保育所や幼稚園等を訪問し、発達に課題のある児童への直接的な支援を行います。

また、保育園や幼稚園等の職員に対して、関わり方や環境設定等の間接的支援を行います。

【取組の方向】

保育所や幼稚園等に訪問し、実際の場面においての個別支援を中心に事業を実施します。

10) 特別支援教育の充実（再掲）

所管課：指導室・学校教育支援担当課

【事業概要】

教育委員会と福祉・医療等の関係機関との、より一層の連携・協力を進め、乳幼児期から青年期に至るまでの一貫した教育支援を行います。

また、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活上や学習上の困難さの改善を図るため、適切な指導や必要な支援を行います。

【取組の方向】

知的障害のない、自閉症の可能性のある児童・生徒を対象に、自閉症・情緒障害特別支援学級を高砂中学校に加え、高砂小学校にも設置します。

また、医療的ケアを実施するうえでのガイドラインを策定し、組織的・継続的に合理的配慮を行う環境を整備します。

(3) ひとり親家庭に対する支援の充実

1) ひとり親家庭の総合支援の実施

所管課：子育て支援課

【事業概要】

ひとり親家庭の経済的問題、就労、子どもの養育等、様々な悩み相談に応じて、助言・情報提供を行うほか、就職に役立つ資格取得の支援、専門相談員による就労相談、修学・転宅等の貸付けを行い、ひとり親家庭の自立を支援します。

【取組の方向】

適切にひとり親家庭の自立のための事業を実施します。

2) ひとり親家庭等医療費助成

所管課：子育て支援課

【事業概要】

ひとり親家庭の親（養育者）と子が健康保険を利用して病院や薬局等で診療や調剤を受けた際の自己負担分を補助します。なお、所得制限や課税・非課税による助成区分があります。

【取組の方向】

引き続き制度の周知を行い、着実に事業を実施します。

3) ひとり親家庭等ホームヘルパー派遣事業

所管課：福祉管理課

【事業概要】

ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている場合に、一定期間ホームヘルパーを派遣します。

【取組の方向】

ひとり親家庭等で、日常生活において家事又は育児等に支障が生じている場合、一定期間ホームヘルパーを派遣し、その負担軽減を図るとともに、子育てを支援することにより自立を支援します。

第5章 量の見込み及び確保方策

1. 市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、区市町村は、「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項が定められており、その内容は以下のとおりとなっています。

（1）幼稚園や保育所等に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する定員を確保する計画）

本区を河川や鉄道等によりエリア分けした「提供エリア（教育・保育提供区域）」ごとに、計画期間の5か年度それぞれの幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」と、小規模保育事業や保育ママ等（地域型保育事業）の「利用見込み数（必要利用定員総数）」等の合計（＝需要）に対し、その見込み数に見合う幼稚園や保育所等の定員（＝供給）を確保していくための計画（確保方策）を定める必要があります。

（2）「子育てひろば事業」等の地域子ども・子育て支援事業に関する需給計画

（提供エリア内の利用見込みとそれに対する提供体制を確保する計画）

（1）と同様に、提供エリア内の地域子ども・子育て支援事業に関する計画を定める必要があります。地域子ども・子育て支援事業とは、以下の13の事業をいいます。

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| ①利用者支援事業 | ⑧子育て援助活動支援事業 |
| ②時間外保育事業 | （ファミリー・サポート・センター事業） |
| ③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業） | ⑨乳児家庭全戸訪問事業 |
| ④子育て短期支援事業 | （こんにちは赤ちゃん訪問事業） |
| （ショートステイ事業・トワイライトステイ事業） | ⑩養育支援訪問事業（育児支援訪問事業） |
| ⑤地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業） | ⑪妊婦健康診査事業 |
| ⑥一時預かり事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑦病児・病後児保育事業 | ⑬多様な主体の参入促進事業 |

(3) 保育所等を利用できる条件

保育所等を利用する場合は、利用できる条件に該当していることが必要となります。その区分は、「支給認定区分」といい、以下のとおりとなっています。

認定区分※1	対象者	給付の内容	対象施設・事業
1号認定	満3歳以上の教育を希望する (保育の必要性がない) 就学前 の子ども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育を必要とする 就学前の子ども	保育短時間※2 保育標準時間※3	保育所 認定こども園 小規模保育事業や保 育ママ等の地域型保 育事業

※1：幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育を利用する際に、支給認定を受ける必要があり、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分がある。認定区分によって利用できる施設や時間が変わる。

なお、1号認定は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定による認定区分、2号認定とは、同条第1項第2号の規定による認定区分、3号認定とは、同条第1項第3号の規定による認定区分をいう。

※2：「保育短時間（月48時間以上、120時間未満の就労）」利用：利用可能時間は最大8時間

※3：「保育標準時間（月120時間以上の就労）」利用：利用可能時間は最大11時間

2. 教育・保育提供区域

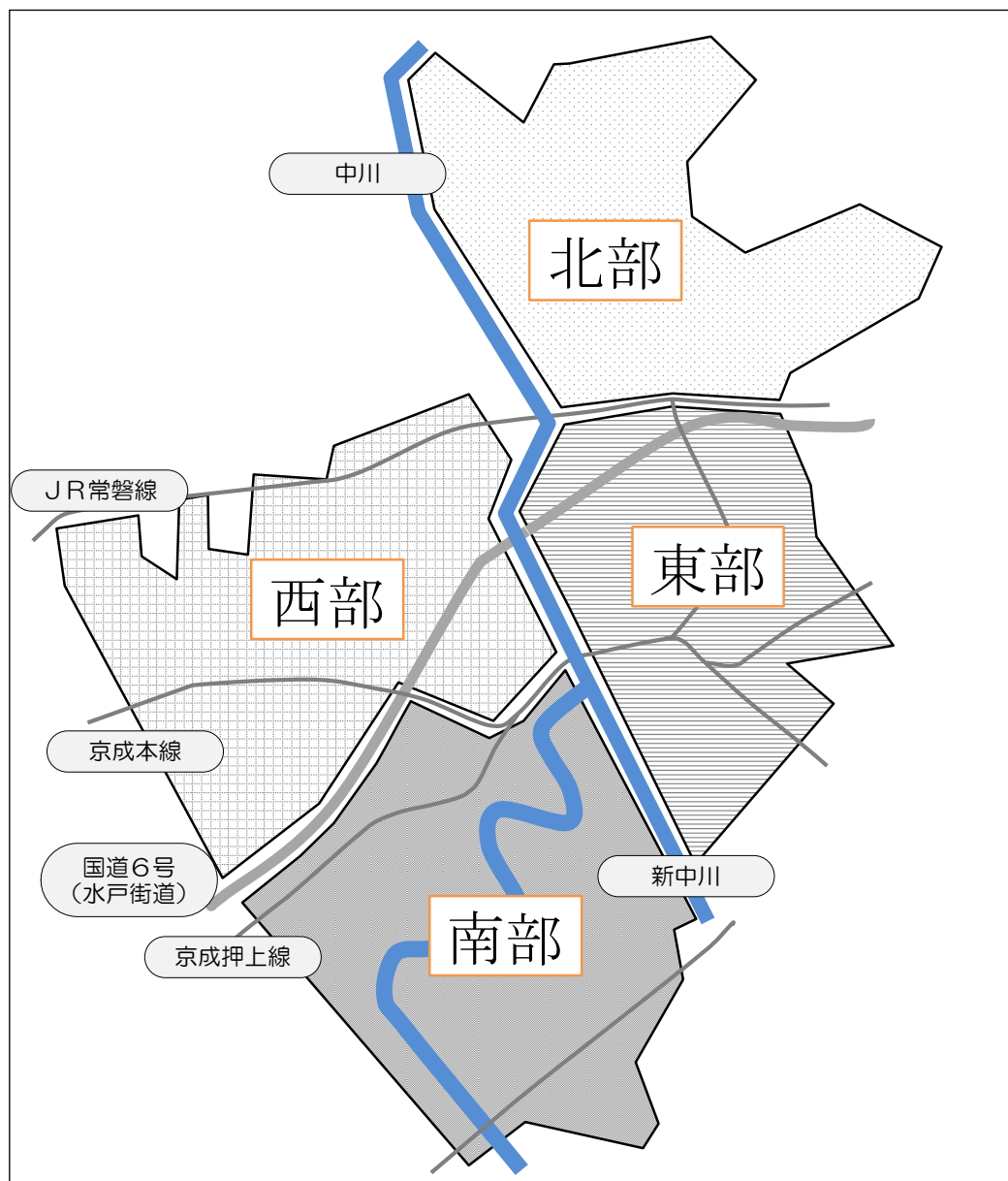
子ども・子育て支援事業計画においては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域、すなわち「教育・保育提供区域」を設定して、その区域ごとの「量の見込み（需要）」及び「確保方策（供給）」を計画するものとされています。

そのため、以下のとおり、整備の目安となる教育・保育提供区域を設定し、必要なサービスを必要な時期に適切に提供する体制を確保し、本区の教育・保育・子育て支援サービスを推進していきます。

なお、この設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量を見込むためのものであり、区域ごとに各施設・事業の利用が制限されるものではありません。

区分	区域	圏域の考え方
教育利用 （1号認定）	1区域 （区全域）	利用状況と利用希望がおおむね均衡し、広域利用も多いこと等から、区域を限定せず、「本区全域＝1区域」とします。
保育利用 （2号及び3号認定）	4区域	本区の地理的条件や社会的条件（河川、鉄道、道路）を踏まえ、保育サービスを身近な地域で利用できること及び基盤整備上の柔軟性を総合的に勘案し、 <u>東部、西部、南部、北部</u> の「4区域」とします。
地域子ども・子育て支援事業	1区域 （区全域）	基盤整備や事業実施上の効果等を総合的に勘案し、「本区全域＝1区域」とします。

【教育・保育提供区域（１号認定及び地域子ども・子育て支援事業は葛飾区全域）】



教育・保育提供区域	該当地域
東部地域	奥戸9丁目／鎌倉1～4丁目／金町1～6丁目／高砂2～8丁目／ 細田1・3～5丁目／柴又1～7丁目／新宿1～5丁目
西部地域	お花茶屋1～3丁目／亀有1～5丁目／四つ木3～5丁目／ 小菅1～4丁目／西亀有1～4丁目／青戸3～8丁目／ 東堀切1～3丁目／白鳥1～4丁目／宝町1・2丁目／ 堀切1～8丁目
南部地域	奥戸1～8丁目／高砂1丁目／細田2丁目／四つ木1・2丁目／ 新小岩1～4丁目／西新小岩1～5丁目／青戸1・2丁目／ 東四つ木1～4丁目／東新小岩1～8丁目／東立石1～4丁目／ 立石1～8丁目
北部地域	新宿6丁目／水元1～5丁目／西水元1～6丁目／東金町1～8丁目 ／東水元1～6丁目／南水元1～4丁目

3. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

(1) 表の見方

単位：人

令和2年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	2 年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
					1・2歳	0歳	
	区分		教育		保育		
	3 量の見込み		4,314	615	5,746	4,304	1,235
			4,929		11,285		
	確保 方策	教育・保育施設	5	1,754	7,254	3,894	1,087
		4 地域型保育事業				310	77
		その他	6	4,740	76	170	43 <th>7</th>
	8 確保合計		6,494		7,330	4,374	1,207
				12,911			

1 : 計画年度

2 : 支給認定／年齢区分

- ・第1号＝教育利用（満3歳以上）
- ・第2号＝保育利用（満3歳以上）
- ・第3号＝保育利用（満3歳未満）

3 : 利用見込み数（一つの表に教育・保育が併記される場合のみ、区分を明記）

4 : 施設・事業区分

- ・教育・保育施設：新制度に移行した幼稚園、保育所、認定こども園
- ・地域型保育事業：小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
- ・その他：認証保育所、幼稚園

5 : 利用見込み数③に対する教育・保育施設、地域型保育事業における確保定員数

6 : 利用見込み数③に対する幼稚園における確保定員数

7 : 利用見込み数③に対する認証保育所における確保定員数

8 : 確保定員数の合計

(2) 教育・保育の確保方策の概要

葛飾区では、年間を通じて利用しやすい保育環境を実現するため、教育・保育施設を令和6年度までに1,199人分、地域型保育事業においては55人分の定員を確保します。

単位：人

確保方策（定員）		区域	計画 開始時	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	増減
1	教育・保育施設 （保育所、認定こ ども園）	区 全 域	11,822	12,235	12,807	13,021	13,021	13,021	1,199
		東 部	2,759	2,886	3,018	3,018	3,018	3,018	259
		西 部	3,582	3,582	3,582	3,672	3,672	3,672	90
		南 部	3,327	3,471	3,591	3,655	3,655	3,655	328
		北 部	2,154	2,296	2,616	2,676	2,676	2,676	522
2	地域型保育事業 （小規模保育事業、 家庭的保育事業等）	区 全 域	369	387	406	424	424	424	55
		東 部	3	21	21	21	21	21	18
		西 部	154	154	154	172	172	172	18
		南 部	152	152	171	171	171	171	19
		北 部	60	60	60	60	60	60	0
3	その他 （認証保育所）	区 全 域	289	289	289	289	289	289	0
		東 部	30	30	30	30	30	30	0
		西 部	178	178	178	178	178	178	0
		南 部	81	81	81	81	81	81	0
		北 部	0	0	0	0	0	0	0
合計		区 全 域	12,480	12,911	13,502	13,734	13,734	13,734	1,254
整備率 （0～5歳人口／定員）			57%	57%	60%	61%	62%	63%	

(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策【区全域】

単位：人

令和2年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
					1・2歳	0歳	
	区分		教育	保育			
	量の見込み		4,314	615	5,746	4,304	1,235
			4,929		11,285		
	確保 方策	教育・保育施設	1,754		7,254	3,894	1,087
		地域型保育事業				310	77
		その他	4,740		76	170	43
	確保合計		6,494		7,330	4,374	1,207
12,911							

令和3年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
					1・2歳	0歳	
	区分		教育	保育			
	量の見込み		4,462	636	5,967	4,583	1,297
			5,098		11,847		
	確保 方策	教育・保育施設	1,754		7,581	4,109	1,117
		地域型保育事業				326	80
		その他	4,740		76	170	43
	確保合計		6,494		7,657	4,605	1,240
13,502							

令和4年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
					1・2歳	0歳	
	区分		教育	保育			
	量の見込み		4,370	623	5,852	4,677	1,238
			4,993		11,767		
	確保 方策	教育・保育施設	1,754		7,687	4,194	1,140
		地域型保育事業				338	86
		その他	4,740		76	170	43
	確保合計		6,494		7,763	4,702	1,269
13,734							

令和5年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
					1・2歳	0歳	
	区分		教育		保育		
	量の見込み		4,360	621	5,840	4,569	1,241
			4,981		11,650		
	確保 方策	教育・保育施設	1,754		7,687	4,194	1,140
		地域型保育事業				338	86
		その他	4,740		76	170	43
確保合計		6,494		7,763	4,702	1,269	
				13,734			

令和6年度	支給認定区分		第1号	第2号	第3号		
	年 齢		満3歳以上		満3歳未満		
					1・2歳	0歳	
	区分		教育		保育		
	量の見込み		4,394	626	5,882	4,468	1,244
			5,020		11,594		
	確保 方策	教育・保育施設	1,754		7,687	4,194	1,140
		地域型保育事業				338	86
		その他	4,740		76	170	43
確保合計		6,494		7,763	4,702	1,269	
				13,734			

(4) 教育利用に係る量の見込みと確保方策

単位：人

令和2年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		4,314	615
			4,929	
	確保 方策	教育・保育施設	1,754	
		その他	4,740	
	確保合計		6,494	

令和3年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		4,462	636
			5,098	
	確保 方策	教育・保育施設	1,754	
		その他	4,740	
	確保合計		6,494	

令和4年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		4,370	623
			4,993	
	確保 方策	教育・保育施設	1,754	
		その他	4,740	
	確保合計		6,494	

令和5年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		4,360	621
			4,981	
	確保 方策	教育・保育施設	1,754	
		その他	4,740	
	確保合計		6,494	

令和6年度	支給認定区分		第1号	第2号
	年 齢		満3歳以上	
	量の見込み		4,394	626
			5,020	
	確保 方策	教育・保育施設	1,754	
		その他	4,740	
	確保合計		6,494	

※「確保方策」における「教育・保育施設（認定こども園・新制度に移行する幼稚園）」と「その他（幼稚園）」の確保数は、令和2年度当初見込みであり、計画期間内でそれぞれの数値は変動する可能性がある。

※令和元年5月1日現在の本区住民の区内施設利用人数は、4,192人

※令和元年5月1日現在の本区住民の区外施設利用人数は、537人

※令和元年5月1日現在の本区住民以外の区内施設利用人数は、1,247人

(5) 保育利用に係る量の見込みと確保方策

① 東部地域

単位：人

令和2年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,295	983	277
				2,555		
確保 方策	教育・保育施設	1,688	947	251		
	地域型保育事業		14	7		
	その他	5	22	3		
確保合計		1,693	983	261		
		2,937				

令和3年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,378	1,024	288
				2,690		
確保 方策	教育・保育施設	1,760	995	263		
	地域型保育事業		14	7		
	その他	5	22	3		
確保合計		1,765	1,031	273		
		3,069				

令和4年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,392	1,030	278
2,700						
確保 方策	教育・保育施設	1,760	995	263		
	地域型保育事業		14	7		
	その他	5	22	3		
確保合計		1,765	1,031	273		
		3,069				

令和5年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,402	1,012	279
2,693						
確保 方策	教育・保育施設		1,760	995	263	
	地域型保育事業			14	7	
	その他		5	22	3	
確保合計			1,765	1,031	273	
			3,069			

令和6年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,404	996	280
				2,680		
		確保 方策	教育・保育施設	1,760	995	263
			地域型保育事業		14	7
			その他	5	22	3
確保合計		1,765	1,031	273		
		3,069				

②西部地域

単位：人

令和2年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,632	1,326	417
				3,375		
		確保 方策	教育・保育施設	2,114	1,142	326
			地域型保育事業		126	28
			その他	51	97	30
確保合計		2,165	1,365	384		
		3,914				

令和3年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,598	1,351	419
				3,368		
		確保 方策	教育・保育施設	2,114	1,142	326
			地域型保育事業		126	28
			その他	51	97	30
確保合計		2,165	1,365	384		
		3,914				

令和4年度	支給認定区分		第2号	第3号	
	年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
				1・2歳	0歳
	量の見込み		1,540	1,394	420
			3,354		
	確保 方策	教育・保育施設	2,151	1,178	343
		地域型保育事業		138	34
		その他	51	97	30
	確保合計		2,202	1,413	407
4,022					

令和5年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,544	1,399	422
				3,365		
		確保 方策	教育・保育施設	2,151	1,178	343
			地域型保育事業		138	34
			その他	51	97	30
確保合計		2,202	1,413	407		
		4,022				

令和6年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,566	1,404	423
				3,393		
		確保 方策	教育・保育施設	2,151	1,178	343
			地域型保育事業		138	34
			その他	51	97	30
確保合計		2,202	1,413	407		
		4,022				

③南部地域

単位：人

令和2年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,615	1,219	340
				3,174		
		確保 方策	教育・保育施設	2,113	1,070	288
			地域型保育事業		125	27
			その他	20	51	10
確保合計		2,133	1,246	325		
		3,704				

令和3年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,652	1,303	357
3,312						
確保 方策	教育・保育施設	2,179	1,112	300		
	地域型保育事業		141	30		
	その他	20	51	10		
確保合計		2,199	1,304	340		
		3,843				

令和4年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,610	1,328	340
				3,278		
		確保 方策	教育・保育施設	2,212	1,137	306
			地域型保育事業		141	30
			その他	20	51	10
確保合計		2,232	1,329	346		
		3,907				

令和5年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,588	1,296	340
3,224						
確保 方策	教育・保育施設		2,212	1,137	306	
	地域型保育事業			141	30	
	その他		20	51	10	
確保合計			2,232	1,329	346	
			3,907			

令和6年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,604	1,266	341
3,211						
確保 方策	教育・保育施設		2,212	1,137	306	
	地域型保育事業			141	30	
	その他		20	51	10	
確保合計			2,232	1,329	346	
			3,907			

④北部地域

単位：人

令和2年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,204	776	201
2,181						
確保 方策	教育・保育施設		1,339	735	222	
	地域型保育事業			45	15	
	その他		0	0	0	
確保合計			1,339	780	237	
			2,356			

令和3年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,339	905	233
				2,477		
		確保 方策	教育・保育施設	1,528	860	228
			地域型保育事業		45	15
			その他	0	0	0
確保合計		1,528	905	243		
		2,676				

令和4年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,310	925	200
				2,435		
		確保 方策	教育・保育施設	1,564	884	228
			地域型保育事業		45	15
			その他	0	0	0
確保合計		1,564	929	243		
		2,736				

		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
令和5年度	量の見込み		1,306	862	200	
			2,368			
	確保 方策	教育・保育施設	1,564	884	228	
		地域型保育事業		45	15	
		その他	0	0	0	
	確保合計		1,564	929	243	
			2,736			

令和6年度		支給認定区分		第2号	第3号	
		年 齢		満3歳以上	満3歳未満	
					1・2歳	0歳
		量の見込み		1,308	802	200
				2,310		
確保 方策	教育・保育施設		1,564	884	228	
	地域型保育事業			45	15	
	その他		0	0	0	
確保合計			1,564	929	243	
			2,736			

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の確保方策の概要

事業名			目標単位	計画 開始時	令和 2年度	令和 6年度	増減
1	利用者支援事業	特定型	施設数	1	1	1	0
		母子保健型	施設数	12	12	12	0
2	時間外保育事業		施設数	106	113	127	21
3	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ事業)		入会児童数	4,775	4,875	5,278	503
4	子育て短期支援事業	ショートステイ 事業	施設数	1	1	1	0
		トワイライトス テイ事業	施設数	1	1	1	0
5	地域子育て支援拠点事業 (子育てひろば事業)		施設数	51	52	53	2
6	一時預かり事業	幼稚園等	施設数	29	29	29	0
		保育所等	施設数	36	37	39	3
7	病児・病後児保育事業		施設数	11	11	12	1
8	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		年間延べ利用人数	2,159	2,325	2,325	166
9	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問事業)		訪問指導員数	23	23	23	0
10	養育支援訪問事業		事業者数	6	6	6	0
11	妊婦健康診査事業		妊婦健診回数	14	14	14	0
			超音波検査回数	1	2	2	1
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業		国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用				
13	多様な主体の参入促進事業		民間事業者による 保育所等設置件数	—	7	0	21

※計画開始時の学童保育クラブ入会児童数は、平成 31 年 4 月 1 日現在

※計画開始時の子育て援助活動支援事業の年間延べ利用人数は、平成 29 年度実績

(2) 地域子ども・子育て支援事業の需給計画(量の見込みと確保方策)

事業名			実施時期（年度）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
1	利用者支援 事業	特定型	量の見込み	（施設数）	1	1	1	1	1
			確保方策	（施設数）	1	1	1	1	1
		母子保健型	量の見込み	（施設数）	12	12	12	12	12
			確保方策	（施設数）	12	12	12	12	12
2	時間外保育事業		量の見込み	（人）	3,388	3,388	3,388	3,388	3,388
				（施設数）	127	127	127	127	127
			確保方策	（施設数）	113	123	127	127	127
3	放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ事業）		量の見込み	（人）	5,278	5,278	5,278	5,278	5,278
			内訳	小学校1年生	1,757	1,757	1,757	1,757	1,757
				小学校2年生	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647
				小学校3年生	1,293	1,293	1,293	1,293	1,293
				小学校4年生	449	449	449	449	449
				小学校5年生	100	100	100	100	100
				小学校6年生	32	32	32	32	32
			確保方策	（人）	4,875	4,975	5,075	5,175	5,278
4	子育て短期 支援事業	ショートス テイ事業	量の見込み	（延べ人数）	604	604	604	604	604
			確保方策	（延べ人数）	1,795	1,795	1,795	1,795	1,795
				（施設数）	1	1	1	1	1
		トワイラ イトステイ事 業	量の見込み	（延べ人数）	244	244	244	244	244
			確保方策	（延べ人数）	3,590	3,590	3,590	3,590	3,590
				（施設数）	1	1	1	1	1
5	地域子育て支援拠点事業 （子育てひろば事業）		量の見込み	（延べ人数）	206,700	206,700	206,700	206,700	206,700
				（施設数）	53	53	53	53	53
			確保方策	（施設数）	52	52	52	53	53

事業名			実施時期（年度）		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
6	一時預かり 事業	幼稚園等	量の見込み	（延べ人数）	185,751	185,751	185,751	185,751	185,751
			内 定期 利用保育	（延べ人数）	26,250	26,250	26,250	26,250	26,250
			確保方策	（延べ人数）	124,854	140,078	155,302	170,526	185,751
				（施設数）	29	29	29	29	29
		保育所等	量の見込み	（延べ人数）	28,860	28,860	28,860	28,860	28,860
			確保方策	（延べ人数）	27,380	28,120	28,120	28,860	28,860
				（施設数）	37	38	38	39	39
7	病児・病後児保育事業	量の見込み	（延べ人数）	4,065	4,065	4,065	4,065	4,065	
		確保方策	（延べ人数）	10,368	11,328	11,328	11,328	11,328	
			（施設数）	11	12	12	12	12	
8	子育て援助活 動支援事業 （ファミリ ー・サポ ート・センタ ー事業）	就学前児 童預かり 就学児童 預かり	量の見込み	（延べ人数）	1,166	1,166	1,166	1,166	
				（延べ人数）	1,159	1,159	1,159	1,159	
		確保方策	（延べ人数）	2,325	2,325	2,325	2,325	2,325	
9	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪 問事業）	量の見込み	（人）	3,602	3,787	3,614	3,621	3,630	
		確保方策	（訪問指導員 数）	23	23	23	23	23	
10	養育支援訪問事業	量の見込み	（延べ人数）	489	489	489	489	489	
			（事業者数）	6	6	6	6	6	
		確保方策	（事業者数）	6	6	6	6	6	
11	妊婦健康診査事業	量の見込み	（初回健診数）	3,787	3,614	3,621	3,630	3,644	
		確保方策	（妊婦健診実 施回数）	14	14	14	14	14	
			（超音波検査 実施回数）	2	2	2	2	2	
12	実費徴収に係る補足給付 を行う事業		確保方策	（実施内容）	国の幼児教育・保育の無償化制度の実施により、 副食費の免除対象者分の補助として活用				
13	多様な主体の参入促進事 業	量の見込み	（民間事業者 による保育所 等設置件数）	7	10	4	0	0	
		確保方策	（民間事業者 による保育所 等設置件数）	7	10	4	0	0	

5. 認定こども園の普及等に係る取組 (教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保)

子ども・子育て支援法の趣旨は、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、その支援は良質かつ適切なものでなければならないとされています。

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・保育を担う幼稚園及び保育所の役割が極めて重要であることはいうまでもありません。

幼児期の教育・保育の目的が達成されるよう国の告示により定められている「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」は、互いに教育・保育の内容の整合が図られております。

また、乳児期から小学校就学前までの一貫した教育・保育や発達の連続性を考慮するとともに、小学校への円滑な接続を図っていくことが重要であることから、本区として、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設形態の違いを踏まえたうえで、それぞれの施設において教育・保育・子育て支援の提供が総合的かつ一体的に図られるよう、施設・事業者の創意工夫を生かした運営を促進していきます。

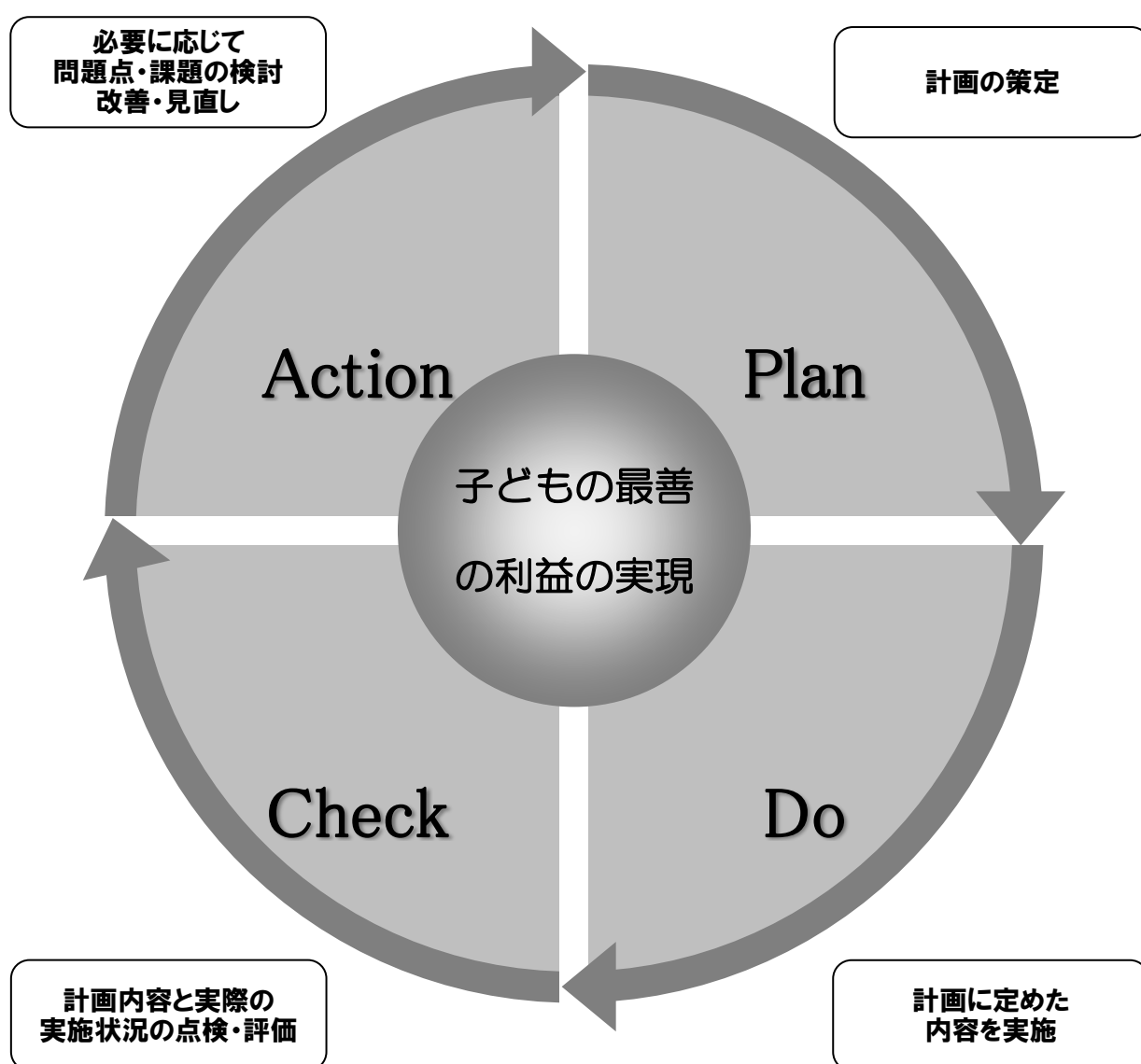
そのうえで、認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化に対し、柔軟に子どもを受け入れられる施設であります。国は、既存の幼稚園・保育所が移行する場合における需給調整に係る特例措置を示しており、都道府県は、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば、供給が地域の需要に都道府県子ども・子育て支援事業支援計画で定める数を加えた数に達するまでは、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定するものとされています。

そのため、本区では、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画上、具体的な数値としては定めず、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していくとする東京都の方針も踏まえ、既存の幼稚園や保育所からの移行や新たな設置について、利用者ニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえて、適切に普及・促進を図っていきます。

第6章 計画の推進体制

本計画の実現を目指して各事業を着実に実施し、また、その内容等を子どもの最善の利益の視点から継続して評価・検証、必要に応じて問題点や課題の検討を行うことで、事業の効果をより向上させていきます。

事業の進捗管理は、各年度の実績を毎年確認し、その改善を図るPDCAサイクルによって行います。PDCAサイクルとは、Plan-Do-Check-Action（計画-実施-評価-改善）を継続的に行うことで、その業務改善や事業効果を高める手法です。本計画はその手法に則り、各年の事業の推進状況を確認しながら、その効果を継続的に高めていくことを目指します。



1. 計画の周知

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに関わる事業者・関係団体をはじめ、多くの区民の理解と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、広報紙やホームページ等、様々な媒体を活用して、広く区民に周知します。

また、育児支援ガイドブック等を活用し、子育て支援サービスについて分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

2. 関係機関等との連携・協働

子育て支援に関わる取組は多岐にわたっているため、庁内関係部局の連携を緊密にし、定期的に関係部局間で課題の共有を図るための情報交換を行い、全庁的に効果的な事業推進を行う体制を整えていきます。

そのうえで、基本理念の実現には、家庭、教育・保育機関、地域、企業、行政等が各々当事者意識を持ち、相互に連携・協働しながら子育て支援に取り組む必要があります。

関係者それぞれが適切に役割を果たしていくとともに、関係機関相互の連携が行われるよう積極的に関わり、子育てを子どもに身近な地域において、地域の人々との協働により支える体制を整えていきます。

3. 計画の実施状況の点検・評価

計画に定められた施策の実施状況を毎年度、点検・評価するとともに、利用者等へのアンケートを実施して、満足度や要望等を把握し、子どもの育ちという視点も踏まえて検証していきます。結果についても広報紙やホームページへの掲載等により区民に周知し、今後の計画の推進や見直しに反映させていきます。

4. 子ども・子育て会議

計画の推進にあたり、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき条例により区長の附属機関として設置した「葛飾区子ども・子育て会議」の意見を踏まえて進めていきます。委員は、子どもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者で構成されています。

5. その他

本計画は、葛飾区基本計画における「重要プロジェクト」や「基本目標別計画」等の全庁の取組や、「(仮称) 第三期葛飾区子ども・子育て支援事業計画」との一体化を検討している「葛飾区子ども・若者計画」における、計画の基本的な方向性等を踏まえて推進していきます。

参考資料

1. 計画の策定経過

<葛飾区子ども・子育て会議>

開催年月		主な議題
第23回 子ども・子育て会議	平成30年8月6日（月）	○ 平成30年度葛飾区の現況について ○ 平成30年度整備予定施設について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の策定等について ○ 葛飾区子ども・子育て支援事業計画関連事業の取組について
第24回 子ども・子育て会議	10月26日（金）	○ 平成30年度葛飾区の現況について ○ 平成30年度整備予定施設について ○ 葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画について
第25回 子ども・子育て会議	平成31年3月15日（金）	○ 特定教育・保育施設における利用定員の設定について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画について ○ 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査速報値（要点）について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画における量の見込みの算出方法（概要）について
第26回 子ども・子育て会議	令和元年5月17日（金）	○ 令和元年度整備予定施設について ○ 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査報告について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定（案）について ○ 今後の第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画の策定方針について
第27回 子ども・子育て会議	8月2日（金）	○ 平成31年（令和元）年度葛飾区の現況について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画における教育・保育に係る量の見込みと確保方策（案）について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと確保方策（案）について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画における計画の体系（案）について
第28回 子ども・子育て会議	10月18日（金）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）について ○ 令和元年度整備予定施設について ○ 葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について ○ 保育所等における1歳児クラスの職員配置について
第29回 子ども・子育て会議	令和2年2月7日（金）	○ 令和元年度整備予定施設について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（案）について ○ 今後の子ども・子育て会議のあり方について

＜葛飾区子ども・子育て会議作業部会＞

開催年月		議題
第8回 作業部会	令和元年7月16日（火）	○ 教育・保育に係る需要量の見込みと確保方策（案）について ○ 地域子ども・子育て支援事業に係る需要量の見込みと確保方策（案）について

＜庁内検討＞

開催年月		議題
令和元年度 第1回 子育て支援推進本部幹事会	令和元年8月9日（金）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画掲載事業（案）について
第2回 子育て支援推進本部幹事会	10月29日（火）	○ 葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について ○ 子育て支援に関するアンケート調査結果について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年度 第1回 子育て支援推進本部会議	11月1日（金）	○ 葛飾区子ども・子育て支援事業計画実施状況について ○ 子育て支援に関するアンケート調査結果について ○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）について
調整会議	11月5日（火）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）について
庁議	11月7日（木）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）について
調整会議	令和2年2月18日（火）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（案）について
庁議	令和2年2月20日（木）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（案）について

※第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画に係る会議のみ掲載しています。

<議会報告>

開催年月		議題
保健福祉委員会	平成30年7月18日（水）	○ 子ども・子育て支援事業計画の策定等について
保健福祉委員会	平成31年4月10日（水）	○ 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査の経緯について
保健福祉委員会	令和元年6月7日（金）	○ 葛飾区子ども・子育て支援ニーズ調査の実施結果について
保健福祉委員会	12月2日（月）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）について
保健福祉委員会	令和2年3月12日（木）	○ 第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施結果及び計画（案）について

※第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画に係る会議のみ掲載しています。

<パブリックコメント>

実施期間	令和元年12月16日（月）～令和2年1月14日（火）
実施場所	育成課窓口、区政情報コーナー、区民事務所・区民サービスコーナー、図書館、保健所、保健センター、男女平等推進センター、シニア活動支援センター、ウェルピアかつしか、児童館、幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所（保育ママ）、子ども総合センター、金町子どもセンター（計237か所） 並びに区公式ホームページ
意見提出者	16人
意見総数	45件

2. 子ども・子育て会議

(1) 設置条例

葛飾区子ども・子育て会議条例	
	平成 25 年 6 月 19 日 条例第 27 号
(設置)	
第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、葛飾区長(以下「区長」という。)の附属機関として、葛飾区子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。	
(所掌事務)	
第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、区長が必要と認める事務を処理するものとする。	
(組織)	
第 3 条 子育て会議は、委員 25 人以内をもって組織する。	
2 委員は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。	
(1) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関し学識経験のある者	
(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	
(3) 前 2 号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者	
(任期)	
第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。	
(会長及び副会長)	
第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長 1 人を置く。	
2 会長は第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者のうちから区長が指名し、副会長は互選によりこれを定める。	
3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。	
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。	
(会議)	
第 6 条 子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。	
2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。	
3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	
4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。	
(委任)	
第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。	
付 則	
(施行期日)	
1 この条例は、公布の日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。	

(2) 委員名簿（平成 31 年 4 月 1 日現在）

	No	氏名	所属団体等	区分
◎	1	太田 光洋	長野県立大学健康発達学部こども学科 教授	学識経験者
○	2	加藤 悦雄	大妻女子大学家政学部児童学科 准教授	
	3	阿部 恵	道灌山学園保育福祉専門学校 保育部長	
	4	今井 ルミ子	葛飾区子ども会育成会連合会	事業者・ 団体
	5	岩城 堅司	葛飾区自治町会連合会	
	6	岩立 雅子	公益社団法人葛飾区歯科医師会	
	7	上田 郁子	かつしか女性会議	
	8	遠藤 隆浩	東京商工会議所葛飾支部	
	9	緒方 美穂子	かつしか子育てネットワーク	
	10	黒沢 富子	葛飾区青少年育成地区委員会会長連絡協議会	
	11	小林 綾	連合葛飾地区協議会	
	12	齋藤 美江子	児童養護施設（社会福祉法人共生会）	
	13	佐々木 美緒子	葛飾区私立学童保育クラブ連盟	
	14	佐野 靖子	葛飾区手をつなぐ親の会	
	15	関口 宏	葛飾区私立幼稚園連合会	
	16	津村 寿子	葛飾区民生委員児童委員協議会	
	17	二葉 昭二	葛飾区私立幼稚園連合会	
	18	星 英壽	葛飾区私立保育園経営者協議会	
	19	三尾 仁	一般社団法人葛飾区医師会	
	20	八木 ひとみ	葛飾区青少年委員会	
	21	山口 千晴	葛飾区私立保育園連盟	
	22	池谷 奈々	公募区民	区民
	23	田口 宮子	公募区民	
	24	坪井 博一	公募区民	
	25	寺瀬 綾子	公募区民	

◎：会長、○：副会長

3. 子ども・子育て支援二一ズ調査結果概要

(1) 子育て支援施設の利用希望等に関する調査

①子育て（教育を含む）を主に行っている人

前回は「主に母親」が最も高い割合でしたが、今回は「父母ともに」が最も高い割合となりました。

	回答者数	父母ともに	主に母親	主に父親	主に祖父母等の親族	その他	無回答
今回	3,307	58.9	39.9	0.6	0.2	0.2	0.3
前回(H25)	3,618	45.1	52.8	0.4	0.7	0.3	0.7

②子どもをみてもらえる親族、知人・友人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高い割合だった一方、「いずれもない」が前回よりも増加しました。

	回答者数	日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる	日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる	いずれもない	無回答
今回	3,307	16.9	59.2	2.4	13.7	21.6	1.2
前回(H25)	3,618	22.2	60.0	2.8	19.6	15.1	2.2

③母親の就労状況

産休・育休・介護休業中を含めたフルタイム就労が前回よりも増加しています。

	回答者数	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	以前は就労していたが、現在は就労していない	これまで就労したことがない	無回答
今回	3,307	31.4	10.5	23.1	1.7	29.5	2.0	1.8
前回(H25)	3,618	25.0	5.4	24.3	0.9	38.9	3.9	1.5

④教育保育施設を利用していない理由

「利用したいが、施設・事業等に空きがない」の割合が前回よりも増加しています。

	回答者数	理由で必要がない (子どもの母親が父親が就労していないなどの理由)	子どもの祖父母等の親族の人がみている	近所の人や友人・知人がみている	利用したいが、施設・事業等に空きがない	利用したいが、経済的な理由で施設・事業等を利用できない	利用したいが、延長・夜間等を行っている施設の場所や時間帯の条件が合わない	利用したいが、施設・事業等の質や場所など、納得できる施設・事業等がない	子どもがまだ小さいため【】歳くらいになったら利用しようと考えている	その他	無回答
今回	774	46.1	4.3	0.1	22.2	4.3	0.6	1.4	39.7	11.4	1.8
前回 (H25)	933	46.3	6.1	0.6	13.0	6.3	0.8	1.6	45.1	12.1	3.6

⑤定期的に利用したい施設や事業

「認可保育園」の割合が前回よりも増加した一方、「幼稚園」の割合が減少しています。

	回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	認定こども園	小規模保育施設	家庭的保育事業所(保育ママ)	事業所内保育施設	認証保育所	企業主導型保育施設	その他の認可外保育施設	居宅訪問型保育	ファミリー・サポート・センター	ベビーシッター	その他	無回答
今回	3,307	48.6	28.5	56.9	17.7	3.6	2.1	2.8	8.1	2.5	0.8	2.1	9.7	5.7	1.7	2.1
前回 (H25)	3,618	56.8	32.9	48.8	19.0	3.8	5.5	5.8	15.6	—	0.8	4.7	10.2	—	1.5	2.4

⑥小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

低学年、高学年を通じて、「習い事」「自宅」の割合が多くなっています。また、低学年、高学年ともに「学童保育クラブ」の割合が前回よりも増加しています。

<低学年>

	回答者数	自宅	祖父母等の親族宅や友人・知人宅	習い事(各種音楽教室、各種スポーツクラブ、学習塾など)	児童館	わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)	学童保育クラブ	ファミリー・サポート・センター	図書館、公園など	民間の放課後等サービスなど	その他	無回答
今回	499	38.7	7.8	44.1	11.0	31.7	50.3	1.2	20.4	2.0	0.4	7.0
前回(H25)	614	42.7	11.1	46.4	12.7	30.8	43.6	0.5	—	—	19.5	—

<高学年>

	回答者数	自宅	祖父母等の親族宅や友人・知人宅	習い事(各種音楽教室、各種スポーツクラブ、学習塾など)	児童館	わくわくチャレンジ広場(放課後子ども事業)	学童保育クラブ	ファミリー・サポート・センター	図書館、公園など	民間の放課後等サービスなど	その他	無回答
全体	499	47.9	11.4	67.7	13.8	48.9	21.2	0.8	30.1	2.0	—	8.0
前回(H25)	614	47.9	13.7	66.0	13.4	56.0	17.1	0.8	—	—	27.0	—

(2) 幼稚園園児保護者の就労状況等に関する調査

①母親の就労状況

幼稚園園児保護者では、現在「就労していない」の割合が減少し、「パート・アルバイト等で就労している」の割合が増加しました。

	回答者数	フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない	フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休暇中である	パート、アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休暇中ではない	パート、アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休暇中である	就労していない	無回答
全体	3,567	4.2	1.1	29.7	0.9	62.2	1.9
前回(H25)	4,518	3.1	0.6	20.3	0.5	70.3	5.2

②父親の帰宅時間

「21 時以降」の割合が前回よりも減少しました。

	回答者数	17 時より前	17 時台	18 時台	19 時台	20 時台	21 時以降	無回答
全体	3,353	9.2	2.0	7.8	15.1	20.8	39.4	5.7
前回(H25)	4,189	1.6	1.8	5.3	14.8	17.1	53.2	6.1

③預かり保育の利用理由

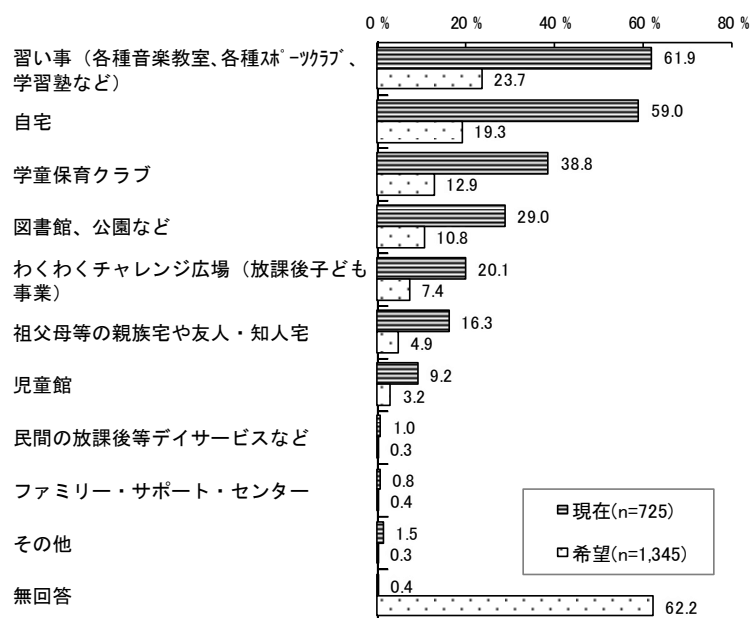
「自身の仕事のため」の割合が前回よりも増加しました。

	回答者数	自身の仕事のため	リフレッシュ(習い事や余暇)のため	兄弟姉妹の学校行事のため	家事を充実させるため	自身の通院のため	兄弟姉妹の通院・看護のため	親の介護のため	その他	無回答
全体	1,561	45.9	34.8	28.2	21.8	14.9	10.2	3.7	14.0	2.0
前回(H25)	2,647	28.9	43.9	30.6	14.3	14.1	14.7	2.2	17.2	1.7

(3) 放課後の過ごし方に関する調査

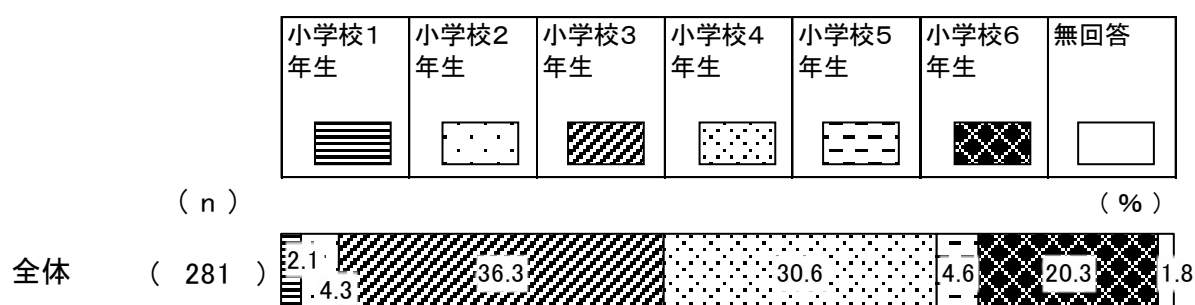
①放課後の過ごし方と希望の過ごさせ方（小学校低学年）

現在も希望も「習い事」の割合が最も高く、次いで「自宅」「学童保育クラブ」の割合が高くなりました。



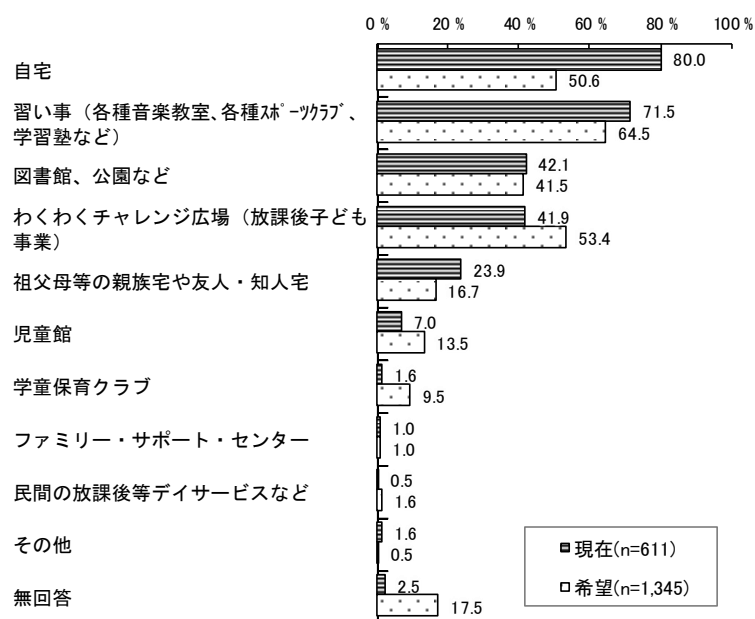
②学童保育の利用意向

「小学校3年生」が最も高い割合で、次いで「小学校4年生」「小学校6年生」の割合が高くなりました。



③放課後の過ごし方と希望の過ごさせ方（小学校高学年）

現在では「自宅」の割合が最も高く、次いで「習い事」「図書館、公園など」の割合が高くなりました。希望では、「習い事」の割合が最も高く、次いで「わくわくチャレンジ広場」「自宅」の割合が高くなりました。



4. グループヒアリング調査結果概要

(1) 出産を控える妊婦とその配偶者に対するヒアリング結果

ヒアリング日時	平成 31 年 2 月 21 日 (木) 12 : 25~12 : 50
実施場所	健康プラザかつしか
対象者	出産を控える妊婦とその配偶者
ヒアリング形式	グループ (出産を控える妊婦 3 名、配偶者 2 名)

【出産を控えて不安に思うこと】

- 里帰り出産予定のため、出産に対して要望や不安はあまりないが、戻ってきてからの方が不安である。例えば、生まれて何日以内に提出しなければいけない書類等、自分で調べないとわからないので教えてほしい。保育園についても、入れるのか、何歳から入れようか等の不安がある。
- まとまった休みや決まった曜日の休みがなく、妻も同様であるため、二人の休みが合わないことが不安である。
- 仕事の復帰について、復帰時期等がイメージできない。保育園の申込みについてもよくわからない。産むことまでしか想像できず、産んだ後のことを何も考えていない。
- 家事等は普段からフォローしているが、妻が出産後に精神的に不安定になった時にどうしたらよいかわからない。育児はフォローできても、精神的なフォローがうまくできるか不安である。
- 住民税等を直接払う時に今後どのように払えばいいか等が不安である。そういったことを、母子手帳を受け取る時に教えてくれたらよいと思う。また、買い物等の時にどのような施設におむつ交換等の設備があるかわかるとよい。

【手続きに関すること】

- 順番や流れが分かりやすいように、時期に応じた手続きや提出物の一覧があるとよい。
- 母子手帳交付時に区職員からいろいろ説明を受けたが、その時に手続きの一覧があるとわかりやすい。

【保育に関すること】

- 5 月出産予定だが、保育園は 4 月開始なので、9 か月くらいで入れるのだろうか。待たないといけないのだろうか。こういった不安等も、保育園に聞くべきなのか、区に聞くべきなのか、誰に聞いたらよいかわからない。
- 出産前の方が時間に余裕があり、出産直前は産休で仕事もしていないのでその間に考えられることもあるため、保育園に申し込む際の点数表等について、母子手帳をもらう時に案内があった方がよい。
- 保育園の見学等をいつから始めてよいか等について、出産前から分かったと仕事復帰のイメージができてよい。

【その他】

- まだ保育園に入っておらず、地域のつながりもないので、パパ友になれるきっかけがあればよいと思う。葛飾区ではないが、産後 4、5 か月頃を対象とした教室の案内に「ママへ」と書いてあるため、行きたくても行きづらい。「ママへ」と書いてなかったとしてもママだけが対象なのではとってしまうため、積極的にパパへの呼びかけがあると嬉しい。

(2) 助産師に対するヒアリング結果

ヒアリング日時	平成 31 年 2 月 21 日 (木) 12 : 50~13 : 25
実施場所	健康プラザかつしか
対象者	助産師
ヒアリング形式	グループ (3 名)

【妊婦の抱えている課題や不安について】

(育児に係る情報取得・相談先)

- 困った時に相談する人が身近にいないのか、インターネットで正しくない知識を仕入れ、その情報が自分に当てはまらず悩んでいる。身内を含め相談する人がいないのではないかと感じる。
- 悩んでいる自覚もないとも感じている。サポートする人がいないという状況を問題に思っていないため、出産後に困ってしまう状況に陥っている。
- 妊娠中はインターネットの情報を自分のことに当てはめられるが、子どもはそうはいかないため、ネットの情報に溺れてしまっている人が多い。何を信じ、選択してよいのかわからない。そのような状況に陥っているということが、赤ちゃん訪問した時に発覚する。
- 保健センターに電話をかける等、自らアクションを起こせるのならまだいいが、そうでない人が多い。
- そもそも妊婦が保健センターの役割を理解しておらず、妊娠・出産の際に保健師が相談相手になってくれることを知らない。また、保健センターが身近な場所であり、自分を担当する保健師がいるということ自体を知らない。保健師の役割も理解しておらず、保健センターに行けば何とかできるという発想がない。母子手帳の交付の時に面談をするが、それきりになっている状況がある。
- 相談窓口の電話もあるが、大きな問題がある場合に相談するという認識であり、身近なものとなっていない。

(出産・育児に対する意識)

- 今の妊婦は必要物を用意するのが遅いと感じる。便利になっているのが災いして、悠長に構えてしまっているのではないかと感じる。昔は母や祖母が教えてくれたが今は近くにいないため、自分で早めに用意すべき等の当たり前のことがわからない。
- お産に対しても同様であり、自分で産んで育てるという意識が低いと感じる。準備や体づくり等、お産や育児に対するイメージがなく、問題意識が低い。母親学級を受けない人もいる。自分事だという認識が必要である。
- 母親がそのような状況のため、ワンクッションある父親はさらに、他人事である。父親は実際の大変なところはあまり目にしないため、母親とすれ違いが生じる。
- 出産で疲れた体に、わからない育児でさらに、ワンオペとなると母親が精神を病まない方がおかしいと思う。責任が大きいのしかかる一方で、近くに頼れる人がいないことから、今の母親はマニュアル・答えを欲しがっている傾向にある。
- 特殊な例であるが、出産したら喫煙や飲酒をしてもよいと考える妊婦もあり、そういう部分の認識・教育もまだ根付いていないと感じる。また、ベビーベッドの柵をしないで赤ちゃんが転落する等、産後の生活における危険性を伝えることができていない。病院の退院後指導を助産師や看護師が行うが、事故予防について重点を置いていない。退院後の赤ちゃんとの生活、事故予防について、妊娠期から広めていく必要がある。

- 昔は育児に関わる人がたくさんいて見守ることができたが、今は注意してくれる人もいないため、予防ができない。生まれてからでは遅く、妊娠期からの教育がとても重要である。

(祖父母に対する意識付け)

- 祖父母世代も実際どのようにサポートしていいかわからない現状がある。母親世代とのギャップが大きすぎるため、祖父母に対する今の育児の意識づけも必要だと思う。
- 「1か月検診が終わったら外出してもよい」等、昔とは育児が違うということを祖父母世代にも理解してほしい。

【自治体への希望】

(子育て支援センター、子育てひろば等の施設の周知・PR)

- どこに外出してよいかわからない人も多く、児童館や子育てひろばが身近な存在になっていない。子育てひろば等、施設は増えているが、場所や利用方法が理解されていない。イベント情報等も含め、より一層のPRが必要と考える。
- 子育て支援センターで行っている妊婦向けのイベントを増やすことで、妊婦への周知が広がるのではないかとと思われる。

(区のHPやアプリでの情報提供)

- 葛飾区のHPがわかりづらく、いつも望む情報にたどりつくことができないため、「子育て」というくくりでまとめてほしい。葛飾区総合アプリ「ココシル」も使いづらい。若い人なら使えるかもしれないが、誰でも使えないと意味がないため、誰もが簡単に調べられるようにしてほしい。

(産後1か月検診への補助)

- 他の助産師から、産後の1か月検診の補助が必要との意見があった。母親が病院で受ける産後の検診であり、子どもの検診は行くが、母親の検診は費用がかかるため行かない人がいるようである。

(3) 発達に課題のある子どもの保護者に対するヒアリング結果

ヒアリング日時	平成 31 年 3 月 1 日（金）12：35～13：40
実施場所	葛飾幼児グループ
対象者	発達に課題のある子どもの保護者
ヒアリング形式	グループ（10 名）

【保育園、幼稚園等への通園の有無及び利用頻度、保育園や幼稚園等に通って子どもが苦勞すること及び親が苦勞すること】

- 幼稚園に週 4 日通っている。年少の時は行きたがらず、毎日泣いて大変だった。幼稚園の課題の指示が通らず、家でもやってほしいと言われて困ったが、どうやって教えたらいいのかを考え、簡単な言葉で短く伝えるようにしてやってみた。最近はあまり困ることがなくなってきた。
- 幼稚園に週 4 日通っている。あまり苦勞はなかったが、年少の頃は行きたがらなく大変だった。朝の準備、帰りの準備が遅いと幼稚園から指摘されたこともある。
- 幼稚園に週 4 日通っている。年少の頃は言葉が出なかったため、先生や友達とコミュニケーションが取れず困った。年少の終わりから言葉が出てくるようになり、年中になって意思の疎通ができるようになってからは、問題なくコミュニケーションが取れている。行きたがらないことはないが、先生に伝わらなかった出来事を子どもが家で話すこともあった。
- 保育園に週 4 日通っている。いまだに朝は行きたがらず、帰りは帰りたがらない。気持ちの切り替えに時間がかかるが、一人になる時間を設けると、自分で考え切り替えることができる。そのことに家で気付いたため、保育園の先生にもそのように対応してほしい旨を伝えている。
- 保育園に週 4 日通っている。2 歳で入園したが、その前は祖母に預かってもらっていたため、最初の 1 年は送り出しで泣き、1 か月給食を食べず呼び出しがあったこともあった。年少から年中にかけて周りはおしゃべりが始まるが、息子はおしゃべり等の理解が遅くて、友達づくりに躓いてしまった。先生に相談するとともに、休日等に友達づくりの機会を増やしてあげなければいけないと考え、対応した。切り替えがうまくないが、葛飾幼児グループで鍛えられて、今は精神が強くなったと思う。私自身も子どもとの離れ方がわからなかったが、子どもとの距離の取り方を周りのママや先生に教えてもらった。
- 幼稚園に週 5 日通っている。入園当初は、手が出たりかみついたりする等して、友達とうまく付き合えなくて大変だった。手先が不器用で幼稚園の制作物ができず、先生が一人付きっきりで手伝っていたこともあった。制服も一人では着られず登園の準備が大変だったが、今は一人でできるようになっている。
- 幼稚園に週 4 日通っている。入園当初から、ある友達にいつも突き飛ばされていて、それがきっかけで幼稚園に行きたがらなくなった。それでも行かせるようにし、幼稚園とも話し合いを続けたがおさまらなかったため、転園するよう園から依頼された。しかし、本人が嫌だと言ったため、相手に先生を一人つけてもらうことで収まった。そのあたりから息子本人も覚悟が出来たのか「やめて」と言えるようになり、秋口ぐらいから普通に通えるようになった。
- 保育園に週 4 日、葛飾幼児グループに週 1 日通っている。1 歳から保育園に通っているが、食べたくないものは食べず、それが保育園でも許されていたため、おやつを食べずに帰ってくることもあった。言葉が出るのも遅かった。2 歳の時に兄のいる保育園に転園した。離れる時に泣いてもお兄ちゃんのいる教室に行って助けてもらっていた。今年、兄が卒園したため保育園に行くのが嫌になって、毎朝行きたがらなくなっている。滑舌が悪いため、先生や友達とのコミュニケーションが難しい状態であり、本人も伝わらないと諦めている。

- 幼稚園に週4日通っている。始めの3か月くらいは幼稚園に行きたがらなかった。1～2か月前から、また行きたがらなくなり、毎日「おなかが痛い」と言うようになった。毎日言うので大きい病院を受診したところ便秘という診断であったが、精神的な理由かもしれないため、来週病院を受診する予定である。幼稚園に行ってしまうと楽しんでいるようである。着ていた服を全部脱いだり、押し入れにかくれたりしているようだ。幼稚園も葛飾幼児グループも同じように嫌がるが、来てしまえば大丈夫である。

【幼稚園・保育園の先生とのコミュニケーション】

- 保育参観の際に面談したり、送迎時に担任の先生と話したりしている。療育でのアドバイスがあったら教えてほしいと言われており、そういった話をしたり、相談をしたりしている。
- 送迎時に先生と話す機会がある。また、言葉が遅かったことから幼稚園での出来事が見えにくかったため、定期的に知らせてもらうよう依頼していた。先生とコミュニケーションがとれない時は先生から電話がきたり、子どもの様子がおかしい時は先生に時間をとってもらったり、面談の時に相談したりしていた。先生に子どもの特性を理解してもらえなかったのが苦労したが、関わりを持ってもらえるようにしていた。療育の先生の接し方を園でもしてもらえるよう、お願い等もしていた。

【子育てひろばや一時保育の利用の有無、利用してみての感想、利用したことがない場合はその理由と今後どう改善されたら利用してみたいか】

- 一時保育は、登録に行かなければいけないのが大変である。一時保育は急に必要となるが、事前の面談や1～2時間の預ける練習が必要と言われ、預けたいと思っても急に預けることができないため不便さを感じた。
- 利用している施設は4時間、6時間、8時間の中から利用時間を選ぶが、1～2時間でも利用できるようになるとありがたい。また、イレギュラーな用事で基本時間(9時～17時)の前後も預けなければならない時があるが、実家が遠く亀有にある24時間の一時保育に預けなければならないため、もう少し融通が利くとありがたい。短時間でも長時間でも使いやすい形態になるとよい。
- 施設により予約方法が違う点が不便である。最初に利用していた施設は、利用する1か月前に毎回電話予約をしなければならなかったが、現在利用している施設は月2回の電話で半月分をまとめて予約ができる。予約の手間がかかることから、登録料はかかるが予約が楽な方に変えることにした経緯がある。
- 子育てひろばという名前だけでは、保育園に通っていない人は何かわからず、行っているものなのかわからない。広報等で周知してもらえるとよい。
- 児童館は利用したことがあるが、おもちゃの取り合いが始まると大変だった。子どもが大きくなり、今は利用していない。

【小学校入学に向けて不安な点】

- 小学校1年生の兄と比べると、同じことをできるか不安である。椅子に座っていること自体が難しく、黒板を見てノートを写すことができるのか、先生の言っていることを理解できるのか、1対1ではない状況に対応できるのか等に加え、そもそも通うことができるかという根本的な問題も含め、全てが不安である。年長時にある就学相談で相談したいと思っている。
- いじめが不安である。登校拒否等、二次障害が一番怖いと思っている。登校拒否を体験しても、社会に復帰できる人と精神病になってしまう人がいるが、どうやったら復帰できる人になり、どうやったら精神を病んでしまうのか、そのあたりが不安である。
- 放課後の過ごし方について、自分で調べなければ情報がなく、不安である。学校公開が土曜日のみであ

るが、土曜日に子ども預けることができないため、学校公開に行けていないのが現状である。

- 障害はないが発達の数値が低いと、小学校入学後は普通級で支援を受けることとなるが、放課後は放課後等デイサービスに入れるのか、若しくは学童に入れるのか、不安である。放課後等デイサービスについて、チラシや広報等でより周知してもらえると、探さなくても情報を入手することができるため、不安が一つ軽減されると考える。
- 放課後等デイサービスの申し込み時期もよくわからない。

【その他】

- ママ友と子どもを連れて会う時に、子どもを自由に遊ばせられる場所がない。ランチができ、キッズルームで遊ばせられるような大きい施設がないと感じている。葛飾区の児童館についてはよくわからないため、情報が欲しい。公園以外に、気軽に行ける施設があるとよい。

(4) 児童虐待の専門支援者等に対するヒアリング結果

ヒアリング日時	平成 31 年 3 月 8 日 (金) 14 : 00~15 : 00
実施場所	健康プラザかつしか
対象者	児童虐待の専門支援者等
ヒアリング形式	グループ (4 人)

【事業の現状について】

(養育支援訪問事業)

- 複数の区にて事業を担当しているが、区によって仕様が全て違う。葛飾区においては産後うつや一時保護から返ってくるきっかけとして養育支援訪問事業を利用するまで、利用者のレベルは様々である。
- 葛飾区の養育支援の報告書はサインをするだけだが、他の区はヘルパーやコーディネーターまで細かな記載を求められるところもある。葛飾区の方法は伝えたい必要な情報が完全には伝わらず、やりやすいとは言えない。
- 国の方針に則って「指導」を重視すると家庭に拒否されることが多いが、「支援」のサービスとするほうが、家庭と良好な関係を構築できていると感じている。特に、学習支援であったり、食の支援の名目であったりすると家庭に入りやすい。
- 葛飾区は利用者を尊重しているような印象を持っている。

(ショートステイ事業)

- 4 年前は 1 年間に 100 弱の利用であったが、昨年からレスパイトでの利用が急増している。レスパイトでの利用は 4 泊/月の制限をかけているが、目一杯使う人が多い。
- 利用者の 8~9 割がレスパイトであり、そのほとんどが生活保護、ひとり親世帯である。リピーターが多く、毎月必ず使っている家庭もある。また、祝日・日曜の利用が増えている。
- 2 歳~15 歳まで預かり可能であり、小学校低学年くらいの預かりが多い。しかし、居室が 2 室のみであり、3 か月に 1 回は定員になることがある。
- 発達障害やコミュニケーションに障害を持つ子があり、配慮しなければいけない子の利用も増えている。
- 食事に配慮しなければいけない子の利用については、お弁当を注文している。なお、子どもだけがお弁当を食べるのではなく、職員も一緒にお弁当を食べるといった配慮をしている。
- 利用が増えたきっかけは分からないが、葛飾区は 200 円の負担でタクシーを利用して送迎が出来るので、負担は少ないのではないかと考えている。
- 利用はないが、宗教的に食事の配慮をお願いしたいという相談があった。
- 要支援ショートステイが緊急一時保護の代替で利用されているが、職員の負担は多い。

(ホームスタート事業)

- 本人の気持ちを尊重するために、本人が申し込むのが原則であり、親の孤立を避けることが目的である。
- ボランティアになる人には 8 日間の研修を行っている。コミュニケーション向上を図る研修も実施しており、利用者との良好な関係性構築を目指している。

- 親が孤立し、なかなか自分で物事を発信しないことが課題である。

【事業の課題について】

(養育支援訪問事業)

- 他の区と比較して葛飾区的方式がやりやすいとは言えないところがある。報告書はシンプルで負担は少ないが、必要な情報が伝わりにくいということがある。
- 家庭への介入に際しては利用者と直接連絡が取れるのでやりやすいと感じている。
- 遠方から葛飾区に支援に訪れることもあり、交通費の負担が重いのが課題である。

(ショートステイ事業)

- 職員の確保が課題である。児童養護に興味を抱いている学生にアルバイトに入ってもらっている。また、実習生にも入ってもらっている。

(ホームスタート事業)

- ボランティアを集めるのが大変である。
- 無料であり、短期間の支援のため、ニーズ量が多い。職員の確保の問題もあるので、あまりに大量に受けられない現状がある。

【手元へ届くための方策・期待する取組】

(ホームスタート事業)

- チラシをおいているだけではなかなか集まらず、区報に掲載されると効果がある。
- 区の補助事業として、区の名前が入っていることは事業の信頼性が向上する。

(養育支援訪問事業)

- 家庭によっては連絡がつかない、拒否されるということが多くある。
- 食の支援が介入のきっかけとしてよい切り口であると考え。なお、他の区で行っている食の支援は訪問型・宅配型を選択でき、宅配型の方が抵抗感を感じる事が少ないようである。
- ヘルパーは区の委託で行っているにも関わらず、受け入れがよいことがある。区との役割分担をしっかりと行い、指導役ではなく支援役であることを明確にすることがよいと考える。

(ショートステイ事業)

- 区報がきっかけの利用もあるが、ご自身で調べてくることも多い。
- 子育て相談を区が受けると、ショートステイに繋げることもある。

【その他】

- 事業者は区の支援に繋げることが役割であるが、地域のネットワークでどのように繋げていけるか、地域団体同士のネットワークができるとうい。
- 他の事業者をどれくらい伝えたらよいか分からない。区から発信があるとよい。
- 運営管理費がかかるので、もう少し補助金をいただけるとよい。

5. 地域子ども・子育て支援事業に関わる事業実施状況

■平成31年4月1日現在

事業名		単位	実績
1	利用者支援事業	施設数（特定型）	1
		施設数（母子保健型）	12
2	時間外保育事業	施設数（1時間以上）	99
3	放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）	入会児童数	4,775
		施設数	88
4	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	定員	5
		施設数	1
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）	定員	10
		施設数	1
5	地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）	施設数	43
6	一時預かり事業	定員	262
		施設数	33
7	病児・病後児保育事業	定員	44
		施設数	11
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	年間延べ実施回数	5,287
		会員数（サポート会員）	260
9	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	訪問件数	3,140
10	養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）	年間延べ利用人数	457
11	妊婦健康診査事業	延べ利用件数（妊婦健診及び超音波検査）	49,075
		妊婦健診実施回数	14
		超音波検査実施回数	1
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	事業実施に向けて検討	
13	多様な主体の参入促進事業	事業実施に向けて検討	

6. 用語解説

索引	用語	解説
ア	ICT	Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー／情報通信技術）の略。
イ	育児支援ガイドブック	妊娠中の方や就学前までのお子さんを育てていく中で必要な健診や予防接種等の情報のほか、パパに知ってもらいたいママへのサポートのポイントや区内のお出かけスポット等の情報を掲載している。
エ	エジンバラ産後うつ問診票	エジンバラ産後うつ問診票（EPDS）は、出産後の母親がうつにかかっているかどうかを早期に発見する（スクリーニング）ために使用するもので、10 項目の質問で構成される。
	M字カーブ	女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）は、学校卒業後 20 歳代でピークに達し、その後、結婚・出産期に当たる年代（30 歳代）にいったん低下し、育児が落ち着いた時期（40 歳代）で再び上昇する傾向があり、年代別の労働力率を折れ線グラフで表すと、アルファベットの「M」に似た曲線を描くことから、日本人女性の就業状況を示す言葉として「M字カーブ」と一般的に表現している。
カ	葛飾教育の日	平成 23 年度から葛飾区内の小・中学校において、毎月 1 回第 2 土曜日を原則として、8 月を除く年間 11 回を「葛飾教育の日」と定め、保護者、地域の方々を対象に学校を公開している。
	家庭的保育事業	主に満 3 歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、利用定員が 5 人以下で、家庭的保育者の居宅又はその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項）
キ	基本指針	子ども・子育て支援新制度の下、教育・保育の提供体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項並びに市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項等について定め、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための指針で国が定めたもの。
	教育標準時間	1 日 3～4 時間の幼児教育の時間。
	教育・保育施設	認定こども園法第 2 条第 6 項に規定する認定こども園、学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所のこと。（子ども・子育て支援法第 7 条）
	居宅訪問型保育事業	主に満 3 歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項）
コ	後期実施計画	平成 25 年度から 10 年間を計画期間とする基本計画に基づき、令和元年度から 4 年間の事業計画をまとめたもの。
	行動計画策定指針	次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、次世代育成支援対策の内容に関する事項、行動計画において達成しようとする目標、内容及び実施時期を定めるに当たって参酌すべき標準、その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項について、計画策定の際の指針として、国が定めたもの。

索引	用語	解説
	合計特殊出生率	出産可能年齢（15～49 歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」。本区では平成 25 年 6 月に設置。
	子ども・子育て関連 3 法	子ども・子育て支援新制度に関わる 3 つの法律を総称して子ども・子育て関連 3 法と呼ぶ。 ○「子ども・子育て支援法」 ○「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」 ○「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」
	子ども・子育て支援新制度	平成 27 年 4 月からはじまった、「認定こども園」の普及や地域の様々な子育て支援の充実等、多様な保育の確保により、待機児童の解消に取り組むとともに、子育て中の全ての家庭を支援する制度。子ども・子育て支援新制度では以下のような目的が掲げられている。 ○ 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供 ○ 保育の量的拡大・確保 ○ 地域の子ども・子育て支援の充実
	子ども発達センター （児童発達支援センター）	児童発達支援センターは、地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。 子ども発達センターは、発達に課題のある、1 歳 6 か月から就学前までのお子さんの発達を支援する葛飾区の施設名称で、児童福祉法に基づく、福祉型の児童発達支援センターに位置付けられる。 ※「児童発達支援センター」は法律用語、「子ども発達センター」は区の施設名
	コーホート変化率法	あるコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。
	雇用均等基本調査	男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的として厚生労働省が実施する調査で、統計法に基づく一般統計調査。企業・事業所を産業・規模別に層化し、一定精度を確保しつつ抽出する、層化無作為抽出法により、毎年 10 月に実施され、企業のポジティブ・アクション（女性の活躍推進）、セクシュアルハラスメントに関する取組や、事業所における育児・介護休業制度、子の看護休暇制度等に関する事項、母性保護制度等に関する事項、母性健康管理制度に関する事項、短時間正社員制度等について調査を実施。
サ	産後うつ病	産後に発症するうつ病。

索引	用語	解説
シ	支給認定	子どもの保護者が、幼稚園、保育所、認定こども園や地域型保育事業を利用する際に市町村に申請し、受ける認定のこと。保護者の申請を受けた市町村が、保育の必要性を認定したうえで給付を支給する仕組み。認定区分は以下の３つ。（子ども・子育て支援法 第 19 条） ○満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの（１号認定子ども） ○満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（２号認定子ども） ○満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（３号認定子ども）
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	仕事と生活の調和を推進するための「大きな方向性」を提示し、仕事と生活の調和の必要性、調和が実現した社会の姿、その実現に向けた各主体の役割を明確にするものとして、平成 19 年 12 月に関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において策定。
	事業所内保育事業	主に満３歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、事業主が自ら設置する施設等において、事業所の従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を行う事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項）
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする法律（平成 15 年 7 月に公布）。
	施設型給付費	認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。市町村が確認する教育・保育施設から教育・保育を受けたときに支給されるもので、教育・保育に要した費用として国が定める基準により算定した費用の額から保護者の所得の状況等を勘案して市町村が定める利用者負担額を差し引いた額をいう。
	市町村子ども・子育て支援事業計画	5 年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成。（子ども・子育て支援法第 61 条）
	小１の壁	小学校入学後の放課後対策の量の不足等により、主に共働き家庭において、働き方を変更せざるを得なくなる社会的な問題。
	小規模保育事業	主に満３歳未満の保育の必要な乳児・幼児を対象とし、利用定員が 6 人以上 19 人以下で保育を行う事業。（児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項）
	小児生活習慣病	高血圧症・糖尿病・高脂血症・動脈硬化症等の生活習慣病は成人の病気とされていたが、近年は子どもにもすでに生活習慣病ないしその予備軍が増加していることから、厚生労働省はとくに子どもの生活習慣病を「小児生活習慣病」とし、予防検診等に取り組んでいる。厚生労働省では生活習慣病がすでに顕在化しているもの（第 1 群）、潜在している生活習慣病（第 2 群）、生活習慣病の危険因子がすでに小児期にみられるもの（第 3 群）に分類。
	新制度に移行した幼稚園	子ども・子育て新制度により、国が定めた施設型給付を受けて運営する幼稚園

索引	用語	解説
ス	スクールカウンセラー	臨床心理士等の資格をもった学校配置の心理専門職。児童・生徒の心理状況の把握や、相談の受け止めや助言、いじめ・不登校の防止等を図る職務に当たっている。児童・生徒からの相談が基本であるが、子育てについて保護者からの相談も受ける。葛飾区では、小学校に週1日、中学校には週2日（夜間学級には週4時間）配置。
	スクールソーシャルワーカー	社会福祉士等の資格を有する者で、子どもを取り巻く環境に働きかけて、子どもが自分だけでは解決できない様々な問題の解決の支援を行う。スクールカウンセラーが子どもの心の傷を癒すために1対1で子どもの相談に乗るのが基本であるのに対して、スクールソーシャルワーカーは保護者や教員、地域社会、社会福祉施設等に働きかけて、子どもを取り囲む環境を改善することにより、問題を解決していく点に特徴がある。
タ	体外受精・顕微授精	体外受精は、体内で受精が難しいと考えられる場合に、女性の子宮から卵子を採取し、体外で精子と受精させた後、卵を子宮の中に戻す方法。 顕微授精は、顕微鏡で見ながら、細いガラス管を卵子に刺入して、卵子内に精子を注入して受精させる方法。
チ	地域型保育給付費	小規模保育事業や家庭的保育事業等（地域型保育事業）への給付。「施設型給付費」の項目参照。
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。（子ども・子育て支援法第7条）
	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法第59条の規定により定められた以下の13の事業をいう。①利用者支援事業、②時間外保育事業、③放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ事業）、④子育て短期支援事業（ショートステイ事業・トワイライトステイ事業）、⑤地域子育て支援拠点事業（子育てひろば事業）、⑥一時預かり事業、⑦病児・病後児保育事業、⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、⑨乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）、⑩養育支援訪問事業（育児支援訪問事業）、⑪妊婦健康診査事業、⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑬多様な主体の参入促進事業
テ	デンタルIQ	むし歯等の歯の病気や予防に関する知識や理解度を示すもの。 歯の健康に関する知識を持つことだけではなく、正しい歯磨き習慣、定期的な歯科健診の受診等の具体的な行動を実践することでもデンタルIQを高めていくことにつながる。
ト	特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」。
	特定地域型保育事業者	市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する「地域型保育事業を行う事業者」。
	特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法に基づき特定事業主（国や地方公共団体等）が策定する、職員の仕事と家庭の両立を支援する行動計画のこと。一方、国や地方公共団体等以外の者を一般事業主といい、そのうち常時雇用する労働者が100人を超える企業は、「一般事業主行動計画」の策定が義務付けられている。
	特定妊婦	出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。
	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条の規定により、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や広域的な調整、市町村に対する必要な助言及び適切な援助、専門性の高い施策等について取りまとめた、都道府県が策定する計画。

索引	用語	解説
二	認定こども園	学校教育・保育及び地域における子育て支援を一体的に提供する施設。幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型の4類型がある。特に幼保連携型認定こども園は、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の認可施設となる。
ハ	バリアフリー	障害のある人や高齢者等の社会的弱者が社会生活をしていくうえで、障壁（バリア）となるものを除去すること。物理的障壁だけでなく、より広く社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁を除去するという意味でも用いられる。
	パブリックコメント	行政機関が規則あるいは命令等を決めようとする際に、あらかじめ案を公表し、広く公（パブリック）に、意見・情報・改善案（コメント）を求める手続き。
ホ	保育短時間認定	保育が必要となる事由が保護者の就労（48 時間以上 120 時間未満）の場合に該当し、1 日あたり8時間までの保育利用に対応する。
	保育標準時間認定	保育が必要となる事由が保護者の就労（120 時間以上）の場合に該当し、1 日あたり 11 時間までの保育利用に対応する。
ミ	未婚化・非婚化・晩婚化	未婚化とは結婚する人が少なくなり、生涯独身で暮らす人が増えることで、個人の価値観等から結婚しないことを選択する人が増えることを非婚化。晩婚化とは、結婚する年齢が遅くなること。
ワ	ワーク・ライフ・バランス	「国民一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を目指すもの。（仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章）

第二期葛飾区子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：葛飾区

編集：葛飾区子育て支援部育成課

〒124-8555 東京都葛飾区立石 5-13-1

電話 03-5654-8293（直通）

ファクス 03-5698-1533

葛飾区ホームページアドレス <http://www.city.katsushika.lg.jp/>

この冊子は、印刷用の紙へリサイクルできます。

